

危険物規制事務審査基準

平成 2 9 年(2017 年)4 月 1 日制定

平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 2 3 日改正

令和 4 年 (2022 年) 3 月 8 日改正

令和 5 年 (2023 年) 2 月 1 7 日改正

令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日改正

防府市消防本部予防課

目 次	頁 No.
第 1 章 総則	1-1
第 2 章 事務手続き等に関する事項	2-1
第 1 設置又は変更の許可申請	2-1
第 2 手数料の徴収	2-8
第 3 中間検査	2-9
第 4 完成検査申請及び完成検査前検査申請	2-10
第 5 仮使用承認申請	2-14
第 6 譲渡又は引渡の届出	2-18
第 7 品名、数量又は指定数量の倍数変更届	2-20
第 8 廃止届等	2-21
第 9 軽微変更届出等	2-22
第 1 0 仮貯蔵及び仮取扱いの承認	2-25
第 1 1 予防規程の認可	2-27
第 3 章 製造所の基準	3-1
第 1 規制範囲等	3-1
第 2 最大数量の算定	3-1
第 3 製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準	3-2
1 保安距離	3-2
2 保有空地	3-3
3 掲示板	3-6
4 建築物の構造	3-6
5 屋根	3-7
6 窓及び出入口	3-8
7 傾斜、貯留設備	3-9
8 換気設備、可燃性蒸気等の排出設備	3-9
9 油分離装置、囲い	3-13

10	危険物のもれ、あふれ等の防止構造	3-13
11	電気設備	3-14
12	静電気除去装置	3-17
13	避雷設備	3-17
14	危険物を取り扱うタンク	3-17
15	配管	3-21
16	配管の腐食防止措置	3-24
17	配管の支持物	3-25
18	配管及び弁の表示	3-26
19	危険物配管における危険物以外の物品の取扱い	3-27
20	危険物配管以外の配管	3-27
21	電動機等の設置位置	3-27
22	休憩室の設置	3-27
第4章	屋内貯蔵所の基準	4-1
第1	平屋建の屋内貯蔵所	4-1
第2	平屋建以外の屋内貯蔵所	4-3
第3	他用途を有する建築物に設ける屋内貯蔵所	4-3
第4	特定屋内貯蔵所	4-4
第5	危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所	4-5
第6	危険物以外の物品の貯蔵	4-5
第7	リチウムイオン蓄電池の貯蔵	4-6
第5章	屋外タンク貯蔵所（容量500kl未満に限る）の基準	5-1
1	保安距離	5-1
2	敷地内距離	5-1
3	保有空地	5-2
4	標識及び掲示板	5-2
5	タンクの材質、板厚等	5-2
6	耐震、耐風圧構造	5-3
7	放爆構造	5-6
8	外面塗装	5-7

9	底板の防食	5-7
10	通気管	5-10
11	自動表示装置	5-10
12	注入口	5-11
13	ポンプ設備	5-12
14	弁	5-15
15	水抜管	5-16
16	配管	5-16
17	緩衝装置	5-16
18	緊急遮断弁	5-16
19	避雷設備	5-16
20	防油堤	5-17
21	歩廊橋	5-17
22	タンク冷却用の散水設備	5-17
第6章	屋内タンク貯蔵所の基準	6-1
第1	規制範囲	6-1
第2	屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準	6-1
1	平屋建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所	6-1
2	平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所	6-3
第7章	地下タンク貯蔵所の基準	7-1
第1	規制範囲	7-1
第2	地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準	7-1
1	地下タンク貯蔵所（鋼製一重殻タンク）	7-1
2	二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所	7-10
(1)	直埋設構造	7-10
(2)	鋼製二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所	7-12
(3)	鋼製強化プラスチック製 二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所	7-12
(4)	強化プラスチック製 二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所	7-13

3	危険物の漏れを防止することができる	
	構造の地下タンク貯蔵所	7-14
第8章	簡易タンク貯蔵所の基準	8-1
第1	貯蔵所又は取扱所の判断基準	8-1
第2	簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準	8-1
第9章	移動タンク貯蔵所の基準	9-1
第1	積載式又は積載式以外の区分	9-1
第2	移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準	9-1
1	移動タンク貯蔵所	9-1
2	積載式移動タンク貯蔵所	9-3
3	航空機又は船舶の燃料タンクに	
	給油する移動タンク貯蔵所	9-5
4	国際海事機関が採択した危険物の運送に	
	関する規程（IMDGコード）に定める	
	基準に適合する移動タンク貯蔵所	9-5
第3	移動タンク貯蔵所の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	9-8
第10章	屋外貯蔵所の基準	10-1
第1	規制範囲	10-1
第2	屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準	10-1
第11章	給油取扱所の基準	11-1
第1	規制範囲	11-1
第2	給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準	11-6
1	屋外営業用給油取扱所	11-6
(1)	給油空地	11-6
(2)	給油空地の間口に面する側にある河川、	
	歩道、ガードレール等の取扱い	11-7
(3)	注油空地	11-10
(4)	可燃性蒸気、漏れた危険物の滞留防止措置	11-10
(5)	危険物等の流出防止措置	11-11
(6)	専用タンク及び廃油タンク等	11-13

(7)	専用タンクの構造等	11-14
(8)	固定給油設備等への配管	11-16
(9)	固定給油設備等の構造	11-16
(10)	固定給油設備等の表示	11-18
(11)	固定給油設備の位置	11-18
(12)	固定注油設備の位置	11-19
(13)	懸垂式固定給油設備等の緊急停止装置	11-20
(14)	建築物の用途制限等	11-20
(15)	建築物等の構造等	11-22
(16)	防火塀	11-27
(17)	ポンプ室等	11-33
(18)	電気設備	11-34
(19)	附随設備	11-38
(20)	その他の設備	11-41
2	屋内営業用給油取扱所	11-46
(1)	建築物の構造、用途制限	11-46
(2)	屋内に設ける通気管	11-47
(3)	過剰注入防止設備	11-47
(4)	多用途との区画	11-47
(5)	所有者等の住居等との区画	11-47
(6)	窓及び出入口	11-48
(7)	可燃性蒸気流入防止構造	11-48
(8)	二方開放屋内給油取扱所	11-48
(9)	一方開放屋内給油取扱所	11-52
(10)	可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみ	11-54
(11)	上部に上階を有する屋内給油取扱所	11-55
3	圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所	11-60
4	圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	11-61
5	自家用給油取扱所	11-61
6	メタノール若しくはエタノール又はこれらを	

含有するものを取り扱う給油取扱所	11-63
7 顧客に自ら給油等させる給油取扱所	11-64
8 E T B E 含有ガソリンを取り扱う給油取扱所	11-65
第 3 貯蔵及び取扱いの基準	11-65
1 危険物の最大取扱数量	11-65
2 貯蔵及び取扱いの基準	11-65
(1) 駐車場に関する事項	11-65
(2) 自動車等の点検・整備等に関する事項	11-66
(3) 物品の販売に関する事項	11-67
(4) 荷卸し時の固定給油設備等の使用に関する事項	11-68
(5) 単独荷卸しに係る事項	11-68
第 1 2 章 販売取扱所の基準	12-1
第 1 規制範囲	12-1
第 2 取扱数量の算定	12-1
第 3 販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準	12-1
1 第 1 種販売取扱所	12-1
2 第 2 種販売取扱所	12-2
第 1 3 章 一般取扱所の基準	13-1
第 1 規制範囲	13-1
第 2 最大数量の算定	13-6
第 3 一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準	13-6
1 危政令第 1 9 条第 1 項を適用する一般取扱所	13-6
2 危政令第 1 9 条第 2 項を適用する一般取扱所	13-6
(1) 共通事項	13-7
(2) 吹付塗装作業等の一般取扱所	13-7
(3) 洗浄作業の一般取扱所	13-8
(4) 焼入れ作業等の一般取扱所	13-8
(5) ボイラー等の一般取扱所	13-9
(6) 充てんの一般取扱所	13-11
(7) 詰替えの一般取扱所	13-12

(8) 油圧装置等の一般取扱所	13-13
(9) 切削装置等の一般取扱所	13-13
(10) 熱媒体油循環装置の一般取扱所	13-13
(11) 蓄電池設備等の一般取扱所	13-13
3 高引火点危険物の一般取扱所	13-14
4 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所	13-14
5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所	13-14
6 リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所	13-14
第14章 移送取扱所の基準	14-1
第1 規制の対象	14-1
第2 規制範囲	14-4
第3 許可数量の算定	14-7
第4 構造等	14-7
第15章 消火設備の基準	15-1
第1 消火設備の技術上の基準	15-1
1 共通事項	15-1
2 著しく消火困難な製造所等の消火設備	15-2
3 第4種消火設備	15-4
4 第5種消火設備	15-4
5 電気設備の消火設備	15-4
6 所要単位、能力単位の計算方法	15-5
第2 各施設別消火困難性の区分	15-6
第16章 警報設備の基準	16-1
1 警報設備の設置区分	16-1
2 警報設備の留意事項	16-1
3 自動火災報知設備の基準	16-2
第17章 避難設備の基準	17-1
1 避難設備の設置区分	17-1
2 避難設備の技術基準	17-1

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この審査基準は、消防法、消防法施行令、消防法施行規則、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示、防府市危険物の規制に関する規則、防府市危険物の規制に関する事務取扱規程に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 用語

この審査基準の法令名等の略称は、次のとおりとする。

- 1 「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 「施行令」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 「施行則」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- 5 「危省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- 6 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）をいう。
- 7 「防危則」とは、防府市危険物の規制に関する規則（平成 4 年規則第 7 号）をいう。
- 8 「防危事」とは、防府市危険物の規制に関する事務取扱規程（昭和 56 年消防本部訓令第 3 号）をいう。
- 9 「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。

第 3 その他

基準根拠となる通知、質疑回答等の文書記号・番号を登載した。

第2章 事務手続き等に関する事項

第1 設置又は変更の許可申請

1 申請区分に関する基本的事項（S52 消防危 182）

製造所等において他の施設区分への転換を行う場合及び、貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合は、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経て法第11条第1項前段に定める設置に係る許可を必要とする。

製造所等について変更工事を行う場合のほか、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される法第10条第4項の技術上の基準が異なることとなる場合（例えば、危政令第9条第2項の施設を同条第1項に変更するときにおいて位置、構造及び設備の変更がない場合にあっては同様。）には法第11条後段の変更に係る許可を必要とする。

なお、同一施設区分の中で製造所等の用途が基本的に変更される場合は、「廃止→設置」による手続きを必要とする。

2 製造所等の許可申請区分の具体例

(1) 設置許可申請の対象となるもの

ア 製造所等を設置しようとするとき

イ 製造所等の主体部分を解体して、同一敷地内に移設しようとするとき

ウ 製造所等を他の敷地に移設しようとするとき（同一敷地内での移設は、変更許可申請の対象（S52 消防危 149））

エ 屋内タンク貯蔵所の屋根を撤去し、屋外タンク貯蔵所とするとき

オ 危政令第19条第2項第6号により許可を受けていた施設の油圧装置を撤去し、新たに発電設備を設け、第19条第2

項第 3 号の施設となるとき

(2) 変更許可申請の対象となるもの

ア 製造所等の構造又は設備を変更しようとするとき（ただし、軽微変更届等により処理する場合を除く。）

イ 移動タンク貯蔵所の位置を変更しようとするとき（ただし、同一敷地内における位置変更は、軽微変更届による。）

ウ 営業用給油取扱所を自家用給油取扱所に、又は自家用給油取扱所を営業用給油取扱所に変更しようとするとき

エ 屋外タンク貯蔵所で既設のタンクと直径及び高さが同規模以下のタンク本体のみの建て替えを行う場合（H11 消防危 58）

3 申請書等の記載

(1) 申請者

ア 申請者は設置者とすること。この場合において、設置者と同一組織内にあり代理権を有する者は申請者となることができる。

イ 申請者が代理人を定めて申請する場合は、委任事項を具体的に記載した委任状を添付すること。

(2) 設置者

製造所等の設置者は、所有者等その設置及び維持について権限を有するものであること。（S58 消防危 119）

(3) 危険物の類、品名、最大数量

ア 品名は法別表で定める品名のほか、化学名等を併記すること。

なお、品名又は指定数量が不明な物品については、危険物データベース登録確認書等を添付すること。

イ 移動タンク貯蔵所において 2 以上の危険物を積載する場合は、すべての類・品名を記載すること。

ウ 倉庫業等で貯蔵する危険物の品名が確定しない場合は、取り扱う可能性があるすべての類・品名を記載すること。

エ 最大数量は、次により算出した数量とすること。

(ア) 製造所、一般取扱所

製造所の基準第 2 により算出した数量とする。

(イ) 屋内貯蔵所

上記ウの場合は、予想される貯蔵品目の組み合わせのうち、最大の倍数となるものを当該貯蔵所の貯蔵量とする。

(ウ) 屋外タンク貯蔵所

危政令第 5 条第 2 項に規定するタンクの容量とする。(以下(エ)、(オ)、(キ)について同じ。)

(エ) 屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所

2 以上のタンクを設置する貯蔵所は、各タンクの容量を合計した数量とする。

(オ) 移動タンク貯蔵所

a 2 以上のタンクを同時に積載する移動タンク貯蔵所（積載式タンクコンテナ）は、各タンクの容量を合計した数量とする。

b 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が 5 % 以上 1 0 % 以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が 1 0 % を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えない。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物について算定して差し支えない。（H10 消防危 90）

(カ) 屋外貯蔵所

当該施設内に貯蔵する危険物の合計量とする。

(キ) 給油取扱所

専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量を合計した数量とする。(S62 消防危 38)

(ク) 販売取扱所

当該施設内に収納する危険物の合計量とする。

(ケ) 移送取扱所

a 栈橋に着栈する船舶において危険物の入出荷を行う移送取扱所は、受入・出荷能力、稼働時間等を考慮し、実態に即した最大取扱量を算定する。

b 事業所間で危険物の移送を行う移送取扱所は、配管の条数、ポンプ能力、使用形態を考慮し、実態に即した最大数量を算定する。

(コ) その他

電気自動車の製造等に伴い一時的に建築物内に置く必要がある車載用リチウムイオン蓄電池について、当該車載用リチウムイオン蓄電池等の状況が次の a から c の要件に該当する場合は、当該車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物について、指定数量の倍数の合算に含めないものと取り扱うこととして差し支えない。(R5 消防危 214)

a 車載用リチウムイオン蓄電池は次によること。

(a) 鋼板製の筐体で覆われているものであること。なお、「鋼板製の筐体で覆われているもの」については、内部セル電池が全て鋼板製の筐体で覆われ、密閉されているものをいい、筐体の接合部等のシール剤の素材が樹脂材料であるものを含む。

(b) 一の車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物の量は指定数量未満であること。

(c) 充電率が 30 % を超えないものであること。

b 車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵方法は、次によること。

(a) 車載用リチウムイオン蓄電池の相互の間隔は水平方向に 640 mm 以上、鉛直方向に 2,000 mm 以上であること。

(b) 車載用リチウムイオン蓄電池と建築物の壁との間隔は 400 mm 以上であること。

(c) 車載用リチウムイオン蓄電池と建築物の天井（天井がない場合にあっては屋根又は上階の床。以下同じ。）との間隔は鉛直方向に 2,000 mm 以上であること。

(d) 車載用リチウムイオン蓄電池と他の可燃物とは当該可燃物の性状等に応じた十分な離隔距離を設ける等、相互の延焼を防止するための措置が講じられていること。

c 車載用リチウムイオン蓄電池を置く建築物は、当該建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしたものであること。

(4) 倍数の算出方法

倍数の数値は、小数点以下第 2 位（第 3 位を切上げ）まで記載すること。また、複数の品名を計算する場合は、全部を計算したのち、小数点第 3 位を切上げるものとする。ただし、申請者の意向により、この算出方法によらない申請（小数点以下第 1 位や、切り捨てによる算出方法等）も可能とする。

(5) 添付書類（H9 消防危 35）

ア 製造所等を構成する部分のうち、危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）に係るものは、危険物施設としての一体性が明らかとなる配置図、工程図を添付すれば足りるもので、構造設備に関する明細書類の添付までは必要としない。

イ 大型製造プラント等で多数の機器、配管が設置される施設にあつては、個別の記載ではなく工程の概要を示す図（フロー図）等を添付すること。

ウ 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付し、その他の部分の図書の添付は要しない。

エ 変更許可申請に併せて仮使用承認申請を同時に行う場合は、工事中の安全対策に係る図書を添付すること。

(6) 工事整備対象設備等着工届（法第17条の14）

設置又は変更に係る消火設備、警報設備の工事が、施行令第36条の2に該当する場合は、当該設備の工事に着手しようとする日の10日前までに工事整備対象設備等着工届を提出すること。

なお、避難設備（誘導灯）についても上記と同様に提出を指導すること。

4 危険物の数量制限（建基法との関係）

建基法第48条（同法施行令第116条（危険物の数量）及び第130条の9（危険物の貯蔵又は処理に供する建築物））に規定されている用途地域別の危険物の制限量は、次表のとおりであるほか、以下の点に注意すること。

(1) 表に掲げる危険物の2種類以上を同一敷地内の建築物に貯蔵しようとする場合において、危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商の和が1までである（敷地単位で数量制限がかかるものであること。）。

(2) 第一種低層住居専用地域内、第二種低層住居専用地域内及び第一種中高層住居専用地域内においては、危険物の貯蔵又は処理に供する専用建築物は設置できない。ただし、当地域内に建築許可を受けた学校等における給湯ボイラー、非常用発電設備

の付属設備等については設置することができ、当該設備を危険物の貯蔵又は処理に供する専用建築物とすることができる。

なお、この場合において危険物の数量制限は、準住居地域における制限量以下とすること。

- (3) 地下貯蔵タンクに貯蔵する場合は、第 1 石油類及びアルコール類、第 2 石油類、第 3 石油類及び第 4 石油類については、その数量に制限はない。
- (4) 危険物の処理数量の算定について、建基法では「当該工場の作業場等において取り扱う危険物の瞬間における最大停滞数量（作業場内の機械、管、貯蔵場等の中に存置することのできる危険物の最大数量をいう。（昭和 28 年 7 月 14 付住指発第 913 号建設省住宅局建築指導課長通達））」によるものとされている。

建築基準法の危険物数量制限

品名 用途地域別	第 4 類 第 1 石油類 第 2 石油類 第 3 石油類 第 4 石油類	左記以外の危険物
	貯蔵又は処理数量	
第 2 種中高層住居専用 第 1 種住居 第 2 種住居 準住居	5 倍 (特定屋内貯蔵所、 第 1 種販売取扱所に あつては、15 倍)	1 倍 (特定屋内貯蔵所、 第 1 種販売取扱所に あつては、3 倍)
近隣商業 商業	10 倍 (特定屋内貯蔵所、 第 1 種及び第 2 種販 売取扱所にあつて は、30 倍)	2 倍 (特定屋内貯蔵所、 第 1 種及び第 2 種販 売取扱所にあつて は、6 倍)

準工業	50倍	20倍 (特定屋内貯蔵所、 第1種及び第2種販 売取扱所にあつて は、50倍)
-----	-----	---

5 工事現場等における可搬形発電設備の同一場所の取扱い

工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互に2 m以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じているものはそれぞれを一の取扱い場所としてみなして差し支えない。(R5 消防危 63)

第2 手数料の徴収

1 設置又は変更の許可申請後であって、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合

- (1) 変更により、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料の差額を新たに徴収する。
- (2) 変更により、許可手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続等の役務の提供が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。

2 設置又は変更の許可後であって、完成検査前に当該許可に係る施設を変更する場合は、改めて変更許可を要するものとして取り扱う。

- (1) 指定数量の倍数に変更がないときは、設置許可手数料の2分の1とする。
- (2) 指定数量の倍数に変更があるときは、増減後の指定数量の倍数に係る設置許可手数料額の2分の1とする。

3 同時完成検査の申請を行う場合

- (1) 設置の完成検査を伴うときは、最終の変更許可手数料と同額

とする。

- (2) 設置の完成検査を伴わないときは、最終の変更許可手数料の2分の1とする。

4 納付書による手数料納入により申請を行う場合

納付書により申請手数料の納入が行われるときは、領収済印が押印された納付書の写しを提出させることとし、確認後、行政処分について申請者に交付することとする。

第3 中間検査

1 定義（目的）

中間検査とは、防危事第4条の規定により、完成検査時に検査することができない項目、又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

2 項目及び内容

(1) 配管検査

ア 配管耐圧検査

最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により行う水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）において、配管の漏洩、変形等を確認する行為をいう。

なお、防危則第6条の規定による報告（配管検査の報告）により、当該検査を省略することができる。ただし、イの配管据付検査は実施すること。

イ 配管据付検査

地下埋設配管における、管経路、据付状況、配管防護構造物等（配管塗覆装及び電気防食並びに危省令第13条の5第3号に規定する保護措置を含む。）を確認する行為をいう。

(2) 配筋検査

ア タンク基礎配筋検査

屋外及び屋内に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート基礎（鉄筋コンクリートリング基礎を含む。）の配筋構造、又は地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート基礎及び支柱の配筋構造（タンク室の底部及び側壁部の配筋構造を含む。）を確認する行為をいう。

イ スラブ配筋検査

地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート上部スラブの配筋構造（タンク室のふたの配筋構造を含む。）を確認する行為をいう。

(3) タンク底板防食検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、底板を地盤面に接して設置するものについて、底板防食措置（アスファルトサンド等の仕上げをいう。）の構造及び施工状況を確認する行為をいう。

(4) 地下タンク据付検査

地下に設置する危険物タンクについて、基礎への据付構造及び施工状況を確認する行為をいう。

(5) 地下タンク防食被覆検査

地下に設置する危険物タンクについて、その防食塗覆装の材質及び施工状況を確認する行為をいう。

第4 完成検査申請及び完成検査前検査申請

1 申請書の記載

- (1) 複数の変更許可を受けている製造所等で、同時に完成検査を受ける場合は1件として取り扱うこととし、当該完成検査申請書の「設置又は変更の許可年月日及び許可番号」の欄に当該同時完成に係るすべての許可年月日及び許可番号を連記すること。ただし、完成検査の日を違えてそれぞれ別個に行う場合は別件として取り扱う。
- (2) 一の製造所等で複数のタンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄

に検査対象のタンクが明確に特定できるよう記載すること。

2 完成検査申請時に必要な書類等

(1) 危険物製造所等配管検査結果報告書（防危則第6条）

危険物を取り扱う配管を設ける製造所等にあつては、水圧（気密）試験を行うこと。

(2) 消防用設備等設置届

施行則第31条の3第1項及び、第5項の規定を準用する。

3 完成検査時における工事用架台等の取り扱い（H9消防危35）

完成検査時には、試運転等に備え工事用架台を残置する必要がある場合があることを踏まえ、以下の取り扱いとすること。

(1) 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材

保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査時には撤去されている必要があること。

(2) 完成検査後の試運転用工事架台等

完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工事用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定を確認しておくこと。

4 完成検査前検査（水張検査・水圧検査）

(1) 申請時に必要な書類等

ア 構造明細図書（構造、材質、寸法等が記載された図面）

イ 容量計算書

(2) 検査対象となる場合

ア タンク本体の変更工事

イ タンクの使用条件が検査時（変更前）の条件を超える場合

ウ 廃止された製造所等のタンクを再利用する場合

エ 品名の変更により20号タンクが指定数量以上となる場合

オ 非危険物タンクが危険物タンクとなる場合

(3) 検査非対象となる場合

ア 製造所と一般取扱所の間で施設区分が変更となる場合（H9 消防危 70）

イ 20号タンクを直接移設する場合（H10 消防危 90）

(4) 検査方法の特例

ア 廃止施設の鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを再利用する場合（H10 消防危 90）

加圧試験（水加圧、70kPa）を実施し、異常のないことを確認する。ただし、タンクの移設先が他市町となる場合は、移設先の市町村長等が認めた場合のみ検査を実施する。

イ 指定数量未満の20号タンクが指定数量以上のタンクとなる場合

錆止め塗装を撤去せずに、タンクの水張による24時間静置後の液量の変化及び貯蔵物品の漏洩の有無の確認によることができる。また、自主試験結果のあるタンクにあつては、完成検査前検査で使用する液体を変更前の貯蔵危険物とすることができる。

ウ 非危険物タンクが指定数量以上の20号タンクとなる場合

錆止め塗装の撤去は溶接部のみとすることができ、タンクの水張による24時間静置後の液量の変化及び貯蔵物品の漏洩の有無の確認によることができる。また、自主試験結果のあるタンクにあつては、完成検査前検査で使用する液体を変更前の非危険物とすることができる。

エ 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態で輸入され、かつ、海外の公正かつ中立な検査機関により検査が実施されている場合（H13 消防危 35）

当該ユニットから液体危険物タンクを取り外し、塗料を剥がすなどの処理を行った後に試験を実施することで、安全性を損なう恐れがある場合は、海外の公正かつ中立な検査機関

により作成された検査報告書（危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験が実施されたものに限る。）を活用することにより、水張試験又は水圧試験を実施することができる。

（海外における検査機関の例）

- ・ Lloyd's Register（ロイズ・レジスター〔イギリス〕）
- ・ Germanischer Lloyd（ジヤーマニッシャー・ロイト〔ドイツ〕）
- ・ U L（ユー・エル〔アメリカ〕）
（Underwriters Laboratories Inc）
- ・ S G S（エス・ジー・エス〔スイス〕）
（Societe Generale de Seveillance）
- ・ T U V（テュフ〔ドイツ〕）
（Technischer Uberwachungs-Verein Rheinland E.V.）
- ・ B V（ビュロー・ベリタス〔フランス〕）
（Bureau Veritas）

オ 既設の地下貯蔵タンクに、内部の腐食を防止するためのコーティングを実施する際にマンホールの取付け工事を実施する場合

水圧検査に代えて、告示第71条第1項第1号に規定するガス加圧法とすることができる。

(5) 屋外貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンクの変更工事に係る完成検査前検査等

屋外貯蔵タンク等の変更工事に係る完成検査前検査等については次の例によること。（S59 消防危 72）（H9 消防危 29）

※ 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する工事（例示）

- 完成検査前検査必要（水張検査）
 - ・ タンク板の取替工事

- ・側板と側板（接液部に係るものに限る。）、側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては底板）との溶接継手の補修工事
- ・底部に係る重ね補修工事（側板から 600 mm の範囲以外の部分のみに係るもので張出し部を除く底部の面積の 2 分の 1 未満の規模のものを除く。）
- ・底部に係る溶接部補修工事

○ 完成検査前検査不要

- ・側板の接液部以外の部分に係る溶接部補修工事
- ・タンク板におけるノズル、マンホール等の取付工事
- ・底部の補修工事（検査が必要なものの以外）
- ・屋根に係る工事

(6) 水圧検査における検査圧力について

水圧検査については、タンクの最大常用圧力の 1.5 倍とすること。ただし、最大常用圧力の 1.5 倍以上を検査圧力とした場合であっても、危険物の貯蔵・取扱い上支障なければ、その検査圧力で検査することは差し支えないものであること。

第 5 仮使用承認申請

1 承認対象

- (1) 製造所等の仮使用承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事中においても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない部分とする。
- (2) 次に掲げる場合は、承認できないものであること。

ア 製造所等の全部に変更の工事に係る作業が及ぶもの

イ 変更工事により仮使用承認の申請部分が、法第 10 条第 4 項の規定に基づく位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しなくなるとき

ウ 移動タンク貯蔵所の変更工事（危政令第 15 条第 1 項第 1 号に定める基準の変更を除く。）に係るとき

- (3) 変更の工事に係る部分以外の部分に設置されている給油取扱所の専用タンク及び危政令第9条第1項第20号に規定されるタンク等における危険物の貯蔵又は取扱いは、営業中（就業中）、休業中（就業時間外）を問わず仮使用の承認が必要となること。

2 承認条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。

ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始、終了の連絡、工事の内容、進捗状況、危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ 始業前及び始業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われている場合は、落下物に

よる事故防止のため有効な措置が講じられていること。

ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

エ 工事部分の周囲には、関係者以外のものが出入りできないように仮囲いの措置等有効な措置が講じられていること。

オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。

なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

(4) 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

(6) 仮設施設、設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあつては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 代替措置

防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去し、又は機能

を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

(8) その他

その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講じること。

3 承認申請の時期

仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受付けることを原則とする。

なお、同時に受付けない場合は、変更許可申請の受付後に行う。

4 掲示板

防規則第5条第2項に定めるところにより、掲示板を掲示させること。

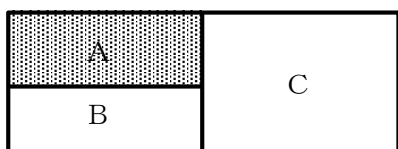
5 複数の変更工事に伴う仮使用の手続き（複数の変更工事を複数の変更許可で行う場合）

「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続きについて」（H11 消防危 24）によること。

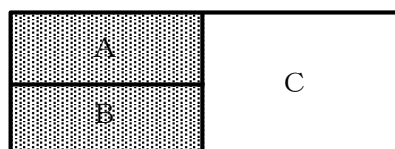
6 段階的な工事により仮使用範囲を工事期間中に変更する場合の手続き（一連の変更工事を一の変更許可（一の仮使用承認申請）で行う場合）

製造所等の部分的な変更工事を段階的に実施する場合で、次のすべてに適合するときは、工事期間中に仮使用範囲を変更することにより、変更部分であっても工事着手前は仮に使用することができるものとする。

- (1) 工事を明確に分割して実施すること。
- (2) 各工程中、それぞれに十分な安全対策が講じられること。
- (3) 工事部分は、完成検査までは使用しないこと。



工事部分 A、仮使用部分 B + C



工事部分 A + B、仮使用部分 C

※ A + B = 一連の変更工事

第 6 譲渡又は引渡の届出

1 譲渡又は引渡の例

(1) 会社等が合併された場合（譲渡：所有権の移転）

設置者である会社が、吸収合併又は新設合併された場合は、存続会社又は新設会社が譲渡を受けた者となる。

(2) 管理委託契約が締結された場合（引渡：物の支配の移転）

賃借契約の締結等により管理の主体が移転する場合で、運営管理に伴う保安上の責任及び製造所等の変更権が受任者に移転すること等が特約されている場合は、引渡となる。（S58 消防危 119）

2 譲渡又は引渡の証明

(1) 譲渡の証明

譲渡の登記の写し若しくは譲渡契約書の写し又は譲渡人の発行した所有権を移転した旨の証明書を添付すること。ただし、譲渡したことが明白な場合は、当該届出書の「譲渡又は引渡をした者」の欄に、当該譲渡人の印が押印されていることをもって証明書等の添付を省略することができる。

(2) 引渡の証明

引渡に係る契約書の写し又は引渡人の発行した引渡の契約がなされた旨の証明書を添付すること。

3 移動タンク貯蔵所に係る譲渡又は引渡の届出

異なる行政管轄区域間に係る当該届出の取り扱いは、次のとお

りとする。（H9 消防危 33）

(1) 移動タンク貯蔵所が他の行政管轄区域に転出する場合

次のア、イのいずれかによること。

ア 当該届出は、変更後の常置場所を管轄することとなる市町村長等（以下「新行政庁」という。）に行う変更許可申請に先行して、本市に対して行うこと。この場合、郵送により行うことができるものであること。

イ 変更許可申請と当該届出を同時に新行政庁に行うことができるものであること。

(2) 移動タンク貯蔵所が他の行政管轄区域から転入する場合

次のア、イのいずれかによること。

ア 常置場所の変更に係る許可申請時に、変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）から返戻される当該届出を確認すること。

イ 旧行政庁に対し、当該届出を変更許可申請に先行して行っていない場合は、変更許可申請と同時に本市（新行政庁）に対して届出をさせること。

(3) 変更許可に係る旧行政庁への許可の通知

上記(2)に係る変更許可をした場合（ア、イいずれの場合も同じ。）、旧行政庁に対し、次の様式による変更許可の通知を行うこと。

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

防消本字第〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

（旧行状序）様

防府市消防本部
消防長 〇〇 〇〇

貴行状序の設置（変更）許可に係る表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書（及び搬送引渡届出書）の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

記

		第 1 欄	第 2 欄
許可行状序			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設置・変更許可 年月日（番号）			
完成検査年月日 （ 番 号 ）			
搬送引渡届出書 受 理 年 月 日			
その他必要な 事 項			

注）1 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の搬送又は引渡と位置の変更が同時に行われるものである場合は、搬送又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。
2 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第7 品名、数量又は指定数量の倍数変更届

- 品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、現に許可を受けている位置、構造及び設備に変更がなく、危険物の品名、数量又は倍数の変更だけを行う場合とする。

なお、次の場合は位置又は設備の変更とみなさないが、必要に応じ、資料提出又は現地確認等を行うこと。

- (1) 保有空地の基準が変更（増大）となる場合で、倍数の変更前から変更後の基準を満たしている場合（ただし、基準を満たす

ために、予め障害となる物件を除去する工事や、防火上有効な隔壁を設ける工事を行う場合は変更許可の対象とする。)

- (2) 消火設備、警報設備又は避雷設備等が新たに必要となる場合で、倍数の変更前からそれらの設備が任意に設置されており、かつ、変更後の基準を満たしている場合

2 品名の記載のみでは指定数量が不明な物品については、危険物データベース登録確認書等を添付すること。

3 危険物以外の物品の貯蔵の届出について

危省令第38条の4に係る物品については、その物品名及び数量を品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書により届け出ること。

第8 廃止届等

1 廃止届の留意事項

- (1) 届出者は、設置者と同一人であること。
- (2) 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とした等の処理の方法を記載すること。(H17 消防危 14)
- (3) 地下貯蔵タンクの用途を廃止するときにあつては、「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」(H3 消防危 78)に基づく処理の実施を指導すること。

ア 廃止タンクの危険性に関する周知徹底

イ 廃止時の留意事項

- (ア) 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。
また、引火点が40℃未満の危険物の場合は静電気対策を実施すること。
- (イ) 廃止タンク内は乳化剤、中和剤等で洗浄後、可燃性蒸気が残っていないことを確認すること。
- (ウ) 廃止タンクは撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂を

タンク内に完全に充填すること。

ウ 廃止タンク掘り起し時の留意事項

- (ア) 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから周囲を掘削すること。
- (イ) 廃止タンクの周囲の土には危険物が残存していることがあるので注意すること。
- (ウ) 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とすること。

エ 廃止タンク解体作業時の留意事項

- (ア) 解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。
- (イ) 解体作業者に、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全確保について周知徹底すること。
- (ウ) 消火器を準備すること。
- (エ) 作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。
- (オ) 可燃性蒸気への着火防止に十分配慮して作業すること。

2 設置又は変更の中止等の処理

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可後において設置又は変更を中止しようとする場合、又は申請を取りやめようとする場合（許可前）は、防規則に規定する「危険物製造所等設置・変更取りやめ届出書」を提出すること。
- (2) 変更許可を受けた製造所等を、計画の変更等により完成検査前に変更前の状態に復帰しようとする場合は、原則として従前の状態に復帰する変更許可申請によること。ただし、当該変更許可に係る部分が従前の状態である場合（工事着手前）は、上記(1)によることができる。

第9 軽微変更届出等

1 変更許可を要しない軽微な変更工事の範囲

製造所等の変更工事が法第10条第4項の位置、構造及び設備の基準（以下「基準」という。）に関係する場合は、法第11条

後段の規定に基づき原則として変更許可が必要である。しかし、維持管理を目的とする工事が行われる結果、基準の内容と関係がない工事については変更許可を要しない。したがって、製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備以外の基準の適用はないため、非対象設備のみの変更工事が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないが、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる変更工事については、基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要がある。

2 「軽微な変更工事」の判断基準

- (1) 工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、資料等による確認を要することなく、「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする。
- (2) 変更工事の内容が基準の内容と関係が生じるかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事内容を資料等により確認すること。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係が生じないもの、又は保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数に変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

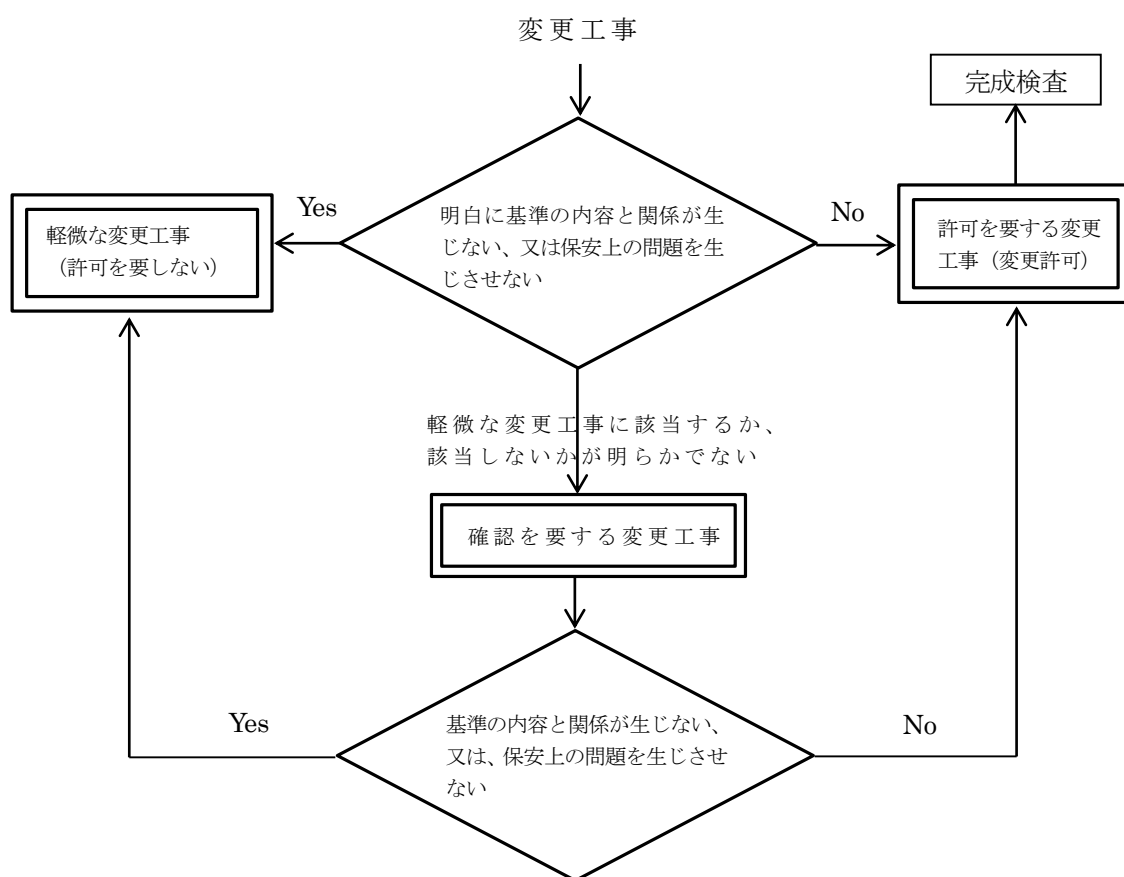
ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、

防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲に変更がないこと。

(3) 製造所等において行われる変更工事が「変更許可を要する変更工事」又は「軽微な変更工事」に該当するかの判断フローは、次図による。

○製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



3 「軽微な変更工事」の具体的な判断基準

上記フロー中の「明白に基準の内容と関係が生じない、又は、保安上の問題を生じさせない。」の具体的な判断基準は、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて（H14 消防 49）」別添第2及び第3に示される具体的な例示によることを

基本とするが、工事の内容又は条件等により例示どおりとならない場合もある。

第 10 仮貯蔵及び仮取扱いの承認

1 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法定期間である「10日以内」に限る。

また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、原則として認められない。ただし、次に掲げる場合は、3月を限度として認めることができる。

- (1) 災害の復旧現場において、仮貯蔵等を行う場合
- (2) 前後の承認の間に連続性がない場合
- (3) 承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが火災の予防上支障がないと認められる場合
- (4) その他更新することがやむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

2 仮貯蔵等の場所

仮貯蔵等を行う場所は、危険物施設として許可を受けている場所以外の場所であることが前提であり、許可を受けている場所においては、次の場合を除き承認できない。

- (1) 危険物施設の変更、廃止、定期点検、タンク清掃等のため、タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る場合
- (2) 油圧装置等の一般取扱所において指定数量以上の潤滑油を交換する場合
- (3) その他やむを得ず、かつ、火災予防上支障がないと認められる場合

3 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

- (1) 湿潤でなく、かつ、排水及び風通の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造ったさく等を設けて明確に区画すること。
- (2) 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指

定数量の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危省令第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。

(3) 次の危険物以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。

ア 第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が零度以上のものに限る。）

イ 第4類の危険物（特殊引火物及び引火点が零度未満の第1石油類を除く。）

4 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

(1) 壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ出入口は防火設備（防火戸）を設けた専用の棟又は室とすること。

(2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

(3) 同一の建築物内部においては類を異にする危険物ごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分をすること。

ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

(4) 電気設備は、製造所の基準第3、11によること。

5 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危政令第4章の規定を準用するものとする。

6 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあつては危険物の、屋内にあつては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

7 標識及び掲示板

- (1) 仮貯蔵等を行う場所の見やすい箇所に仮貯蔵等の承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出すること。

消防法による仮貯蔵・仮取扱承認済	
承認年月日・番号	
期 間	
種 類 ・ 数 量	
責 任 者	

備考 1 縦30cm以上、横60cm以上とすること。
2 木製、金属製又は合成樹脂製とすること。
3 地は白色、文字は黒色とすること。

- (2) 仮貯蔵等をする危険物に応じ、危省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設けること。

8 タンクコンテナによる仮貯蔵

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」(H4消防危52)によること。

9 基準の特例

危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なくかつ火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、1から5までを適用しないことができる。

第11 予防規程の認可

1 予防規程の作成単位

予防規程作成対象施設が2以上存在する事業所については、一括した予防規程をもって、当該2以上の対象施設の予防規程とみなして差し支えないこと。この場合において、対象となる製造所等の概要（製造所等の別、類、品名、最大数量、倍数等）を一覧表にしたものを添付し申請させること。（S40 自消乙予発 20）

2 認可の基準

(1) 共通事項

危省令第60条の2第1項に規定される事項が予防規程に盛り込まれており、かつ、その内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合するものであり、火災予防上適当なものであるかを判断すること。（S40 自消乙予発 20）

(2) 災害時の通報

震度4の地震が発生した場合、施設内の自主点検を行い、異常が発生した場合は応急処置を行うとともに消防本部に報告し、また、震度5弱以上の地震が発生した場合には、施設内の自主点検を行い、異常が発生した場合には応急処置を行うとともに、異常の有無を消防本部に報告するよう、指導すること。

(3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策（危省令第60条の2第4項、第5項）

ア 対象となる施設

「防府市津波避難計画」（H27.3策定）に定める津波浸水想定が0.3m以上の区域に所在する製造所等を対象とする。

なお、本計画は周防灘断層群主部の地震による津波浸水も想定しているため、次のウによる送付書の提出が不要となる場合がある。

イ 予防規程に規定する内容は、危省令第60条の2第4項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。（H24 消防危 197）

（ア）従業員等への連絡方法

- (イ) 従業員等の安全確保等に係る対応
- (ウ) 施設の緊急停止の方法、手順等
- (エ) 施設の緊急停止等の実施体制
- (オ) 従業員への教育及び訓練
- (カ) 入構者に対する周知

ウ 留意事項（予防規程の写しの送付）

予防規程を制定（変更）したときは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第2項の規定により、同法施行規則第2条第3項に定める送付書（別記様式第3：予防規程の写しを添付し、宛先は防府市長）を制定・変更の認可申請と併せて提出させること（送付書は予防課で受付け（受付印は押印しない）、防災危機管理課へ送送する。）。

(4) 単独荷卸しを行う給油取扱所等（H17 消防危 245）

ア 単独荷卸しの対象となる施設（以下「給油取扱所等」という。）

- (ア) 給油取扱所
- (イ) 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの
- (ウ) 地下タンク貯蔵所

イ 単独荷卸しの対象となる危険物

ガソリン、灯油、軽油、重油

ウ 予防規程に規定する内容

- (ア) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。
- (イ) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
- (ウ) 単独荷卸しの実施に関すること。
- (エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。

(オ) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給業者が実施すべき事項）に関すること。

(カ) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。

エ 予防規程に添付する書類

(ア) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類

(イ) 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名

(ウ) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

第3章 製造所の基準（危政令第9条）

第1 規制範囲等

- 1 建築物内に設置するものにあつては1棟、屋外に設置するものにあつては1製造工程をもって一の許可単位とする。ただし、製造工程が建築物と屋外工作物にわたる場合であつて、作業工程上一体性を有すると認められるときは、この限りでない。
- 2 製品の充てん行為は、充てんする物品が危険物又は非危険物であるかを問わず、別施設で実施することを原則とするが、次のすべてに適合するものにあつては、製造に伴う取り扱いとして当該施設内での充てん行為を認める。
 - (1) 充てんは容器充てんに限る。
 - (2) 1日の充てん量が、1日の製造量以下であること。
 - (3) 充てん場所には、換気設備、消火設備等が有効に設けられていること。
 - (4) その他、防火上支障がないこと。（H24消防危199）
- 3 製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造する場合は、次のすべての要件を満たすこと。（H24消防危199）
 - (1) 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
 - (2) 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
 - (3) 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
 - (4) 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

第2 最大数量の算定

- 1 1日を単位とする指定数量の倍数が最大となる危険物に係る数量を最大数量とする。

- 2 作業工程上、危険物を取り扱うタンク等に危険物が滞留する場合は、その数量を加算した数量を最大数量とする。
- 3 危険物を取り扱って危険物を製造するときは、原料である危険物の総量と製品（中間生成物としての半製品を含む。）である危険物の総量を比較し、指定数量の倍数の大きい方を最大数量とする。
- 4 危険物以外の物品を取り扱って危険物を製造する場合は、製品（中間生成物としての半製品を含む。）である危険物の数量を最大数量とする。
- 5 同一設備を用いて、一日に２種類以上の危険物を製造する場合、又は日によって製造される危険物が異なる場合は、それぞれの日における製造量を比較し、最大倍数となる日の数値を最大数量とする。

第３ 製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- 1 保安距離（第１項第１号）（危省令第１１条、第１２条）
 - (1) 「住居」とは、生活の本拠となっているもの（共同住宅、住込みの管理人室等を含む。）をいい、宿直室等は該当しないこと。
(S37 自消丙予発 44)
 - (2) 「その他の工作物」とは、廃バス等で住居に用いられるものをいい、門、塀等は含まないこと。
 - (3) 「学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設」とは、直接その用途に供する建築物等をいい、付属施設（運動場、倉庫、機械室等）とみなされるもので、かつ、独立しているものは含まないこと。
 - (4) 危省令第１１条第２号の「医療法第１条の５第１項に定める病院」とは、２０人以上の患者の入院施設を有するものをいい、同条第３号の「その他これらに類する施設」とは、観覧場、集会場等をいい、旅館、ホテル、百貨店等は該当しないこと。(S51 消防危 56)
 - (5) 「防火上有効な塀」は、鉄筋コンクリート造又は補強コンク

リートブロック造のものを原則とし、かつ、危政令第9条第1項第1号イからハまでに掲げる建築物等に延焼するおそれがない幅及び高さを有するものとする。また、防火上有効な塀を設けること「等」には、有効なドレンチャー設備を設けること又は製造所の外壁を強化することが該当し、その他同等以上の措置の場合は協議の上決定すること。

- (6) 製造所が、危政令第9条第1項第1号ニの高圧ガス施設と同一敷地内にあり、かつ、これらと不可分の工程又は取り扱いに係るもので、当該製造所の構造、設備を強化したときは、その距離について危政令第23条を適用して短縮することができること。(S37 自消丙予発 44) (S37 自消丙予発 143) (S41 自消丙予発 24) (S57 消防危 43)

- (7) 次のいずれかに該当するときは、危政令第23条を適用して危政令第9条第1項第1号ニの高圧ガス施設との保安距離を短縮することができること。(H13 消防危 40)

ア 主な工程が連続しており、かつ、施設間に延焼を防止できる耐火構造の壁又は隔壁があること。

なお、新たに隔壁を設置（保有空地内への設置は認められない。）する場合においては、既設の消火設備で有効に包含できなくなる部分が生じないようにする必要があること。

イ 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス（不活性ガス）施設であり、保安距離を保たなければならない製造所の専用施設であること。

2 保有空地（第1項第2号）（危省令第13条）

- (1) 保有空地は、所有者が所有権、地上権又は借地権等を有しているものであり、かつ、平坦で段差や勾配がないものであること。(S37 自消丙予発 44) また、保有空地は製造所の範囲に含まれるものであること。
- (2) 保有空地内には、延焼防止、消防活動及び避難行動に支障が

ある工作物又は物品が存置されていないこと。ただし、次のすべてに該当する配管架台その他これらに類するものにあつては、この限りでない。

ア 延焼防止、消防活動及び避難行動に支障がないと認められるものであること。

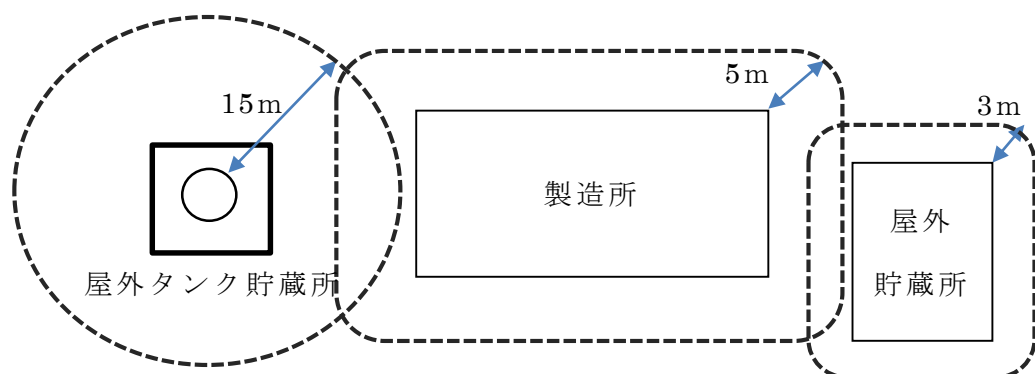
イ 作業の工程上やむを得ないと認められるものであること。

ウ 当該製造所の専用施設であること。

エ 危険物を取り扱わない配管架台その他これに類するものにあつては、不燃材料で造られていること。

(3) 保有空地の幅は、建築物（庇を含む。）、屋外工作物（危険物を取り扱う配管及びこれに準じる工作物としての配管ラック、ベルトコンベアーを除く。）又は屋外の装置、設備等の最も外側から計測するものとする。

(4) 同一敷地内の他の製造所等に隣接して設置するときは、その相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有することをもって足りる。ただし、隣接する製造所等が液体の危険物の屋外タンク貯蔵所であるときは、製造所に係る空地の幅は隣接する屋外タンク貯蔵所の防油堤の外側との間に空地を保有すること。



(5) 危政令第9条第1項第2号ただし書の「防火上有効な隔壁」は、危険物を取り扱う範囲と他の作業工程の存する部分との間に設けられ、相互の延焼を防止する性能が求められることから、

次の要件を満たすものであること。

なお、このただし書きの規定により区画する場合は、構造規制（保有空地の規定）の緩和となり、製造所として規制する範囲を限定するものではない。

ア 隔壁は、厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること。

なお、「これと同等以上の強度を有する構造」は屋内貯蔵所の基準第 3、2 (1) の例によること。

イ 隔壁には、開口部を設けないこと。ただし、隔壁を設けることにより製造作業に著しい支障が生じるおそれがあるときは、随時開けることができる自動閉鎖（以下「常時閉鎖式」という。）の特定防火設備を設けることができる。この場合において、開口部は必要最小限の大きさ及び個数としなければならない。

(6) 保有空地内に他の施設の配管を通過させることについて、次のア及びイのいずれにも適合している場合には、危政令第 23 条を適用し、設置を認めることができるものとする。（H13 消防危 40）

ア 消防活動等に支障がないこと。

(ア) 他の施設の配管が、配管架台に整理して設置されていること。

(イ) (ア) の配管架台は、消防活動等に支障となる位置に設けられていないものであり、危省令第 13 条の 5 第 2 号に定める措置が講じられているものであること。

なお、同条同号ただし書の適用については、17 (2) の基準を準用する。

(ウ) 他の施設の配管の流体は、次の a から c のものと接触した場合において、危険な反応を起こさないものであること。

a 当該製造所において貯蔵し、又は取り扱う物質

- b 当該製造所に適用する消火剤
- c 保有空地内に存する配管の流体

(エ) 他の施設の配管の流体が危険物の場合は、当該配管架台の外側に消防活動に使用するための空地を確保する等、有効に消防活動を行うことができる措置が講じられていること。

イ 他の施設の配管が、当該製造所の災害により破損した場合において、当該他の施設に火災又は爆発等の悪影響を与えないこと。

(7) 保有空地内の植栽については、消防活動上支障とならない矮性の草木類及び高さが概ね 50 cm 以下の樹木であるほか、次の各条件を満たすものであること。(H8 消防危 27)

- ア 貯蔵、取り扱い等の作業の障害とならない範囲であること。
- イ 消防隊の進入、消防活動等に必要な空間が確保されること。
- ウ 消防水利からの取水等の障害とならないこと。
- エ 防災用の標識等の視覚障害とならないこと。
- オ 危険物施設の維持管理上支障とならないこと。
- カ その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止及び消防活動上支障とならないこと。

3 掲示板（第 1 項第 3 号）（危省令第 18 条第 1 項）

- (1) 同一設備を用いて 2 種類以上の危険物を製造するときは、取扱最大数量に係る危険物であるか否かを問わず、製造所において取り扱うすべての危険物の類及び品名を表示すること。
- (2) 第 2 類及び第 4 類等の危険物を同時に取り扱う場合において、「火気厳禁」の掲示板を設ければ「火気注意」の掲示板は設けなくてもよい。

4 建築物の構造（第 1 項第 5 号）

- (1) 「延焼のおそれのある外壁」とは、建基法第 2 条第 6 号に規定する「延焼のおそれのある部分」に該当する建築物の外壁を

いう。ただし、同一敷地内の 2 以上の建築物の延べ面積の合計が 500 m²以下であっても、一の建築物とはみなさない。

- (2) 延焼のおそれのある外壁には、換気、排出設備その他の開口部を設けないこと。ただし、全ての外壁が延焼のおそれのある外壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより、延焼のおそれのある外壁に換気、排出設備等を設けることができる。

また、危険物配管等を延焼のおそれのある外壁に貫通させ、当該壁と配管との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋め戻す場合も、危政令第 9 条第 1 項第 5 号の基準を満たしたものとみなす。(H1 消防危 64)

- (3) 危険物を取り扱う建築物の延焼のおそれのある外壁以外の部分には、必ずしも外壁を要しないものであること。(S37 自消丙 予発 44)

- (4) 危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁については、危政令第 23 条を適用し、準不燃材料の使用を認めて差し支えないものであること。(H9 消防危 31)

- (5) 外壁に広告看板を設けることは、不燃材料で造られたもので、標識、掲示板等の障害とならないものであれば認めて差し支えない。

- (6) 製造所に設ける樋は、不燃材料で造るよう指導すること。ただし、当該製造所の外壁が耐火構造であり、かつ、当該樋を設ける部分が、延焼のおそれのある部分以外の部分である場合にあってはこの限りでない。

5 屋根（第 1 項第 6 号）

- (1) 「屋根を不燃材料で造る」とは、もや、たる木等を含め屋根を構成するすべてを不燃材料とすること。

- (2) 「金属板」は、厚さ0.8mm以下のものとする。
- (3) 屋根の構造は、外壁に比べて強度的に劣るものとする。
- (4) 次に掲げる要件を満たすものであれば、危政令第23条を適用して採光のため屋根に開口部を設けることができる。
 - ア 必要最小限の面積であること。
 - イ 延焼のおそれが少ないと認められる部分に設けること。
 - ウ 開口部は防火設備とし、使用するガラスは網入りガラスであること。
- (5) 屋根の上には、設備を設けないこと（第2類の危険物のみを取り扱う建築物を除く。）。ただし、避雷設備、蒸気排出設備のモーター等当該施設に必要な設備で、放爆構造の妨げとならないものについては、設置することができる。
- (6) 屋根の上に太陽光発電設備を設置する場合は、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」に従って設置することができる。（H27 消防危135）
- (7) 建築物が2以上の階数を有する場合は、最上階を除く階については、建築物の周囲の状況から判断して周囲に与える影響の少ない側に面する窓の面積を大きくとり、万一の場合にはその方向に圧力を放出する構造とするよう指導すること。

6 窓及び出入口（第1項第7号）

- (1) 防火設備（網入りガラスとする部分を除く。）は、鉄製のものとするよう指導すること。
- (2) 自動ドアであっても認められること。ただし、停電時には、自動的に閉鎖するもの又は手動で閉鎖できるものであること。（自動閉鎖を要求される部分に設けるものは、停電時であっても自動的に閉鎖するものとする。）
- (3) 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防

火設備により区画された危険物を取り扱わない部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合、当該ガラスについては危政令第 23 条を適用して網入りガラス以外のガラスを使用することができる。なお、当該ガラスを用いた窓又は出入口は、特定防火設備又は防火設備でなければならないものであること。(H9 消防危 31)

7 傾斜、貯留設備（第 1 項第 9 号）

- (1) 危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これにはためますのほか油分離装置等が該当すること。(H18 消防危 113)
- (2) 液状の危険物を取り扱う建築物の床は、適当な傾斜をつけるとともに、貯留設備へ導く排水溝を設け、又は出入口に敷居を設けること。この場合において、貯留設備、排水溝及び敷居は、予想される危険物の流出量に応じたものとする。
- (3) 貯留設備としてためますを設ける場合は、原則として排水口のない集水ますとすること。(H1 消防危 44)
- (4) 階層設置の製造所に設ける 2 階以上の階の貯留設備については、鋼製の配管等により、同一敷地内の 1 階に設けた貯留設備に通じる排水設備を設けることをもって足りることとする。
- (5) 床に傾斜を設けることが困難な場合で、次のアからウまでのすべてに適合するときは、危政令第 23 条を適用し、傾斜を設けないことができる。

ア 危険物を取り扱う設備（配管を含む。）の周囲に囲い又は溝を設けること等により、危険物が流出した際に流出範囲を限定できる措置を講じること。

イ 上記アの範囲内には、貯留設備を設けること。

ウ 上記アの範囲内に可燃性蒸気が滞留するおそれのあるときは、可燃性蒸気を有効に排出する設備を設けること。

8 換気設備、可燃性蒸気等の排出設備（第 1 項第 10 号、11 号）

(1) 換気設備

ア 種類

- (ア) 自然換気設備とは、給気口及び排気口により構成されるものをいう。
- (イ) 強制換気設備とは、給気口並びに排気口及びベンチレータにより構成されるものをいう。
- (ウ) 自動強制換気設備とは、給気口並びに排気口及び動力ファンにより構成されるものをいう。

イ 選定基準

換気設備により室内の空気を有効に置換することができ、室温を上昇させないようにするため、危険物の貯蔵、取扱形態等に応じた適当な換気設備を選ぶとともに、当該換気設備を適正な位置に設置すること。

(2) 可燃性蒸気等の排出設備

ア 種類

- (ア) 強制排出設備とは、排気口及びベンチレータにより構成されるものをいう。
- (イ) 自動強制排出設備とは、排気口及び動力ファンにより構成されるものをいう。

イ 自動強制排出設備の基準

自動強制排出設備は、危険物を貯蔵し、又は、取り扱っている場合に、必ず動力により運転されているものであること。ただし、動力により運転しないときでも強制排出設備としての機能を有するもので、かつ、動力ファンのスイッチを照明のスイッチ等と連動させるものとするときは、危険物の取り扱い（容器の出し入れを含む。）がないときに限り運転を停止することができる。

(3) 共通事項

ア 給気ダクト及び排気ダクトは、鉄板その他の不燃材料によ

り気密に造るとともに、機能上支障がない強度を有するものであること。また、排気ダクトの下端は、貯留設備の上部で、かつ床面から概ね100mm程度の間隔を保つように指導すること。

イ 給気口及び排気口を延焼のおそれのある外壁又は耐火構造の壁に設ける場合は、防火ダンパーを設けること。また、これ以外の壁に設ける場合であっても設置を指導すること。

ウ ダクトに接続されていない排気口を屋根（延焼のおそれのある部分の屋根又は耐火構造の屋根に限る。）に設ける場合は、防火ダンパーを設けること。

エ 耐火構造の壁、床又は屋根を貫通する給気ダクト及び排気ダクトには、当該部分に防火ダンパーを設けること。ただし、延焼のおそれのある外壁及び隔壁以外の部分において、当該ダクト内径を20cm以下の鋼管としたときは、この限りでない。

オ 延焼のおそれのある外壁には、換気、排出設備その他の開口部を設けないこと。ただし、防火上有効なダンパー等を設けることにより、延焼のおそれのある外壁に換気、排出設備を設けることができる。（H1 消防危 64）

カ 建築物の製造所等の用に供する部分と当該建築物の他の部分とを区画する床又は壁には、換気及び排出の設備を設けないこと。ただし、著しく消火困難な製造所等として第3種消火設備を設ける場合で、当該施設の床又は壁のすべてが隔壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより隔壁に換気又は排出の設備を設けることができる。（H2 消防危 28）

キ 著しく小さな室、キュービクル等に設ける換気設備及び排出設備で、十分な換気及び可燃性蒸気の排出ができることが明らかなきときは、この基準によらないことができる。

(4) 換気設備及び排出設備の設置基準

施 設	換気・排出の別	種 類	換気口・排出口の位置	備 考
製造所 一般取扱所	換気設備	自然、強制若しくは自動強制換気	換気が十分にできる位置	
	排出設備	自動強制排出設備	軒高以上又は地上高 4m以上	引火点 40℃未満の危険物又は、引火点以上の温度状態にある危険物を大気にさらす状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
屋内貯蔵所 (屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所の専用室で、準用する場合を含む。)	換気設備	自然、強制若しくは自動強制換気	換気が十分にできる位置	
	排出設備	強制排出設備又は自動強制排出設備	地上高 4m以上 (平屋建は屋根上)	引火点 70℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
		自動強制排出設備	地上高 4m以上 (平屋建は屋根上)	引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
屋外タンク貯蔵所のポンプ室(屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のポンプ室で準用する場合を含む。)	換気設備	自然、強制若しくは自動強制換気	換気が十分にできる位置	
	排出設備	自動強制排出設備	地上高 4m以上 (平屋建は屋根上)	引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
給油取扱所のポンプ室等	換気設備	自然、強制若しくは自動強制換気	換気が十分にできる位置	
	排出設備	自動強制排出設備	先端は、敷地境界線及び電気設備等から 1.5m以上離れた敷地内	引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
販売取扱所	排出設備	自動強制排出設備	地上高 4m以上 (平屋建は屋根上)	引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

9 油分離装置、囲い（第1項第12号）

- (1) 油分離装置は、鉄筋コンクリート造のもの又は硬質塩化ビニル製、強化プラスチック製若しくは鉄板製のもので、一の油分離装置の槽数は3以上とするとともに、予想される危険物の流出量に応じて、その目的を十分果たすことができる大きさ及び設置数とすること。（S37 自消丙予発 44）
- (2) 「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、危政令別表第3備考第9号に規定する「非水溶性液体」とは異なるものであること。（H1 消防危 64）
- (3) 第4類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う屋外設備の周囲に、予想される危険物の流出量に応じて、その目的を十分果たすことができる幅及び深さの排水溝を設け、油分離装置に導くときは、「高さ0.15m以上の囲い」を設けないことができること。
- (4) 屋外の危険物取扱設備の周囲に20号防油堤が設けられるとともに20号防油堤の内部の地盤面がコンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆われており、かつ、20号防油堤の内部の地盤面に適当な傾斜及びためますが設けられている場合、又は、屋外の危険物取扱設備が20号タンクに限られるとともにその周囲に20号防油堤が設けられている場合には、危政令第23条を適用し、危政令第9条第1項第12号の規定の適用を免除して差し支えない。（H10 消防危 29）

10 危険物のもれ、あふれ等の防止構造（第1項第13号）

- (1) 「危険物のもれ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕を持った容量、強度、性能等を有するように設計されたものが該当するものであること。
- (2) 「附帯設備」は、タンク、ポンプ類等に設けるフロートスイ

ッチ、微圧スイッチ、戻り管等相互に独立した機能を有する設備を組み合わせた二重安全装置を原則とし、その他の附帯設備としては、混合装置若しくは攪拌装置等に設ける飛散防止用の覆い、ブース、受皿、囲い又は逆止弁が該当するものであること。

11 電気設備（第1項第17号）

「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び、「労働安全衛生規則」をいい、電気設備を設置する場合は当該各省令によるほか、次によること。

(1) 防爆構造の適用範囲

- ア 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの
- イ 引火点40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱うもの
- ウ 可燃性微粉が飛散するおそれのあるもの
- エ 可燃性気体が漏れ、又は発生するおそれのあるもの

(2) 危険場所の範囲

- ア 危険物を建築物（当該危険物を取り扱う部分に次の区画がされている場合は、当該区画された部分）内において貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該建築物全体を危険場所として規制することを原則とすること。

(ア) 危険物の取り扱いが密閉された設備内のみである等通常は可燃性蒸気が滞留しない室のときは、区画の壁又は床を不燃材料で造り、区画に設ける出入口は常時閉鎖式の防火設備、窓ははめ殺しの防火設備とすること。

(イ) 上記(ア)以外の場合は、上記(ア)に適合させるとともに、可燃性蒸気の発生程度に応じて、出入口に高さ0.15m以上の敷居の設置、区画外の圧力を区画内の圧力より高くする等、区画外への可燃性蒸気の流出を防止する措置を講じ

ること。

イ 危険場所において、内圧室（室内に清浄な空気を送入し、室内の気圧を外気圧よりも高く保ち、可燃性蒸気の流入を防止する室）を設け、非防爆型の制御機器等を設けるときは、工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2 0 0 6）1 5 4 0「内圧室」の例によるよう指導すること。

なお、内圧室は管理する者が常時室内にいることを原則とするもので、人が入れないような電気設備のみの室は該当しない。

ウ 危険物を屋外において取り扱うときは、給油取扱所の基準第 2、1 (18)を参考に、取り扱い状況に応じて規制すること。

なお、換気設備、可燃性蒸気排出設備の排気ダクトに設けるファン等の電気設備については、モーター等の電気部分がダクト内にある場合は防爆構造のものとする必要があるが、モーター等の電気部分は屋外に設置し、ベルトでファンを駆動させるものにあっては、防爆構造のものとする必要はない。

(3) 電気機械器具の防爆構造

ア 防爆機器の選定にあたっては、危険物の種類及びその貯蔵、取り扱い状況に応じ、次のいずれかに適合させるとともに、「工場電気設備防爆指針」（国際規格に整合した技術指針 2 0 0 8）を参考に選定すること。

(ア) 構造規格（電気機械器具防爆構造規格（S44 労働省告示第 16 号））

(イ) 技術的基準（電気機械器具防爆構造規格における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技術的基準（JIS-C60079-4（2008）））

イ 防爆構造の電気機械器具は、労働安全衛生法に基づく機械等検定規則（S47 労働省令第 45 号）による防爆構造電気機械

器具用型式検定に合格したものを使用すること。

(4) 電気設備に係る特例

防爆構造の電気設備の設置が必要であっても、当該電気設備に防爆構造のものが無い場合に限り、次のいずれかの措置を施したときは、危政令第23条を適用し、危険場所に防爆構造でない電気設備を設けることができる。

ア 電気設備を囲う容器（外箱）内の圧力を、保護気体（容器内に圧入する空気又は窒素等の不燃性の気体をいう。）により容器周囲の圧力より高く保持する措置（エアパージ）

(ア) 電気設備の通電中は、容器内の圧力を容器周囲の圧力より50パスカル以上高く保持すること。

(イ) 容器内の圧力を検知する機器を設けるとともに、容器内の圧力が所定の値を下回った場合に警報を発し、かつ、容器周囲との圧力差が50パスカルを下回る前に自動的に電気設備の電源が遮断されること。

(ウ) 自動的に遮断された電源は、自動復旧しないこと。

イ ガス検知器（可燃性蒸気を検知する機器をいう。以下同じ。）と連動して自動的に電気設備の電源が遮断される措置（インターロック）

(ア) 可燃性蒸気の発生する範囲が狭く、かつ、可燃性蒸気の存在する時間が短いこと。

(イ) 可燃性蒸気の発生する場所の周囲にガス検知器を設けること。

(ウ) 可燃性蒸気の濃度が爆発下限界の25パーセントを上回った場合に、警報を発し、防爆構造でない電気設備の電源は自動的に遮断されること。

(エ) 自動的に遮断された電源は、自動復旧しないこと。

12 静電気除去装置（第1項第18号）

- (1) 「静電気が発生するおそれのある設備」には、静電気による災害が発生するおそれがある可燃性液体（引火点が70℃未満の危険物等）、可燃性微粉等の危険物を取り扱う混合設備、充てん設備その他これらに類する設備が該当すること。
- (2) 「静電気を有効に除去する装置」とは、接地による方法、空気中の水分含有率を高くする方法、空気をイオン化する方法等によって静電気を除去する装置をいうこと。

13 避雷設備（第1項第19号）（危省令第13条の2の2）

- (1) 製造所の保護レベルは、原則としてⅠとすること。ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合にあっては、保護レベルをⅡとすることができること。（H17 消防危 14）
- (2) 屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして利用することは、原則として差し支えないこと。
- (3) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行うこと。
- (4) 「周囲の状況によって安全上支障がない場合」とは、製造所と同一敷地内に JIS-A4201 に適合する避雷設備が設けられており、当該避雷設備の保護範囲内に製造所の建築物及び工作物がある場合をいうこと。（S56 消防危 126）

14 危険物を取り扱うタンク（第1項第20号）（危省令第13条の3）

- (1) 「危険物を取り扱うタンク」とは、危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクで、次に掲げるものとする。この場合において、20号タンクに該当するかどうかの判断は、一義的には、タンクの名称、形状又は附属設備（攪拌機、ジャケット等）の有無は関係しないものであること。また、タンクの設置位置が地上又は架構等の上部にあるかどうかで判断するもの

でないこと。（S58 消防危 21）

なお、指定数量の 5 分の 1 未満の危険物を取り扱うタンクのうち屋外又は屋内に設置されるものは、危政令第 9 条第 1 項第 20 号の基準は適用されず、危政令第 9 条第 1 項第 13 号の基準が適用される。（H10 消防危 29）

ア 物理量の調整を行うタンク

回収タンク、計量タンク、サービスタンク、油圧タンク（工作機械等と一体とした構造のものを除く。）、熱媒を使用し膨張タンクその他これらに類するもので、危険物の量、流速、圧力等の調整を目的としたもの

イ 物理的操作を行うタンク

混合（溶解、希釈、調合を含む。）タンク、静置分離タンクその他これらに類するもので、危険物の混合、分離等の操作を目的とするもの

ウ 単純な化学処理を行うタンク

中和タンク、成熟タンクその他これらに類するもので、危険物の中和、熟成等の目的のため、貯蔵又は滞留状態において著しい発熱を伴わない処理を行うもの

(2) タンクの内容積については、「タンク内容積の計算方法について」（H13 消防危 42）により算出すること。

(3) 特殊の構造又は設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる 20 号タンクについては、次のいずれかのものであること。（H10 消防危 29）

なお、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなっても差し支えないこと。

ア 当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの

イ 当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有するもの

(H10 消防危 29 別添図)

- (4) 20号タンクに該当しない設備等としては、滞留があっても危険物の沸点を超えるような高温状態で危険物を取り扱うもの、危険物を反応させるものなどがあり、次のようなものが考えられること。(S58 消防危 21)

ア 蒸留塔、精留塔、分留塔

イ 反応槽

ウ 分離器、ろ過器、脱水器

エ 吸収塔、抽出塔

オ 熱交換器、蒸発器、凝縮器

カ 工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク、切削油タンク及び作動油タンク (S58 消防危 107)

キ 混合攪拌機、焼入槽等で、上部を開放して使用する構造のタンク (S58 消防危 123)

- (5) 屋外に設置される20号防油堤の高さ、水抜き口に係る危政令第23条の特例の基準は、「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について」(H10 消防危 29)によること。

- (6) 屋内に設置される20号タンクにあつては、当該タンクの周囲に鉄筋コンクリート等で造られた囲いを設けるよう指導すること。

- (7) 危政令第23条を適用し、タンクの内部状況を検査するためにタンクの一部にサイトグラスを設けるときは、次によるものであること。(H10 消防危 29)

ア サイトグラスは、外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。構造の例としては、サイトグラスの外側に網、蓋等を設けることにより、サイトグラスが直接衝撃を受けない構造となっているもの、想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラスが用いられてい

るもの等があること。

イ サイトグラスは、外部からの火災等の熱により破損しない構造のもの又は外部からの火災等の熱を受けにくい位置に設置されるものであること。構造の例としては、サイトグラスの外側に使用時以外は閉鎖される蓋を設けるもの、サイトグラスをタンクの屋根板部分等に設置するもの等があること。

ウ サイトグラスの大きさは必要最小限のものであること。

エ サイトグラス及びパッキン等の材質は、タンクで取り扱う危険物により侵されないものであること。

オ サイトグラスの取付部は、サイトグラスの熱変位を吸収することができるものであること。構造の例としては、サイトグラスの両側にパッキン等を挟んでボルトにより取り付けるもの等があること。

カ サイトグラスの取付部の漏れ又は変形に係る確認は、タンクの気相部に設けられるサイトグラスにあつては気密試験により、タンクの接液部に設けられるサイトグラスにあつては、水張試験等により行われるものであること。

(8) 屋外に設ける 20 号タンクのうち、次に掲げる基準に適合していると認められるものについては、危政令第 23 条を適用し、タンクの放爆構造の規定の適用を免除することができる。(H10 消防危 29)

ア 第 2 類又は第 4 類を取り扱うものであること。

イ タンク内における取り扱いは、危険物等の異常な化学反応等によりタンクの圧力が異常に上昇しえないものであること。

ウ タンクの気相部に不活性ガスが常時注入されている（不活性ガスの供給装置等が故障した場合においても気相部の不活性ガスの濃度が低下しないもの）等、気相部で可燃性混合気体を形成しえない構造又は設備を有すること。

エ フォームヘッド方式の第 3 種固定泡消火設備又は第 3 種水

噴霧消火設備が有効に設置されている等、タンクの周囲で火災が発生した場合においてタンクを冷却することができる設備が設けられていること。

- (9) 複数の機器等が連結された一まとまりの設備に液体危険物タンクがすでに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるものであって、国外の公正かつ中立な検査機関により危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験で漏れ又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているもの）により確認できる場合は、危政令第23条の規定を適用し、危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験を要しないものとする。
 - (10) 屋外の20号タンクの周囲で発生した火災を有効に消火することができる第3種の消火設備が設けられている場合には、危政令第23条を適用し、当該タンクの支柱の耐火性能の規定を免除することができる。（H10 消防危 29）
 - (11) 20号タンクに危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏洩を防止することができる構造又は設備を有するタンクについては、危政令第23条を適用し、危険物の量を自動的に表示する装置を免除することができる。（H10 消防危 29）
 - (12) 20号タンクの外面にはさびどめのための塗装をすることとされているが、ステンレス鋼板その他の耐食性を有する鋼板で造られたタンクについては、危政令第23条を適用し、さびどめのための塗装を免除することができる。（H10 消防危 29）
- 15 配管（第1項第21号）（危省令第13条の4、第13条の5）
（危告示第3条、第3条の2、第4条）
- (1) 配管の材料

ア 金属製配管

配管（継手、弁類等を除く。）の材料は、次の表に掲げる JIS に適合するもので、その使用状況（温度、圧力、危険物の物性等）に応じ、安全と認められるものとする。

規格番号	種類	記号例
JIS	G3101 一般構造用圧延鋼材	SS
	G3103 ボイラー用圧延鋼材	SB
	G3106 溶接構造用圧延鋼材	SM
	G3452 配管用炭素鋼鋼管	SGP
	G3454 圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
	G3455 高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
	G3456 高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
	G3457 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
	G3458 配管用合金鋼鋼管	STPA
	G3459 配管用ステンレス鋼管	SUSTP
	G3460 低温配管用鋼管	STPL
	G4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS××HP
	G4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS××CP
	G4312 耐熱鋼板	SUH××P
	H3300 銅及び銅合金継目無管	C××T C××TS
	H3320 銅及び銅合金溶接管	C××TW C××TWS
	H4000 アルミニウム及びアルミニウム合金及び条	A××P A××E
	H4080 アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A××TE A××TES A××TD A××TDS
	H4090 アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A××TW A××TWS
	H4630 チタン及びチタン合金継目無管	TTP
JPI（日本石油学会規格）	7S-14 石油工業配管用アーク溶接炭素鋼	PSW
API（アメリカ石油学会規格）	5L LINE PIPE	5L
	5LX HIGH TEST LINE PIPE	5LX

イ 強化プラスチック製配管

「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（H10 消防危 23）によること。

(2) 継手、フランジ、弁（バルブ）

ア 使用状況に応じ、JIS に適合するものとする。ただし、アングル弁のチャッキ弁等 JIS に無い型のものは、使用状況

に応じ安全と認められるものとする。

イ 地震等により配管が損傷しないように適当な位置に可撓管継手等の緩衝装置を設けるよう指導すること。

なお、可撓管継手は、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（S56 消防危 20）及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて」（S57 消防危 59）に適合するものとし、（一財）日本消防設備安全センターにおける可撓管継手の性能評定を受けたものとするよう指導すること。

ウ 地震により配管が破断しないように、配管の支持物の直近等にバルブ等を設けないよう指導すること。（H24 消防危 28）

(3) サイトグラス

配管の一部にサイトグラスを設ける場合は、「危険物を取り扱う配管の一部へのサイトグラスの設置について」（H13 消防危 24）によること。

(4) 注入管、吸上げ管等

容器への注入管及び容器からの吸上げ管の可動部分等は配管ではなく、危険物を取り扱う機械器具として、使用状況に応じて十分な強度、性能を有しているものとする。（配管の基準は適用しない。）

(5) 13号設備に用いる配管

油圧装置又は切削装置等の一体型工作機械内部で用いる危険物配管については、危政令第9条第1項第13号に規定する「危険物を取り扱う設備」として取り扱う。（配管の基準は適用しない。）

(6) 危政令第23条の適用

鋼管や金属製フレキシブルホースで対応できない耐圧性能又は可動幅が要求される部分、若しくは振動を吸収するための部分については、高圧のゴムホース等を使用して差し支えないものであること。

16 配管の腐食防止措置（第1項第21号ニ）

(1) 配管を地上に設置する場合（危省令第13条の4）

ア ステンレス鋼管以外の配管の外面にはさびどめ塗装等の「腐食を防止するための塗装」をすること。ただし JISG-3452「配管用炭素鋼鋼管」に規定する白管（SGP・ZN）を用いる場合には、危政令第23条を適用し塗装をしなくても差し支えないこと。（H1 消防危 114）

イ 壁等の貫通部及び配管の固定装置の部分にあっては、スリーブ配管、防食テープ（電氣的に絶縁性を有するもの）等により、腐食防止措置を講じるよう指導すること。

ウ パイプシャフト、天井裏等目視により容易に保守、点検等ができない場所に設ける配管は、地下に設ける配管の例によるコーティング又は塗覆装を行い、接合部分（溶接を除く。）を目視により点検できる点検口を設けるよう指導すること。

(2) 配管を地下に設置する場合（危省令第13条の4）（危告示第3条、第3条の2、第4条）

ア 次の方法により施工する場合は、危省令第13条の4の規定により、地下埋設配管に塗覆装を行う場合において、これと同等以上の防食効果を有するものとして、その使用を認めて差し支えないこと。（S54 消防危 27）

(ア) ペトラタムを含浸したテープは、配管に十分密着するように巻きつけ、その厚さは、2.2mm以上とすること。

(イ) ペトラタムを含浸したテープの上には、接着性を有するビニルテープを保護テープとして巻きつけ、その厚さは0.4mm以上とすること。

(ウ) (ア)及び(イ)の施工に際しては、完全な防食層をつくるように、重なり部分等及び埋設時の機械的衝撃に注意するとともに、下地処理等についても十分な措置を講じること。

イ 地盤面から立ち上がる部分の配管は、埋設部から15cm以

上の長さについて、埋設部と同等の腐食防止措置を講じること。

ウ 配管をコンクリートスラブの下に埋設する場合、配管とコンクリートスラブ下端とは10cm以上離すこと。

エ 地下室内の架空配管又は地下ピット内の配管（ピット内に流入する土砂等により腐食するおそれのあるものを除く。）については、配管を地上に設置する場合の例によることができる。

(3) 電気防食

ア 「電氣的腐食のおそれのある場所」は、次に掲げる場所が該当するものとする。ただし、当該場所における対地電位又は地表面電位勾配の測定結果が、10分間以上測定した場合において、対地電位にあつては、最大電位変化幅50mV未満、地表面電位勾配にあつては1m当たりの最大電位変化幅5mV未満である場合にあっては、この限りでない。

(ア) 直流電気鉄道の軌道又はその変電所から1km以内の範囲にある場所

(イ) 直流電気設備（電解設備その他これらに類する直流電気設備をいう。）の周辺の場合

イ 「過防食による悪影響」とは、過防食により防食被覆を破壊するおそれがあることをいい、また、「過防食による悪影響を生じない範囲」とは、配管（鋼管）の対地電位平均値が-2.0Vより正の電位である場合をいうこと。（S53 消防危147）

ウ 「配管には、適切な間隔で電位測定端子を設けること」とは、地下配管に近い位置で、かつ、できるだけ陽極又は電極から離れた位置に電位測定端子を設けること。（H25 消防危25）

17 配管の支持物（第1項第21号ト）（危省令第13条の5）

(1) 危省令第13条の5第1号に規定する「安全な構造」は、強度計算により確認すること。（H1 消防危 64）

(2) 次のいずれかに該当する場合には、危省令第13条の5第2号ただし書の「火災によって当該支持物が変形するおそれがない場合」に該当すること。

ア 支持物の高さが1.5 m以下で、不燃材料で造られたものである場合（H1 消防危 64）

イ 支持物が製造所等の存する事業所の敷地内に設置された不燃材料で造られたもので、次のいずれかである場合（H1 消防危 64）

(ア) 支持する配管のすべてが高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱うもの

(イ) 支持する配管のすべてが引火点40℃以上の危険物を取り扱う配管であって、周囲に火気等を取り扱う設備の存しないもの

(ウ) 周囲に危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備及び火気等を取り扱う設備の存しないもの

ウ 火災により配管の支持物である支柱等の一部が変形したときに、支持物の当該支柱等以外の部分により配管の支持機能が維持される場合（H1 消防危 114）

エ 火災等における配管の支持物の変形を防止するため、有効な散水設備を設けた場合（H2 消防危 57）

(3) 製造所等の建築物内に設置されている配管については、危省令第13条の5第2号に規定する支持物の耐火性等の基準を適用しないことができること。

18 配管及び弁の表示

(1) 危険物の配管には、見やすい箇所に危険物の品名（物質名）及び送油方向を表示するよう指導すること。

(2) 危険物の配管の弁には、開閉方向を示す旨を明示するとともに

に、開放又は閉鎖の状況を示す表示板等を設けるよう指導すること。

19 危険物配管における危険物以外の物品の取扱い

危険物配管で危険物以外の物品も取り扱う場合は、「危険物配管における危険物以外の物品の取扱いに係る運用について」(H10 消防危 27) によること。

20 危険物配管以外の配管

危険物配管以外の配管については、換気又は蒸気排出設備のダクト等、管内が通常空洞となっているものは不燃材料により気密に造ること。その他の配管（冷却水配管、不活性ガスの冷媒配管等）については、その材料等に制限はないが、当該配管が破損した際に当該施設における危険物の貯蔵又は取扱いに支障がないよう指導すること。

21 電動機等の設置位置（第1項第22号）

「火災の予防上支障のない位置」とは、点検に支障がなく、かつ、電動機等の電気設備にあっては、危険物の漏洩により埋没しないような位置等をいうものであること。

22 休憩室の設置

休憩室の設置については、「製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項について」(H14 消防危 30) によること。

第4章 屋内貯蔵所の基準（危政令第10条）

第1 平屋建の屋内貯蔵所（第1項）

1 保安距離（第1項第1号、第2項）

製造所の基準第3、1(1)から(5)までの例によること。

2 保有空地（第1項第2号、第2項）（危省令第14条）

(1) 製造所の基準第3、2(1)、(2)本文、(3)、(4)及び(7)の例によること。

(2) 危政令第10条第1項第2号ただし書の規定により空地の幅を減ずる場合にあっては、当該貯蔵所相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有すること。

3 標識及び掲示板（第1項第3号、第2項、第3項）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

(1) 標識及び掲示板は、出入口付近等の見やすい箇所に設けること。

(2) 2室以上を有する貯蔵倉庫にあっては、各出入口付近に貯蔵されている危険物の類別等を記入した掲示板を設けるよう指導すること。

4 貯蔵倉庫の独立性（第1項第3号の2、第2項）

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすることから、保有空地を確保しなくてもよい貯蔵倉庫であっても、壁、柱、床及び屋根は他の用途に用いる建築物のそれらと兼用することはできないものであること。

5 延焼のおそれのある外壁（第1項第6号）

製造所の基準第3、4(1)及び(2)前段の例によること。

6 屋根（第1項第7号、第2項）

製造所の基準第3、5の例によることができる。

7 傾斜、貯留設備（第1項第11号、第2項、第3項）

(1) 危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これにはためますのほか

油分離装置等が該当すること。(H18 消防危 113)

- (2) 床は、適当な傾斜をつけるとともに、貯留設備を設けること。
- (3) 貯留設備としてためますを設ける場合にあっては、ためますの縦、横及び深さはそれぞれ 30 cm 以上とするか、又は同等の容量を確保すること。
- (4) 貯留設備に導く排水溝を設ける場合は、幅及び深さ 10 cm 以上のものとするよう指導すること。

8 架台の構造 (第 1 項第 11 号の 2、第 2 項、第 3 項) (危省令第 16 条の 2 の 2)

- (1) 「強固な基礎に固定する」とは、強固な構造の床又は壁にアンカーボルト等で固定することをいうものであること。
- (2) 地震時の荷重に対して「座屈」及び「転倒」を生じない構造であることを計算により確認すること。(H8 消防危 125) ただし、架台の高さが概ね 2 m 以下の市販の鋼製ラック、又は建築物と一体の構造となっている架台については、計算しないことができる。
- (3) 「危険物を収納した容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による落下を防止するため、不燃材料で造った柵等を設けることをいうものであること。(H1 消防危 64)

9 採光、照明、換気及び蒸気排出設備 (第 1 項第 12 号、第 2 項、第 3 項)

- (1) 「必要な採光」については、照明設備でよいものであること。
- (2) 換気及び蒸気排出設備は、製造所の基準第 3、8 の例によること。

10 電気設備 (第 1 項第 14 号、第 2 項、第 3 項) (危省令第 13 条の 2 の 2)

製造所の基準第 3、11 の例によること。

11 避雷設備 (第 1 項第 15 号、第 3 項)

製造所の基準第 3、13 の例によること。

12 セルロイド等の貯蔵倉庫の措置（第1項第15号、第3項）

セルロイド等を貯蔵する貯蔵倉庫において、「当該貯蔵倉庫内の温度を～冷房装置等の設備」とは、貯蔵庫内の温度を概ね30℃以下に保つことができる構造又は設備をいうものであること。

13 屋内貯蔵所の庇、荷役場所

貨物自動車による危険物の積みおろし用に屋内貯蔵所に庇や荷役場所を設けることは認められる。この場合、庇や荷役場所は、屋内貯蔵所の一部として規制される。（S57 消防危 57）

第2 平屋建以外の屋内貯蔵所（第2項）

1 階高（第2項第1号）

「階高」とは、各階の床面から上階の床面までの高さをいい、最上階にあつては床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること。（H1 消防危 14・消防特 34）

2 貯蔵倉庫の構造、延焼のおそれのある外壁（第2項第3号）

ア 外壁は、第3、2(1)の構造例によること。

イ 「延焼のおそれのある外壁」は、第1、5の例によること。

第3 他用途を有する建築物に設ける屋内貯蔵所（第3項）

1 屋内貯蔵所を設置することができる建築物等（第3項第1号）

(1) 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わないものであること。（H1 消防危 64）

(2) 建築物は壁、柱、床及びはりが耐火構造であるものに限られることから、部分的に耐火構造となっていない建築物への設置は認められないこと。例えば、1階が耐火構造で、2階が準耐火構造である建築物であり、1階と2階とは開口部のない耐火構造の床で区画されている場合であっても、当該建築物の1階に屋内貯蔵所を設置することはできないこと。（H1 消防危 64）

(3) 一の建築物に2以上の屋内貯蔵所を設置することについては、同一の階において、隣接しないで設ける場合は差し支えない。

(H1 消防危 64)

2 貯蔵倉庫の構造、他用途部分との区画（第3項第4号）

- (1) 「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁には、次のようなものがあること。

ア 平成12年5月30日建設省告示第1399号第1第一号トに適合する壁（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5cm以上のもの）(H2 消防危 105)

イ 平成12年5月30日建設省告示第1399号第1第二号イに適合する鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の壁（いずれも厚さが7cm以上のもの）

ウ 平成12年5月30日建設省告示第1399号第1第二号ニに適合する鉄材によって補強されたコンクリートブロック造の壁（肉厚が5cm以上であり、かつ、鋼材に対するコンクリートブロックのかぶり厚さが4cm以上のもの）

- (2) 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分と当該建築物の他の部分とを区画する床又は壁（以下「隔壁」という。）には、換気及び排出の設備を設けないこと。ただし、著しく消火困難な製造所等として第3種消火設備を設ける場合で、当該施設の床又は壁のすべてが隔壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより隔壁に換気又は排出の設備を設けることができる。(H2 消防危 28)

3 窓（第3項第6号）

「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。(H1 消防危 14・消防特 34)

第4 特定屋内貯蔵所（第4項）（危省令第16条の2の3）

1 屋根

屋根は、平成12年建設省告示第1399号に規定された次のいずれかとするよう指導すること。

- (1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- (2) 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造
- (3) 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルで造られたもの
- (4) 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ 4 cm 以上のもの
- (5) 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル（ALC 板）

2 その他

屋根の上には、看板、ソーラーパネル等の設備を設けても差し支えないものであること。

第 5 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」（H10 消防危 36）によること。

第 6 危険物以外の物品の貯蔵

危省令第 38 条の 4 第 1 項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。（H10 消防危 26）

- 1 貯蔵用資器材、梱包用資器材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に 1 m 以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。
- 2 荷役機器については、消火活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。
- 3 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に 1 m 以上の間隔を置くとともに、当該防災資器材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。

第7 リチウムイオン蓄電池の貯蔵

リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱に係る運用について」(H23 消防危 303)によること。

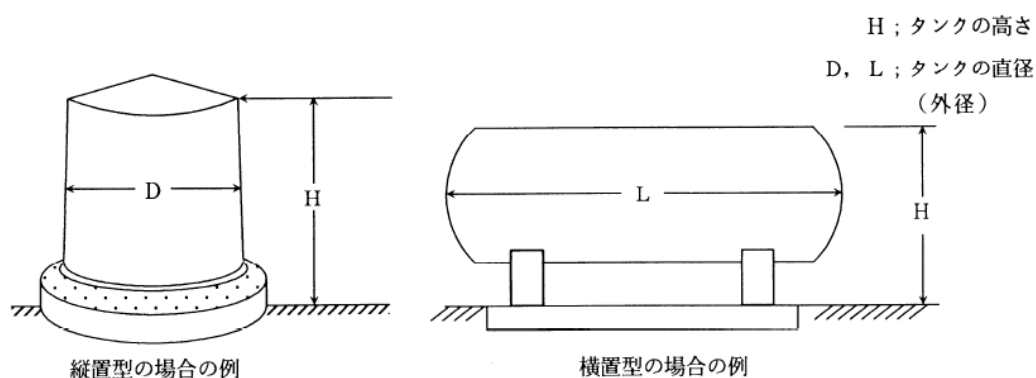
第5章 屋外タンク貯蔵所（容量500kl未満に限る）の基準（危政令第11条）

1 保安距離（第1項第1号）

保安距離は、屋外貯蔵タンクの側板（保温材等で覆われている場合は、その外側）から測定することとするほか、製造所の基準第3、1(1)から(5)までの例によること。（S37 自消丙予発 44）

2 敷地内距離（第1項第1号の2）（危省令第19条の2）

(1) 敷地内距離の算定に係る各部の寸法は、次図によること。



(2) 危政令第11条第1項第1号の2ただし書の適用については、次によることができる。

ア 「防火上有効な塀」は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とすることができる。

イ 「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ないこと」とは、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して次のいずれかが存在する場合であること。

(ア) 池、沼、河川又は水路

(イ) 工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実にある埋立中の土地

ウ 「防火上有効な水幕設備」は、「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する基準」（S55 消防危 80）によること。

エ 「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない

こと」及び「敷地境界線の外縁に、告示（危告示第4条の2の2）で定める施設が存在すること」に該当するときは、特に措置を講じることなく、市長が定めた距離とすることができること。（S51 消防危 22）

3 保有空地（第1項第2号）（危省令第15条）

製造所の基準第3、2(1)、(2)及び(4)本文の例によるほか、次によること。

- (1) 保有空地は、屋外貯蔵タンクの側板（保温材等で覆われている場合は、その外側）から測定すること。
- (2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤は、保有空地（当該屋外タンク貯蔵所に係るものに限る。）内に設けることができること。（S37 自消丙予発 44）
- (3) 危政令第11条第1項第2号ただし書の規定により空地の幅を減ずる場合にあっては、その相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有すること。
- (4) 既設の屋外貯蔵タンクの位置に新たに屋外貯蔵タンクを設ける際に保有空地が現行基準に適合しない場合、「既設の屋外貯蔵タンクの設置位置に新たに屋外貯蔵タンクを設置する場合の取扱いについて」（S51 消防危 77）に適合させることにより危政令第23条を適用することができる。

4 標識及び掲示板（第1項第3号）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

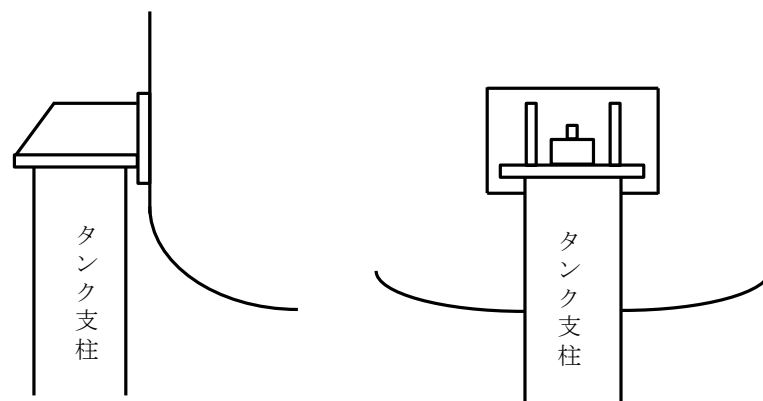
標識及び掲示板は、タンクごとに設けること。また、防油堤があるタンクにあっては、防油堤の外部から見やすい箇所に設けること。

5 タンクの材質、板厚等（第1項第4号）（危省令第20条の5の2）

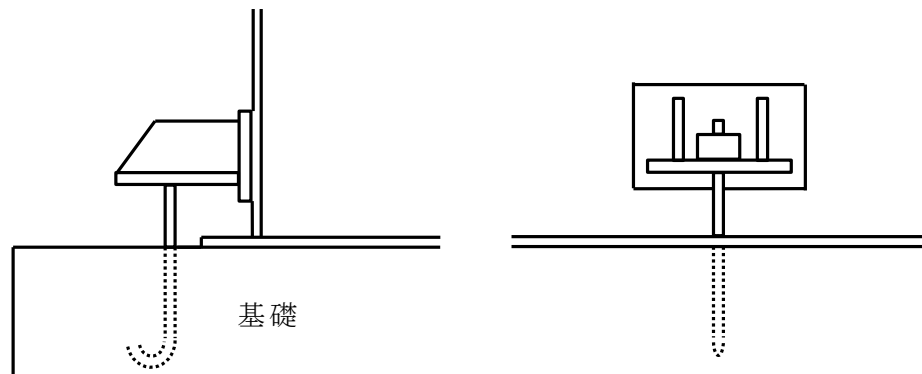
- (1) 「鋼板」とは、原則として JIS-G3101「一般構造用圧延鋼材 SS400」をいうものであること。ただし、厚さ 3.2 mm 以上の鋼板と同等以上の強度を有する金属板を用いることができる。

- (2) 「圧力タンク」とは、最大常用圧力が正圧又は負圧で 5.0 kPa を超えるものをいうものであること。(S52 消防危 56)
- (3) タンクの内容積は、「タンクの内容積の計算方法について」(H13 消防危 42) により求めること。
- (4) 同一の屋外貯蔵タンクに 2 品名以上を貯蔵するときは、次によること。(S37 自消丙予発 138)
- ア 中仕切りは完全区画とする。
- イ 通気管、送受配管、計量装置及び著しく消火困難となる場合の固定消火設備は、各室ごとに設置する。
- (5) 気密に造るとは、上ぶたを耐油性パッキン及びボルト締め等でタンク本体と緊結する構造とすることを要し、単なるふたで覆う程度のものは認められない。(S51 消防予 51)
- 6 耐震、耐風圧構造 (第 1 項第 5 号) (危省令第 2 1 条)**
- (1) 危省令第 2 1 条第 1 項の「堅固な基礎及び地盤の上に固定」は、支柱を直接タンクに付けず、タンクに巻いたアングル等に付け、又は底板の縁を基礎にボルト等で固定する方法によること。(S35 自消乙予発 2)

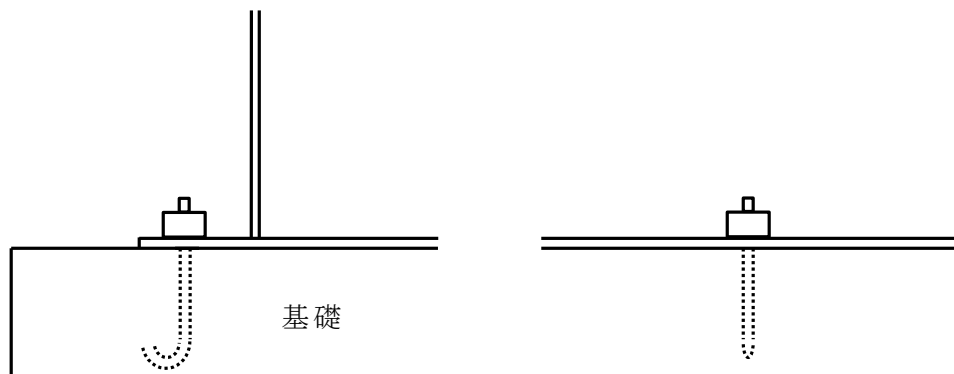
(タンクを支柱に取付ける場合の例)



(タンクを直接基礎に据付ける場合の固定例 1)



(タンクを直接基礎に据付ける場合の固定例 2)



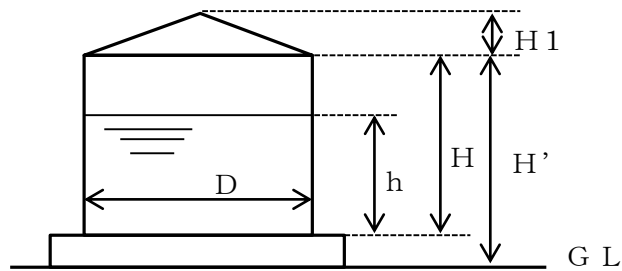
(2) タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算

地震動による慣性力及び風圧力に対するタンク本体の安全性の検討は、転倒と滑動の可能性について次の例により行う。

(例)

① タンク構造 (円筒形、コーンルーフ)

タンク内径 : D
タンク高さ : H
屋根の高さ : H_1
地盤面からのタンク高さ : H'
液面高さ : h



② 計算条件

設計水平震度 : $K_h = 0.21$

($0.15 \times \text{地域補正係数} \times \text{地盤補正係数}$)

※地域補正係数…0.7 (山口県)

地盤補正係数…2.0 (第四種地盤) として計算した場合

設計鉛直震度 : $K_v = 0.105$ ($K_h \times 1/2$)

風力係数 : $k = 0.7$

(円筒形タンクの場合は 0.7、円筒形タンク以外は 1.0)

風荷重 : $q = 0.588 k \sqrt{H'}$

風圧力 : $P_w = q \times \text{タンクの垂直断面積}$

タンク底板と基礎上面との間の摩擦係数 : $\mu = 0.5$

③ 自重の計算

タンクの自重 : $W_t = (\text{底板} + \text{側板} + \text{屋根板} + \text{付属品}) \times 9.8 \text{ kN}$

危険物の重量 : $W_l = \text{容量} \times \text{比重} \times 9.8 \text{ kN}$

④ 転倒の検討

i 地震時 (満液時)

$$\begin{aligned} \text{転倒モーメント} = & (W_t \times K_h \times (H + H_1) / 2) \\ & + (W_l \times K_h \times h / 2) \quad [\text{kN} \cdot \text{m}] \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{抵抗モーメント} = & (W_t + W_l) \\ & \times (1 - K_v) \times D / 2 \quad [\text{kN} \cdot \text{m}] \end{aligned}$$

ii 風圧時 (空液時)

$$\text{転倒モーメント} = P_w \times (H + H_1) / 2 \text{ [kN} \cdot \text{m]}$$

$$\text{抵抗モーメント} = W_t \times D / 2 \text{ [kN} \cdot \text{m]}$$

※ 比較の結果、「抵抗モーメント＞転倒モーメント」となれば、タンクは転倒しないものと考えられる。

⑤ 滑動の検討

i 地震時

$\mu (1 - K_v) > K_h$ となり、空液時及び満液時とも滑動しないものと考えられる。

ii 風圧時（空液時）

$$\text{滑動力} = P_w$$

$$\text{抵抗力} = W_t \times \mu$$

※ 抵抗力＜滑動力となる場合、強風が予想されるときはタンクを空液としてはならない。この場合、タンクの滑動を防止するために必要な貯蔵危険物の液面高さ h' は、次により算出する。

$$h' = (P_w - W_t) / (\text{タンク底面積} \times \text{危険物の単位体積重量} \times \mu)$$

(3) 「支柱」とは、架台式タンクの架台等でタンクの荷重を受ける部分をいうものであること。

(4) 「鉄筋コンクリート造～と同等以上の耐火性能を有するもの」として、次のようなものがあること。

ア 鉄骨を、塗り厚さが 4 cm（軽量骨材を用いたものについては 3 cm）以上の鉄網モルタル、厚さが 5 cm（軽量骨材を用いたものについては 4 cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが 5 cm 以上のれんが若しくは石で覆ったもの（S40 自消乙予発 20）

イ 鉄骨を厚さが 3 cm 以上の吹付石綿で覆ったもの（建基法に基づく 1 時間耐火以上の個別指定を受けているものに限る。）。

7 放爆構造（第 1 項第 6 号）

「内部のガス又は蒸気を上部に放出することができる構造」は、

次のいずれかによること。

- (1) 屋根板を側板より薄くし、屋根の補強材等に接合しないこと。
- (2) 屋根板と側板との接合は、側板相互間及び側板と底板との接合より弱いもの（片面溶接等）とすること。
- (3) 横置型タンクについては、タンク上部に局部的に弱い接合部分を設け、異常に上昇した圧力を放出すること。この場合、圧力を放出するために十分な面積を有すること。

8 外面塗装（第1項第7号）

- (1) ステンレス鋼板その他腐食し難い材料で造られているタンクについては、さびどめのための塗装を要しないものとして差し支えない。（H10 消防危 29）
- (2) 保温材で外装を行う際は、「保温材としてウレタンフォームを使用する屋外タンク貯蔵所の取扱いについて」（S51 消防危 51）の例により行うこと。

9 底板の防食（第1項第7号の2）（危省令第21条の2）

- (1) 危省令第21条の2第1号に規定するアスファルトサンドは次によること。

ア 材質

アスファルトサンドは、次に掲げるもの又はこれと同等以上の防食効果を有するものを使用すること。

(ア) アスファルト

JIS-K2207（石油アスファルト）に適合するもののうち、ブローンアスファルト針入度10～40（25℃・100g・5sec）又はストレートアスファルト針入度80～100（25℃・100g・5sec）

(イ) 骨材

比較的均一な良質砂を使用し、腐食を助長させるような物質を含まないこと。

(ウ) 石粉

アスファルトを安定させるために用いるフィラーには、石灰石等を微粉碎した石粉を用いること。（粒度：0.074 mmふるいで通過率 75%以上のもの）

イ アスファルトサンドの配合割合（施工厚さ 5 cm の場合の 1 m² 当たり）

アスファルト：8 kg

骨材：0.05 m³

石粉：10 kg

ウ 施工方法

- (ア) 基礎地盤面は、アスファルトサンド敷設前に十分整地され、堅固な基礎に仕上げられていること。
 - (イ) 施工範囲はタンク側板から 60 cm 程度までとすること。
 - (ウ) 施工厚さは 5 cm 以上とし、硬化前に転圧し、仕上げる。
 - (エ) 底板の外周部は、コンクリートモルタル、アスファルト等により防水の処置を行い底板外面に水分が浸入しない構造とすること。
- (2) タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、次による雨水浸入防止措置を施すこと。（S54 消防危 169 別記 2）

ア 犬走りの表面は、アスファルト等で保護措置を行うとともに、適当な傾斜を持たせること。

イ 底板の外側張出し部上面の被覆は、側板と底板との外側隅肉溶接部にかからないように行うこと。ただし、当該タンクに係る定期点検等の際に、容易に当該隅肉溶接部の検査を行うことができるよう措置した場合は、この限りでない。

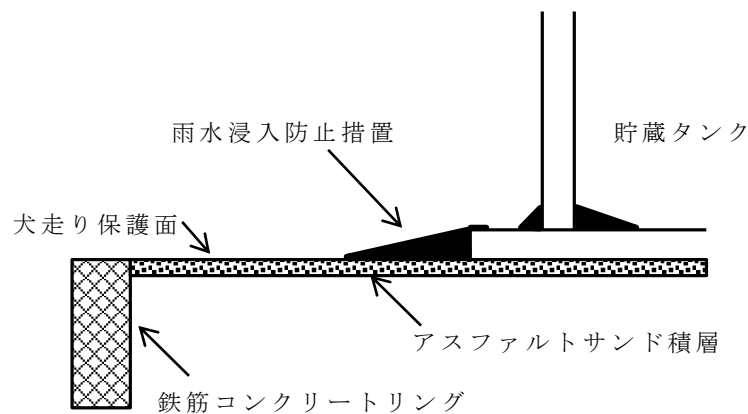
ウ 犬走り部の被覆

- (ア) 被覆幅は、使用材料の特性に応じ、雨水の浸入を有効に防止することができる幅とすること。
- (イ) 被覆は、犬走り表面の保護措置の上部に行うこと。
- (ウ) 被覆材料は、防水性を有するとともに、適正な耐候性、防

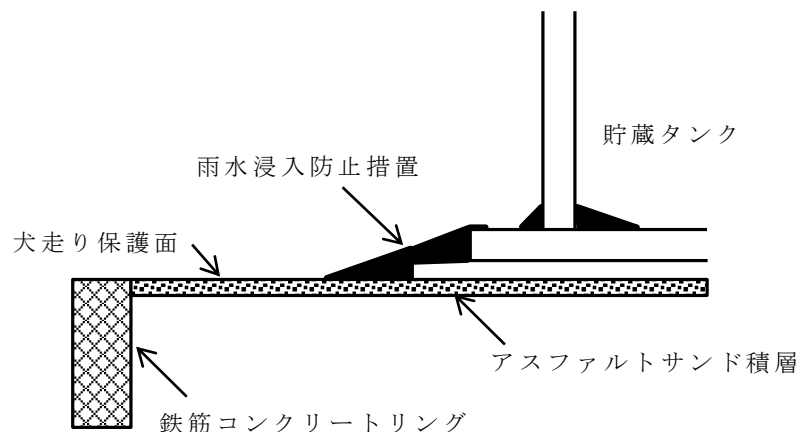
食性及び可撓性を有するものであること。

- (エ) 被覆材と底板上面及び犬走り表面との接着部は、雨水が浸入しないよう措置を講じること。
- (オ) 屋外貯蔵タンクの沈下等により、底板と被覆材との接着部等に隙間を生ずるおそれのある場合は、被覆材の剥離を防止するための措置を講じること。
- (カ) 被覆厚さは、使用する被覆材の特性に応じ、剥離を防ぎ、雨水の浸入を防止するのに十分な厚さとすること。
- (キ) 被覆表面は、適当な傾斜を付けるとともに、平滑に仕上げること。
- (ク) 底板外側張出し部先端等の段差を生ずる部分に詰め材を用いる場合は、防食性、接着性等に悪影響を与えないものであること。
- (ケ) ベアリングプレートを敷設する屋外貯蔵タンクにあっては、ベアリングプレート外側張出し部についても、(ア)から(ク)までに掲げる事項に準じて措置すること。

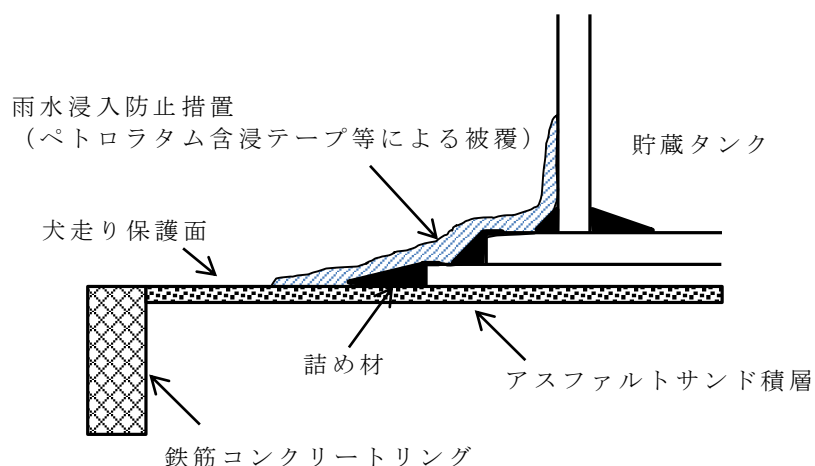
例図 1



例図 2



例図 3



10 通気管（第1項第8号）（危省令第19条、第20条第1項）

- (1) 通気管の口径及び設置個数は、タンクに出入りする危険物の量に応じて、それぞれ当該タンクに影響を及ぼさない大きさ及び個数とすること。
- (2) 引火防止網は、40メッシュ以上とすること。

11 自動表示装置（第1項第9号）

- (1) 「危険物の量を自動的に表示する装置」には、次のようなものがあること。
 - ア 気密とし、又は蒸気がたやすく発散しない構造とした浮子式

計量装置（S37 自消丙予発 44）

イ 電気作動方式、圧力作動方式又はラジオアイソトープ利用方式による自動計量装置

ウ 連通管を使用した方式による自動計量装置（ガラス製のものを除く。）

- (2) 注入口の位置において計量装置の確認が困難なタンクにあっては、計量装置の位置と注入口の位置との間に連絡装置（液位指示警報器、専用電話、インターホン、応答ブザー等）を設けること。
- (3) セーフティフロートスイッチ等を設け、あふれない措置を講じたとしても、自動表示装置の設置を免除することはできない。

（S46 消防予 8）

12 注入口（第 1 項第 10 号）（危省令第 18 条第 2 項）

- (1) 注入口は、タンクとの距離に関係なくタンクの付属設備として規制すること。
- (2) 注入口は、防油堤内に設けること。ただし、注入口の周囲に、危険物の流出を防止するための囲い等を設ける場合にあっては、この限りでない。
- (3) 「火災予防上支障のない場所」は、次によること。
- ア 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所（階段、スロープ、ドライエリア等の付近の場所）以外の屋外の場所であること。
- イ 周囲に火気を取り扱う設備等がない場所であること。
- ウ 周囲に延焼する危険がある建築物等がない場所であること。
- (4) 「ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、引火点が 70℃未満の非水溶性液体の危険物等をいうものであること。
- (5) 「静電気を有効に除去するための接地電極」は、次に掲げるところにより設けること。
- ア 接地抵抗値は、概ね 1, 000 Ω 以下であること。
- イ 接地導線は、機械的に十分な強度を有する太さのものとする

こと。

ウ 接地端子は、移動貯蔵タンクの接地導線と有効に接続ができる構造とし、取付箇所は、可燃性蒸気が漏れ、又は滞留するおそれがある場所以外の場所とすること。

エ 接地端子及び接地極板は、銅等の導電性及び耐腐食性を有する金属を用いること。

オ 接地電極は、注入口付近にあれば、避雷設備の接地極と兼用しても差し支えない。(H1 消防危 64)

(6) 注入口に設ける掲示板は、次によること。

ア 2 以上の注入口が 1 箇所に群をなして設けられる場合、注入口である旨の掲示板は、当該注入口群に一の掲示板を設けることをもって足りるものであること。(S40 自消乙予発 20)

この場合において、各注入口から注入される危険物の品名と受入側のタンクが掲示板の表示により識別できるような措置（注入口に番号を付し、掲示板の品名欄には各注入口別の品名及び関係するタンク番号等を記載する等の措置）を講じること。

イ 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、注入口がタンクの直近にあり、当該タンクの注入口であることが明らかである場合等をいうものであること。(S40 自消乙予発 20)

13 ポンプ設備（第 1 項 10 号の 2）（危省令第 21 条の 3）

(1) ポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の一部分であることから、当該屋外タンク貯蔵所の保有空地内に設けることは差し支えないが、防油堤内に設けないよう指導すること。(S40 自消乙予発 20)

(2) 指定数量の 10 倍を超える危険物（第 6 類の危険物を除く。）に係るポンプ設備の周囲空地（3 m 以上）内に当該ポンプ設備が属する屋外貯蔵タンク、防油堤等が設けられていても差し支えないものであること。

例えば、タンクの保有空地幅が 3 m 以上の場合にあっては、タ

ンクとポンプ設備との間の距離は 1 m 以上あればよい。ただし、上記(1)と関連しポンプ設備は防油堤内に設けないよう指導すること。(S40 自消乙予発 20)

- (3) 「防火上有効な隔壁を設ける場合」とは、次のいずれかによること。

ア ポンプ設備を屋外の場所に設けるときは、空地を保有することができない部分に高さ 2 m 以上の塀を設けること。

イ ポンプ設備をポンプ室内に設けるときは、空地を保有することができない部分の外壁を開口部のない耐火構造の壁とすること。

- (4) 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、ポンプ設備がタンクの直近にあり、当該タンクのポンプ設備であることが明らかである場合等をいうものであること。(S40 自消乙予発 20)

- (5) 2 以上のタンクに係るポンプ設備の規制上の取り扱いについては、次によること。

ア 2 以上のポンプ設備が 1 箇所に群をなして設置されるときは、当該 2 以上のポンプ設備の群をもって、一のポンプ設備とすること。したがって当該ポンプ設備は、その属するすべてのタンクのポンプ設備としての性格を有することとなるので、その属するどのタンクの保有空地内に置くことも可能であり、また、どのタンクとの距離もタンクの保有空地の幅の 3 分の 1 以上でなければならないこと。この場合、設置・変更の許可等の取り扱いについては、出火危険又は容量等から判断して主たるタンクのポンプ設備として規制すること。(S40 自消乙予発 20)

イ 一のポンプ設備が 2 以上の屋外タンク貯蔵所に兼用されるときは、同一の品名のものに限り認められるものであること。

ウ ポンプ設備に設ける掲示板は、各ポンプを通過する危険物の品名と受入側又は送り先のタンクが掲示板の表示により識別で

きるような措置（ポンプに番号を付し、掲示板の品名欄には、各ポンプ別の品名及び関係するタンク番号等を記載する等の措置）を講じること。

(6) ポンプ室は次によること。

ア 屋根は、製造所の基準第 3、5 の例によること。

イ ためますは、予想される危険物の流出量に応じた大きさとするとともに、製造所の基準第 3、7 (1) 及び(3) の例によること。

ウ 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備は、製造所の基準第 3、8 の例によること。

エ 人が中に入ることができない小さなポンプ室の照明、換気及び排出設備は次によることができる。

(ア) 有効な採光を確保することにより、照明設備を設けないことができる。

(イ) 取り扱う危険物の引火点が 40℃ 以上の場合は、次によることができる。

a 換気設備は、自然換気（防火ダンパーなし）とすることができる。

b 可燃性蒸気が滞留するおそれはないものとし、排出設備を設けないことができる。

(ウ) 取り扱う危険物の引火点が 40℃ 未満の場合の換気及び排出設備は、取扱い状況（ポンプ基数、使用頻度）等や周囲の状況（延焼のおそれ、可燃性蒸気の滞留可能性）等に応じ、火災予防上安全なものとしたときは、ウの基準によらないことができる。

(7) ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備の周囲に設けられる「高さ 0.15 m 以上の囲い」及び油分離装置は、製造所の基準第 3、9 の例によること。

(8) ポンプ及びこれに付属する電動機の周囲には、点検、修理のための空間を確保すること。

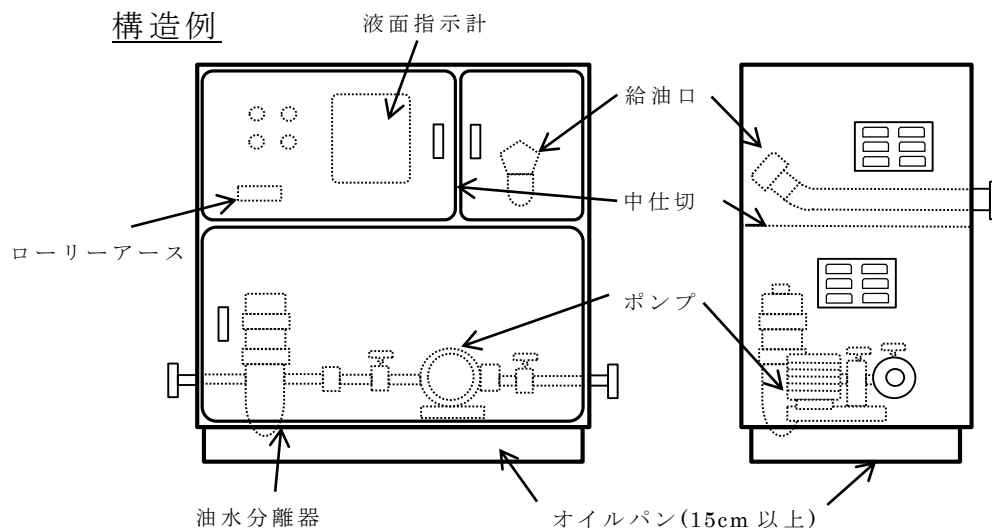
- (9) ポンプ設備を鋼板で造られた外箱に収納する場合で、次のアに適合する場合は、イによることができる。

ア 適用条件

- (ア) 外箱の大きさは必要最小限とするとともに、ポンプの維持管理を行うことができる構造とすること。ただし、注入口、液面計等当該施設に必要な設備は、同一の外箱内にポンプ設備と鋼板で仕切ることにより、設置することができる。
- (イ) 外箱の底部（高さ0.15m以上）は、危険物が漏れない構造とすること。
- (ウ) 外箱は、ポンプ設備の温度上昇を防止するために有効な通風の措置を講じること。

イ 外箱に収納されたポンプの取り扱い

- (ア) 当該ポンプ設備は屋外にあるポンプ設備とする。
- (イ) 外箱の底部をもって、ポンプ設備直下に設ける流出防止の囲い及び貯留設備として扱う。
- (ウ) 油分離装置を設けないことができる。



14 弁（第1項第11号）

弁の材質として鋳鋼（JIS-B2071）以外のものを用いるときは、

次に掲げる規格に適合するもの又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものとする。

- (1) JIS-G5705 黒心可鍛鉄品
- (2) JIS-G5502 球状黒鉛鉄品
- (3) JIS-G5121 ステンレス鋼品
- (4) JIS-G3201 炭素鋼鍛鋼品

15 水抜管（第1項第11号の2）（危省令第21条の4）

タンク底部を基礎・地盤面に接して設けるものは、地震等の際にタンクの挙動により水抜管とタンク結合部分が破損しないよう水抜管及びドレンピットをタンク底部に設けないこと。

16 配管（第1項第12号）

製造所の基準第3、15から18の例によること。

17 緩衝装置（第1項第12号の2）

「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない」ための措置として可撓管継手を使用するときは、次によること。（S56 消防危 20）

- (1) 可撓管継手は、原則として最大常用圧力が1 MPa 以下の配管に設けること。
- (2) 可撓管継手は、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（S56 消防危 20）及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて」（S57 消防危 59）に適合するものであること。

なお、可撓管継手を設置する際は、（一財）日本消防設備安全センターが行う性能評定の合格品を用いるよう指導すること。

18 緊急遮断弁（第1項第12号の3）

容量が1万キロリットル未満の屋外貯蔵タンクの配管にも、当該配管とタンクとの結合部分の直近に、非常の場合に閉鎖することができる弁（遠隔操作できるものに限らない。）を設けるよう指導すること。

19 避雷設備（第1項第14号）（危省令第13条の2の2）

- (1) 製造所の基準第3、13の例によること。

(2) JIS-A4201「建築物等の雷保護」では、接地極の材料として、銅板、熔融亜鉛メッキ鉄板等を定めているが、次に掲げる場合のようにタンクと接地極の相互が電氣的に接続されているときは、タンク側板（鋼板）の腐食を防止するため、接地極の材料として銅板を使用せず、熔融亜鉛メッキ鉄板等の鉄よりもイオン化傾向の大きいものを使用するよう指導すること。

ア タンク側板を突針部（受雷部システム）に代えている場合

イ 独立避雷針の接地極とタンクとが架台等を通じ、電氣的に接続されている場合

20 防油堤（第1項第15号）（危省令第22条）

防油堤の構造は、「防油堤の構造等に関する運用基準について」（S52 消防危 162）によること。

21 歩廊橋

歩廊橋（屋外貯蔵タンク間の連絡歩廊をいう。）は設けないよう指導すること。（S58 消防危 89）（H8 消防危 125）

22 タンク冷却用の散水設備

タンク冷却用の散水設備を設ける場合は、「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」（S51 消防予 4 別添第 1）によること。

第6章 屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第12条）

第1 規制範囲

1 屋内タンク貯蔵所の区分

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、一のタンク専用室内にあるタンクの容量の総計をいうものであること。したがって、同一のタンク専用室内に複数の屋内貯蔵タンクを設置する場合、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、合計した量が指定数量以上となるものは、一の屋内タンク貯蔵所として規制するものとする。

2 屋内タンク貯蔵所の複数設置

屋内タンク貯蔵所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。ただし、複数の屋内タンク貯蔵所が壁又は床を共用することはできないこと。（H1消防危64）

第2 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 平屋建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所（第1項）

(1) 屋内貯蔵タンクの位置（第1項第1号）

ア 「平屋建の建築物」とは、当該屋内貯蔵タンクを設置する建築物全体が、地階を有さず、地上の階数が1であるものをいうこと。

イ タンク専用室には、タンク及びこれに附属する設備（配管を含む。）に限り設置できるものであること。

(2) 離隔距離（第1項第2号、第2項）

タンクとタンク専用室の屋根（上階がある場合は、上階の床）及びはりとの間に0.5m以上の間隔を保つよう指導すること。

(3) 標識及び掲示板（第1項第3号、第2項）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

標識及び掲示板は、出入口付近の外部から見やすい箇所に設けること。

(4) 外面塗装（第1項第6号、第2項）

ステンレス鋼板その他腐食し難い材料で造られているタンクについては、さびどめのための塗装をしないことができる。

(H10 消防危 29)

(5) 通気管、安全装置 (第 1 項第 7 号、第 2 項)

ア 通気管は、次によること。

(ア) 横引き管は、1 / 1 0 0 以上の勾配とすること。

(イ) 引火防止網は、4 0 メッシュ以上とすること。

イ アルコール類等揮発性の高い危険物を貯蔵する屋内貯蔵タンクに設ける通気管は、危省令第 2 0 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に適合した大気弁付通気管を設置することができる。

(S37 自消丙予発 108)

(6) 自動表示装置 (第 1 項第 8 号、第 2 項)

屋外タンク貯蔵所の基準 1 1 の例によること。

(7) ポンプ設備 (第 1 項第 8 号、第 2 項)

タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の基準 1 3 (6)から(9)まで、タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の基準 1 3 (6)及び(8)の例によること。

(8) 配管 (第 1 項第 1 1 号、第 2 項)

製造所の基準第 3、1 5 から 1 8 の例によること。

(9) 傾斜、貯留設備 (第 1 項第 1 6 号、第 2 項)

ア 危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これにはためますのほか油分離装置等が該当すること。(H18 消防危 113)

イ 床にためますを設ける場合は、縦、横及び深さがそれぞれ 3 0 cm 以上のものを設け、当該ためますに導く適当な傾斜をつけること。

(10) 流出防止措置 (第 1 項第 1 7 号)

ア タンク専用室の出入り口の敷居の高さは、当該室内に貯蔵

する危険物の全容量を収容できる高さとするよう指導すること。

イ タンク専用室内に貯蔵する危険物の囲い又はせきを設けるとき（ポンプ設備を当該囲い又はせきの外側に設ける場合を除く。）は、当該囲い又はせきをもってタンク専用室の出入口の敷居に代えることができること。

2 平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所（第2項）

平屋建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の基準(2)から(9)の例によるほか、次によること。

(1) タンク専用室（第2項第1号）

第2、1(1)イの例によること。

(2) 危険物の量を表示する装置（第2項第2号）

ア 「危険物の量を表示する装置」は、屋外タンク貯蔵所の基準11の例によること。

イ 「当該危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、タンク専用室と注入口との間が、おおむね歩行距離で20m以内であり、かつ、音声により容易に連絡できる場合又は見通し可能な場合をいうこと。

(3) ポンプ設備（第2項第2号の2）（危省令第22条の6）

タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備にあつては、屋外タンク貯蔵所の基準13(8)の例によるほか、次によること。

ア ポンプ設備をタンク専用室以外の場所に設ける場合

(ア) ポンプ室の壁及び上階がある場合の上階の床は、製造所の基準第3、2(5)の隔壁の例によるよう指導すること。

(イ) 屋外タンク貯蔵所の基準13(6)イ及びウの例によること。

イ ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合

「漏れた危険物が流出し、又は流入しないように必要な措置を講ずる」とは、ポンプ設備の周囲に設ける囲い又は基礎の高さを、タンク専用室の出入口の敷居又は危険物を収容す

るための囲い若しくはせきの高さ以上にすることをいうこと。

(4) タンク専用室の危険物流出防止措置（第2項第8号）

「タンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、室内に貯蔵する危険物の全容量を収容することができる高さ以上の出入口の敷居又はせき若しくは囲い（ポンプ設備をせき又は囲いの外側に設ける場合にあっては、出入口の敷居の高さを20cm以上とすること。）を設けることをいうこと。

第 7 章 地下タンク貯蔵所の基準（危政令第 13 条）

第 1 規制範囲

1 規制の原則

地下タンク貯蔵所は、地下貯蔵タンク 1 基ごとに一の地下タンク貯蔵所として規制することを原則とするが、埋設される 2 以上の地下貯蔵タンクが次に該当する場合は、同一施設として取り扱う。（S54 消防危 147）

なお、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、その合計量が指定数量以上であれば地下タンク貯蔵所として規制する。

- (1) 2 以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室内に設置されている場合
- (2) 2 以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合
- (3) 2 以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

2 地下タンク貯蔵所直上部の利用

地下タンク貯蔵所は建築物等の直下又は他の施設の保有空地内に設置することができる。この場合において、地下タンク貯蔵所の直上部は、点検管理が容易に行えるよう必要な空間を確保すること。（S49 消防予 72）

第 2 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 地下タンク貯蔵所（鋼製一重殻タンク）（第 1 項）

(1) 地下貯蔵タンクの設置（第 1 項第 1 号）

地下貯蔵タンクは、タンク室に設置すること。

(2) 乾燥砂（第 1 項第 2 号）

乾燥砂と同等以上の物性を有する人工軽量砂は、乾燥砂とみなすことができること。（S44 消防予 1）（S61 消防危 109）

(3) タンクの頂部（第 1 項第 3 号、第 2 項、第 3 項）

「地下貯蔵タンクの頂部」とは、横置円筒型にあってはタンク胴板の最上部をいい、マンホール部分は含まないこと。

(4) タンクの構造（第1項第6号、第2項、第3項）

ア 第1項及び第3項の規定による地下貯蔵タンクは構造計算を要すること。ただし、「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」（H18消防危112）に適合する構造の地下貯蔵タンクに限り構造計算を省略できるものとする。

イ 「鋼板」とは、原則として JIS-G3101「一般構造用圧延鋼材 S S 4 0 0」をいうこと。

ウ 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、概ね次の計算式により算出された数値（3.2 mm未満の場合は3.2 mm）以上の板厚を有する金属板をいうこと。

$$t = 3.2 \times \sqrt{400 / \sigma} \quad t \cdots \text{金属板の厚さ (mm)} \\ \sigma \cdots \text{金属板の引張強さ (N/mm}^2\text{)}$$

エ 地下貯蔵タンク（圧力タンクを除く。）の内部を間仕切りするときは、次によること。

(ア) 貯蔵する危険物は、同一の類であること。

(イ) 間仕切りは、垂直区画のみとし、タンクの鏡板と同等の厚さの鉄板で完全に区画すること。

(ウ) 注入管、送油管及び通気管等は、間仕切りにより仕切られた部分ごとに設けること。

オ 縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室については、当該地下貯蔵タンクの構造について危険物保安技術協会の評価を受けたものとする。

(5) 地下貯蔵タンクの外面保護等（第1項第7号）（危省令第23条の2）（危告示第4条の48）

ア 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に係る用語の定義は以下のとおりとする。（H22消防危144）

(ア) 設置年数は、当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいうこと。

(イ) 塗覆装の種類は、危告示第4条の48第1項に掲げる外

面の保護の方法をいうこと。

(ウ) 設計板厚は、当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいい、設置又は変更の許可の申請における添付書類に記載された数値で確認すること。

イ 危告示第4条の47の2による腐食を防止するためのコーティングは、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」別添1（H22 消防危 144）によるものとする。

ウ 危告示第4条の48第2項各号に掲げる「性能」は、「地下貯蔵タンクの外面保護に用いる塗覆装の性能確認の方法について」（H17 消防危 209）の方法により確認されたものとする。

エ 内面コーティングを施工するため地下貯蔵タンクを開放し板厚測定をした結果、板厚が3.2mm未満となるような減肉又はせん孔が発見された場合（以下の条件に限る）、危政令第23条を適用して当該地下貯蔵タンクを継続使用することができる。（H21 消防危 204）

なお、補修後は上記イによりタンク内部全体に内面ライニングを実施すること。

(ア) 地下貯蔵タンクからの危険物の流出が確認されていないこと。

(イ) 減肉又はせん孔の個数と大きさは「地下タンクの内面ライニング及び定期点検」（API（米国石油協会）標準規格 1631）を参考として、次のいずれかを満たすこと。この場合において、減肉の大きさは、板厚が3.2mm未満の部分の大きさとし、せん孔の大きさは、せん孔部の周囲を板厚が3.2mm以上保持しているところまで削り取った大きさとする。

a タンクに1か所のみ減肉又はせん孔がある場合、減肉

又はせん孔の直径が 3 8 mm 以下であること。

b タンクに複数の減肉又はせん孔がある場合、次のとおりとする。

(a) 0. 0 9 m²当たりの数が 5 か所以下であり、かつ、減肉又はせん孔の直径が 1 2. 7 mm 以下であること。

(b) 4 6 m²当たりの数が 2 0 か所以下であり、かつ、減肉又はせん孔の直径が 1 2. 7 mm 以下であること。

(ウ) 減肉又はせん孔部分について次のとおり補修を行う。

a 地下タンク内面の処理については、クリーニング後、「橋梁塗装設計施工要領」(H18.4 首都高速道路株式会社)に示されている素地調整第 1 種相当となるように行うこと。

b せん孔部分については、板厚が 3. 2 mm 以上保持しているところまで削り取り、防水セメント又は金属パテで穴及び削り取った部分を埋める。

c FRP を減肉又はせん孔部位から全方向に 1 5 0 mm 以上被覆し、厚さが 2 mm 以上となるよう積層すること。

(6) 通気管 (第 1 項第 8 号、第 2 項、第 3 項) (危省令第 2 0 条第 3 項)

ア 横引き管は、1 / 1 0 0 以上の上り勾配とすること。

イ 引火防止網は、4 0 メッシュ以上とすること。

(7) 自動表示装置 (第 1 項第 8 号の 2、第 2 項、第 3 項)

屋外タンク貯蔵所の基準 1 1 (1) (ウを除く。) 及び(2)の例によること。

(8) 注入口 (第 1 項第 9 号、第 2 項、第 3 項)

屋外タンク貯蔵所の基準 1 2 ((2)を除く。) の例によるほか、次により指導すること。

ア 注入口は、雨水の浸入を防止する構造とすること。

イ 注入口は、衝突等による衝撃から防護するため、ふたのあ

るコンクリート造等のボックス内に設けること。この場合において、当該ボックスから漏れた危険物が流出しない構造とすること。

(9) ポンプ設備（第1項第9号の2、第2項、第3項）（危省令第24条の2）

ア ポンプ及び電動機を地下貯蔵タンク内に設けるポンプ設備については、「油中ポンプ設備に係る規定の運用基準」（H5消防危67）によること。

イ 油中ポンプについては、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたものとするよう指導すること。（S63消防危74）

ウ ポンプ設備を鋼板で造られた外箱に収納する場合は、屋外タンク貯蔵所の基準13(9)の例によることができる。

(10) 配管（第1項第10号、第11号、第2項、第3項）

製造所の基準第3、15から18の例によるほか、次によること。

ア 静電気による災害が発生するおそれがある危険物を貯蔵するタンクに設ける注入管は、タンク底部又はその付近まで到達する長さのものを設けるよう指導すること。

イ 配管をトレンチ内に設け、当該トレンチをマンホールプロテクターまで延長し、タンクのふたの一部にトレンチが食い込むことは、「配管の収納方法ならびに地下タンク貯蔵所の構造について」（S45消防予37）の条件に適合する場合は認められる。

ウ 地下貯蔵タンクの直上部における配管の接続部は、配管及びタンクの気密試験が容易に行えるような構造（フランジ結合等）とするよう指導すること。

(11) 漏洩検知設備（第1項第13号、第3項）（危省令第23条の3）（危告示第4条の49の2）

ア 「地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するた

めの設備」には、例えば高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計があること。（H22 消防危 144）

イ 高精度液面計は、（一財）全国危険物安全協会において「地下貯蔵タンク危険物の微少な漏れ検知方法」として性能評価を受けたものとするよう指導すること。

ウ 地下貯蔵タンクに次の事項を実施する場合においては、危政令第23条を適用して微少な漏れを検知するための設備を設けないことができる。（H22 消防危 158）

設置者等が1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法（（一財）全国危険物安全協会において性能評価を受けたものに限る。）。

エ 「地下貯蔵タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備」は、次によること。

(ア) 管は、タンクの外側の四隅に設けること。タンクの長辺が10m以上のときは、必要に応じて長辺方向に増設すること。

(イ) 管は、原則として金属製とすること。ただし、硬質塩化ビニルその他の耐食性を有する材料を用いる場合は、この限りでない。

(ウ) 管には、下端からタンク中心（地下水位の高い場所では地下水位より上方）付近まで、漏れた危険物を検知するための小穴を設けること。

(エ) 検査管の深さは、タンク底部の深さ以上とすること。

(オ) 管には、雨水の浸入しない堅固なふたを設けること。

(カ) 管は、管の内部に土砂等が容易に浸入しないように二重

管とするよう指導すること。ただし、検知のための小穴がない部分は、単管とすることができる。

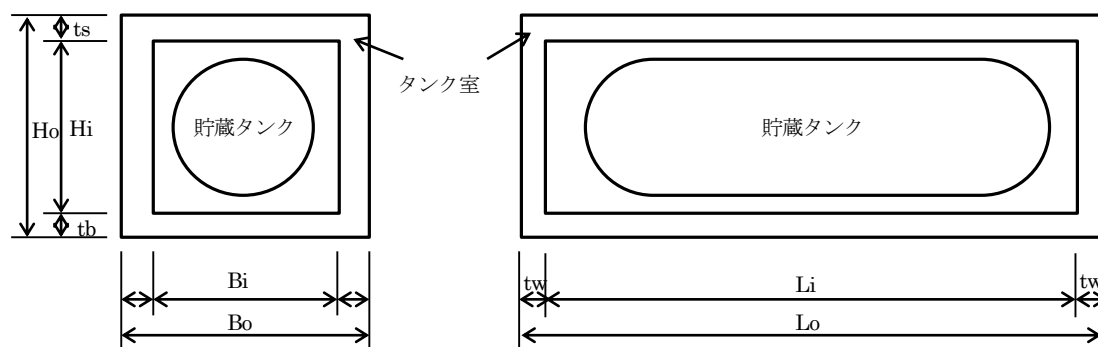
(キ) 2以上のタンクを1.5m以下に近接して設ける場合(タンク相互間に隔壁が設けられている場合を除く。)、タンク相互間に埋設するものについては、兼用することができること。

(12) タンク室(第1項第14号)(危省令第23条の4、第24条)

ア タンク室の構造については、危省令第23条の4の規定により危告示第4条の50で定めるタンク室の構造計算を要すること。ただし、「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」(H18消防危112)に適合する構造のタンク室に限り構造計算を省略できるものとする。

○一般的なタンク室構造例

タンク容量 (タンク内径)	形状(mm)	設計配筋(mm)			タンクとの間隔	
		頂版	底版	側壁	壁(mm)	蓋(mm)
2KL (1280)	Bi・Li・Hi=1600×2200×1700	上端筋 D13@250	上端筋 D13@250	外側筋 D13@250	153.5	307.0
	Bo・Lo・Ho=2200×2800×3300	下端筋 D13@250	下端筋 D13@250	内側筋 D13@250		
	ts=tw=tb=300	—	—	配力筋 D13@250		
10KL (1450)	Bi・Li・Hi=1800×7400×1900	上端筋 D13@250	上端筋 D13@250	外側筋 D13@250	168.5	337.0
	Bo・Lo・Ho=2400×8000×2500	下端筋 D13@250	下端筋 D13@250	内側筋 D13@250		
	ts=tw=tb=300	—	—	配力筋 D13@250		
20KL (2100)	Bi・Li・Hi=2450×7300×2550	上端筋 D13@200	上端筋 D13@200	外側筋 D13@200	167.0	334.0
	Bo・Lo・Ho=3050×7900×3150	下端筋 D13@200	下端筋 D13@200	内側筋 D13@200		
	ts=tw=tb=300	—	—	配力筋 D13@250		
30KL (2100)	Bi・Li・Hi=2450×10350×2550	上端筋 D13@200	上端筋 D13@200	外側筋 D13@200	167.0	334.0
	Bo・Lo・Ho=3050×10950×3150	下端筋 D13@200	下端筋 D13@200	内側筋 D13@200		
	ts=tw=tb=300	—	—	配力筋 D13@250		
30KL (2400)	Bi・Li・Hi=2750×8150×2850	上端筋 D13@200	上端筋 D13@200	外側筋 D13@200	167.0	334.0
	Bo・Lo・Ho=3350×8750×3450	下端筋 D13@200	下端筋 D13@200	内側筋 D13@200		
	ts=tw=tb=300	—	—	配力筋 D13@250		
48KL (2400)	Bi・Li・Hi=2750×12000×2850	上端筋 D13@200	上端筋 D13@200	外側筋 D13@200	165.0	330.0
	Bo・Lo・Ho=3350×12600×3450	下端筋 D13@200	下端筋 D13@200	内側筋 D13@200		
	ts=tw=tb=300	—	—	配力筋 D13@250		
50KL (2650)	Bi・Li・Hi=3000×10650×3100	上端筋 D13@150	上端筋 D13@150	外側筋 D13@150	165.0	330.0
	Bo・Lo・Ho=3600×11250×3700	下端筋 D13@150	下端筋 D13@150	内側筋 D13@150		
	ts=tw=tb=300	—	—	配力筋 D13@200		
100KL (3500)	Bi・Li・Hi=3850×12300×3950	上端筋 D16@150	上端筋 D13@150	外側筋 D13@150	164.0	328.0
	Bo・Lo・Ho=4550×13000×4650	下端筋 D16@150	下端筋 D16@150	内側筋 D13@150		
	ts=tw=tb=300	—	—	配力筋 D13@200		



Bi : 内法幅 Bo : 外面幅 tw : 側壁厚さ
 Li : 内法長さ Lo : 外面長さ
 Hi : 内法高さ Ho : 外面高さ tb : 底版厚さ ts : 頂版厚さ

イ 建築物内に設けられる地下タンク貯蔵所のタンク室は、建築物の主要構造部と構造上独立したものとするよう指導すること。

ウ 一のタンク室に2以上の地下貯蔵タンクを設けることができること。

エ タンク室の防水措置は、次によること。

(ア) 「水密コンクリート」とは、硬化後水を通しにくく、水が拡散しにくいコンクリートのことであり、一般に、水セメント比は、55%以下とし、AE剤若しくはAE減水剤又はフライアッシュ若しくは高炉スラグ粉末等の混和剤を用いたコンクリートをいうこと。（H17 消防危 55）

なお、タンク室を鉄筋コンクリート造とする場合の底部及び側壁は、エポキシ樹脂、防水モルタル等で覆い、ふたの地下貯蔵タンク側は、防水モルタル等で覆うこと。

(イ) 「タンク室の内部に浸入しない措置」とは、震動等による変形追従性能、危険物により劣化しない性能及び長期耐久性能を有するゴム系又はシリコン系の止水剤を充てんすること等の措置があること。（H17 消防危 55）

なお、タンク室の底部と側壁及び側壁とふたとのコンク

リートの接合部には、銅、耐油性ゴム等による止水板を設けることでもよいこと。

オ タンク室底部の枕と側壁の間に隙間を設け、又は枕に連通管を設けること等によりタンクからの危険物の漏洩を有効に検知できる構造とすること。

カ コンクリートパーツ組立て方法によりタンク室を設置することは差し支えない。ただし、基礎コンクリート据付け時の水平度、捨てコンクリートと基礎コンクリートとの密着性、接合用ボルト等の防食措置、パーツとパーツとの接合状況等その施工について十分配慮するよう指導すること。（S58 消防危 29）

(13) マンホールの構造（第 1 項、第 2 項、第 3 項）

地下貯蔵タンクにマンホールを設けるときは、次によること。

ア マンホールのふたは、ふたに掛かる重量がプロテクターを通じタンクに直接掛からないように設けるとともに、雨水が浸入しない構造とすること。

イ プロテクターは、タンクと接する部分、配管の貫通部からプロテクター内部への浸水を防止できる構造とすること。

(14) 地下貯蔵タンクのふた（第 1 項、第 2 項、第 3 項）

ア ふたの上部には、地下タンク貯蔵所の点検管理ができなくなるような工作物を設けないこと。（S49 消防予 72）ただし、当該貯蔵所のポンプ設備についてはこの限りでない。（S58 消防危 128）

イ ふたのコンクリートスラブの状態等が点検できなくなるような表面仕上げを行わないよう指導すること。

ウ 地下貯蔵タンクの設置場所には、その範囲を地盤面上に目地、塗料等により明示するよう指導すること。

(15) 支持基礎（第 1 項、第 2 項、第 3 項）

鉄筋コンクリート製枕基礎、鋼製枕を設けず、砕石基礎とす

る場合は「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」
(H8 消防危 127) によること。

2 二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所 (第 2 項)

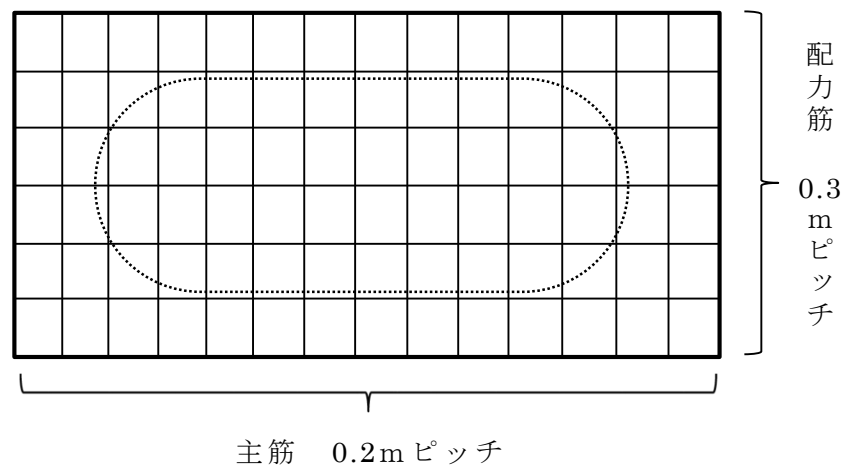
第 2、1 (鋼製一重殻タンク) の基準(3)、(4)、(6)から(10)、(13)から(15)の例によるほか、次によること。

(1) 直埋設構造 (第 2 項第 2 号、第 3 項)

ア ふたの大きさが、タンクの「水平投影の縦及び横よりそれぞれ 0.6 メートル以上大きく」とは、上から見て、ふたがタンクの水平投影よりそれぞれ 0.3 m 以上はみ出す形をいうこと。(S45 消防予 37)

イ タンクのふたに用いる鉄筋は、直径 9 mm 以上とするとともに、配筋の間隔は、主筋 (短辺) は 0.2 m 以下、配力筋 (長辺) は 0.3 m 以下とするよう指導すること。ただし、配筋をダブル筋とするときは、主筋及び配力筋ともに 0.3 m 以下の間隔とすることができる。

例図



ウ 「ふたにかかる重量が直接当該二重殻タンクにかからない構造」は、構造計算により確認すること。ただし、タンク容量が 3 万リットル以下で、かつ、ふたにかかる重量が 20 ト

ン以下のときは、次によることができる。

(ア) ふたは、直径が0.2 m以上（又は一辺が0.2 m以上の長方形）の鉄筋コンクリート造の支柱又は遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）の支柱により支えられていること。鉄筋コンクリートの成形にあたり、紙管を使用するときは、当該紙管も支柱の一部に含めることとして差し支えないが、支柱の直径は紙管の内径とすること。

(イ) (ア)の支柱は、一の地下貯蔵タンクについて4本以上設けられていること。

(ウ) 支柱の鉄筋（縦筋）は、支柱ごとに直径9 mm以上の鉄筋を4本以上入れるものとし、基礎及びふたの鉄筋と連結させること。

(エ) 地下貯蔵タンクを2以上隣接して設置し、ふたを共用する場合において、どのタンクについてもタンク周囲に4本以上の支柱が適正に配置されるときは、支柱の一部を共用することができること。

エ 「堅固な基礎の上に固定」とは、地下水によって浮上しない構造とすることをいい、浮力計算を行い、発生する浮力に耐えられる固定方法を選定すること。ただし、容量が3万リットル以下の地下貯蔵タンクについては、次によることができる。

(ア) タンクの基礎は、厚さ0.2 m以上の鉄筋コンクリート造（鉄筋の直径及び配筋の間隔はタンク上部のふたと同様とすること。）とし、その鉄筋は、タンクの架台部分（枕）に入れた鉄筋と連結すること。

(イ) 容量に応じて、次表の締付けバンド及びボルトによりタンクを基礎に固定すること。

固定方法 容量	締付けバンド			ボルトの直径
	幅	厚さ	バンド数	
1 万ℓ以下	50mm 以上	6mm 以上	2 以上	16mm 以上
1 万ℓを超え 2 万ℓ以下	80mm 以上	9mm 以上	3 以上	19mm 以上
2 万ℓを超え 3 万ℓ以下	80mm 以上	9mm 以上	4 以上	19mm 以上

(ウ) ボルトは下部を屈曲させたものとし、その底部は、タンクの基礎の厚みの中心まで達し、かつ、ボルトの屈曲部を基礎の鉄筋にかけること。

オ 砕石基礎による埋設方法（第 2 項第 2 号ハ）

「当該二重殻タンクが堅固な基礎の上に固定されていること」に関する施工方法のうち、砕石基礎を用いる場合は、「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」（H8 消防危 127）によること。

(2) 鋼製二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所（第 2 項第 1 号イ）
（危省令第 24 条の 2 の 2 第 3 項、第 4 項）

「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」（H3 消防危 37）によること。

(3) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所（第 2 項第 1 号ロ）（危省令第 24 条の 2 の 2 第 3 項、第 4 項）

ア 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（H5 消防危 66）によること。

イ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆及び漏洩検知設備については、危険物保安技術協会による試験確認済のものを設置するよう指導すること。（H6 消防危 11）

なお、危険物保安技術協会による試験確認においては、缶体寸法及び被覆仕様が同一であれば、中仕切り位置が異なっても同一型式としているものである。

ウ 鋼板に代えて厚さ 3.2 mm 以上のステンレス鋼板を用いる

ことについては、次に適合する場合は、危政令第 23 条を適用して認めることができる。（H22 消防危 297）

(ア) 検知層以外の強化プラスチック製の被覆部の接着強度が、剥離試験において強化プラスチックの基材破壊（強化プラスチックを構成する部材の破壊）が生じる強度以上の強度を有していることを確認すること。

(イ) 接着強度を確認する剥離試験は、設置予定の二重殻タンクと同一の施工方法によりステンレス鋼板に強化プラスチックを積層成形した試験片を用い、実施すること。

(4) 強化プラスチック製二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所（第 2 項第 1 号ロ）（危省令第 24 条の 2 の 2 第 3 項、第 4 項、第 24 条の 2 の 3、第 24 条の 2 の 4）

ア 「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（H7 消防危 28）によること。

イ 強化プラスチック製二重殻タンクの本体及び漏洩検知設備については、危険物保安技術協会が試験確認を行っているので、試験確認済のものを設置するよう指導すること。（H8 消防危 129）

ウ 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質については、貯蔵し、又は取り扱う危険物を試験液とし、二重殻タンクの内殻で危険物と接する部分に使用される強化プラスチックを試験片とした(ア)に示す耐薬品性試験において、(イ)の評価基準に適合していることがあらかじめ確認されていなければならないこと（自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油（1 種）を除く。）。（H22 消防危 144）

(ア) 耐薬品性試験

JIS-K7070「繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法」

による浸せき試験

(イ) 評価基準

JIS-K7012「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」

6. 3に規定される耐薬品性の評価基準に示されている外観変化、曲げ強さ、バーコル硬さがそれぞれ次のとおりであること。

a 外観変化

各浸せき期間後の外観変化はJIS-K7070表4に示す等級1、等級2に該当する又はこれより小さいこと。

b 曲げ強さ

1年間の浸せき期間後の曲げ強度の保持率が60%以上であり、かつ、180日から1年にかけての変化が急激でないこと。

c バーコル硬さ

各浸せき期間後のバーコル硬さが、15以上であること。

3 危険物の漏れを防止することができる構造の地下タンク貯蔵所
(第3項) (危省令第24条の2の5)

地下タンク貯蔵所(鋼製一重殻タンク)の基準(3)、(4)、(6)から(10)、(13)から(15)の例によるほか、「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」(S62消防危75)によること。

第 8 章 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第 1 4 条）

第 1 貯蔵所又は取扱所の判断基準

取り扱い行為	施設区分	1 日の取扱量が指定数量未満の場合の施設区分
給油のみを行う	給油取扱所	簡易タンク貯蔵所
給油以外の取り扱いを行う（例：容器への詰替え、移動タンク貯蔵所への充てん等）	一般取扱所	簡易タンク貯蔵所
給油・給油以外の取り扱いの併用	給油取扱所	給油取扱所 （個々の取扱量がそれぞれ指定数量未満である場合も、また、1 日におけるすべての取扱量の合計が指定数量未満である場合も、簡易貯蔵タンクの容量を取扱量として取り扱うものとする。）

（注）簡易タンク貯蔵所に設けられた固定給油設備等で自動車等の燃料タンクに給油する行為又は危険物を詰替える行為は、貯蔵に伴う取扱いとして認められるものである。（S37 自消丙予発 44）

第 2 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 簡易タンク貯蔵所の数（第 2 号）

「同一品質の危険物」には、法別表第 1 の品名が同じであっても品質の異なるものは含まれないこと（例：レギュラーガソリンと、ハイオクガソリンは異品質）。

2 設置方法等（第 4 号）

- (1) 簡易貯蔵タンクは、一般に移動可能な車を有しており、火災その他の緊急時には移動できるものとする。したがって、「固定」とは、コンクリート等移動が不可能な固定をいうものではなく、車止め又は鎖等による固定をいうものであること。
- (2) 簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合、危険物を貯蔵し、又は取り扱う空地は、危政令第 1 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定の例によるよう指導すること。
- (3) 簡易貯蔵タンクを専用室内に設置するときは、法第 1 7 条第 1 項第 4 号の規定によるほか、当該タンクと専用室の屋根及びはりとの間に、点検整備のための空間として、0.5 m 以上の

間隔を保つよう指導すること。

3 通気管（第8号）（危省令第20条第4項）

通気管の先端の高さが1.5m未満のものは、設置場所にコンクリート等の架台を設け、通気管の先端を簡易貯蔵タンクの周囲の地盤面より1.5m以上としても差し支えないこと。

第 9 章 移動タンク貯蔵所の基準（危政令第 15 条）

第 1 積載式又は積載式以外の区分

「積載式移動タンク貯蔵所」とは、移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するものをいう。したがって、移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームに U ボルト等により緊結したもので、積み替えのための吊り金具、フォークリフトポケット等を備えていないものは、積載式移動タンク貯蔵所に該当しない。（H1 消防危 14・消防特 34）

第 2 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 移動タンク貯蔵所（第 1 項）

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（S48 消防予 45）によるほか、次によること。

(1) 常置場所（第 1 項第 1 号、第 2 項から第 5 項）

ア 既許可の移動タンク貯蔵所の常置場所と同一の場所を常置場所とすることはできないこと。ただし、新しい移動タンク貯蔵所の完成検査までに既許可の移動タンク貯蔵所を廃止又は転出させる場合は、この限りでない。

イ 常置場所は、建築物等の可燃性の部分及び火気を使用する箇所から火災予防上安全な距離をとるよう指導すること。ただし、防火上有効な塀がある場合は、この限りではない。

(2) 移動貯蔵タンクの構造（第 1 項第 2 号）

タンク鏡板にマンホールを設けることはできない。（S55 消防危 155）

(3) 注入ホース、配管等（第 1 項第 15 号）

ア 配管に設けるサイトグラスは、火災予防上安全なものは認めることができる。（S57 消防危 39）（S57 消防危 49）（H13 消防危 24）

イ 吐出口に給油ホースの結合金具として、ワンタッチ式カップリングの使用は認められる。（S55 危 53）（S56 危 42）

ウ 小分けを目的とする給油ホースの長さに定めはないが、必要最小限の長さにとどめるよう指導すること。(S52 消防危 59)

エ ボトムローディング方式（充填所での危険物受け入れ時にタンク上部でなく、吐出口及び底弁から受け入れる方式）の移動タンク貯蔵所の構造は、「移動タンク貯蔵所への危険物注入設備の構造及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の構造について」（S57 消防危 15）によること。

オ バキュームにより吸排出する方式は、引火点 70℃以上の危険物に限り認められる。(S52 消防危 59)

(4) 表示設備（第 1 項第 17 号）

危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備は、その内容を鏡板に直接記入することが認められる。(H1 消防危 64)

ア 複数の危険物を貯蔵する移動タンク貯蔵所において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が 5%以上 10%以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合は、次によることができる。(H10 消防危 90)

(ア) 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が 10%を超えるタンク室が生じる。

(イ) 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定する。

(ウ) 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いて算定する。

イ 圧送ポンプ、容器詰替え用のホース、ノズル等は、引火点 40℃未満の危険物のみを貯蔵する移動タンク貯蔵所には設けることはできない。ただし、引火点 40℃未満の危険物と引火点 40℃以上の危険物を、同時に又は交互に貯蔵する移

動タンク貯蔵所においては、設けることができる（引火点 40℃未満の危険物に当該ポンプ等を使用することはできない。）。

(5) ポンプ

ア ポンプの動力源として、車の動力源を使用しない積載式エンジンを設けることは認められず、外電から受電して使用する火災予防上安全なモーター及びポンプを設けることは認められる（引火点 40℃以上の危険物に限る。）。（S51 消防危 71）（S53 消防危 62）

イ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを設けるときは、けん引車側にポンプを設ける等火災予防上支障のある場合は認められない。（S57 消防危 54）（S58 消防危 124）

2 積載式移動タンク貯蔵所（第 2 項）

(1) 許可の件数、対象、コンテナの積み替え等（H4 消防危 54）

ア 積載式移動タンク貯蔵所の許可件数は、当該車両の数と同一であること。

イ 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの容量の合計は 30,000 リットル以下となる数とする。

ウ 交換タンクコンテナを保有しようとする場合は、積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を、設置許可を受けた後に交換タンクコンテナを追加する場合にあっては、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を要するものであること。

エ 許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が適合性を有する場合には、他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タン

ク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

オ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

カ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、危省令第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。

(2) 位置、構造、設備の基準

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（S48消防予45）によること。

(3) 品名及び最大貯蔵数量（H4消防危54）

積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について設置許可とする。また、設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を要するものとする。

(4) 完成検査済証への記載

交換タンクコンテナを保有する積載式移動タンク貯蔵所に係る完成検査済証については、（表）面の「タンク検査年月日及

び検査番号」欄及び、（裏）面の移動貯蔵タンクに係る部分の記載はしないものとする。

3 航空機又は船舶の燃料タンクに給油する移動タンク貯蔵所（第3項）

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（S48 消防予 45）によること。

4 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所（第5項）

(1) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（International Maritime Organization（IMO））が採択した危険物の運送に関する規程（International Maritime Dangerous Goods Code（IMDGコード））に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されている移動貯蔵タンクを積載する移動タンク貯蔵所をいう。

ア 許可の件数、対象、コンテナの積み替え等（H13 消防危 50）

(ア) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可件数は、当該車両の数と同一であること。

(イ) 交換タンクコンテナを保有しようとする場合は、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可とし、設置許可を受けた後に交換タンクコンテナを追加する場合にあっては、資料等による確認を要する変更工事（軽微変更届）として取り扱う（保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合に限る。）。

(ウ) 許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が適合性を有する場合には、

他の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

(エ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

(オ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。

イ 位置、構造、設備の基準

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（S48 消防予 45）のほか、次によること。

(ア) 一のタンクコンテナの容量は、危政令第5条の規定にかかわらず移送する危険物の最大数量とすること。

(イ) 危政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び危省令第24条の8第8号に定める表示については、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。（H13 消防危 50）

ウ 品名及び最大貯蔵数量（H13 消防危 50）

前記 2、(3)の例によること。

エ 手続きに関する事項（H13 消防危 50）

- (ア) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可とすること。

なお、設置許可申請は、タンクコンテナが入港する前に受け付けることができる。

- (イ) タンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、国際タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関（事務手続きに関する事項 第 4、4(4)、エ参照）の承認書等の写し等、必要最小限にとどめること。

- (ウ) 完成検査申請は、設置許可申請と同時に受け付けて差し支えないものとし、完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整の上、タンクコンテナが入港後速やかに行われるようにすること。

- (エ) 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合、タンクコンテナについては、I M O 表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認をすること。車両については、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うこと。

なお、複数の交換タンクコンテナに係る完成検査については、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行う。

- (オ) タンクコンテナの入港時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

オ 完成検査済証への記載

2(4)の例によること。

(2) I M D G コード型移動タンク貯蔵所（積載式以外）

「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（I M D G コード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について」

(H16 消防危 35) によること。

(3) 完成検査前検査の適用除外

国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査の規定が適用されないタンクコンテナであることの確認は、IMDGコードに定める基準（水圧試験に関する部分に限る。）に適合している旨を示す危省令第6条の2の9各号に規定する事項がIMO表示板に記載されていることを完成検査の際に確認することにより行うこと。

第3 移動タンク貯蔵所の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

移動タンク貯蔵所から引火点が40℃以上の第4類の危険物を、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により自動車等の燃料タンクに直接危険物を給油する行為は、同一場所における給油量が指定数量未満の場合は認められる。（H2 消防危 105）

第 10 章 屋外貯蔵所の基準（危政令第 16 条）

第 1 規制範囲

- 1 屋外貯蔵所は、第 2 類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下「硫黄等」という。）で塊状のものを除き、屋外の場所において危険物を容器入りのまま貯蔵する貯蔵所である。したがって、容器に収納されていない危険物や容器以外の物品に収納されている危険物は、塊状の硫黄等を除き、屋外貯蔵所において貯蔵できない。（危政令第 26 条）（S45 消防予 136）
- 2 屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることになるため、屋外貯蔵所としては認められない。（S51 消防危 100）

第 2 屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 場所（第 1 項第 2 号、第 2 項から第 4 項）

「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で舗装し、周囲の地盤面より高くするとともに、適当な傾斜をつけた場所であること。

液体の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所にあつては、その周囲に排水溝及び貯留設備（第 4 類の危険物のうち水に溶けないものを貯蔵する屋外貯蔵所にあつては、貯留設備に油分離装置を設ける。）を設けるよう指導すること。

2 区画（第 1 項第 3 号、第 2 項から第 4 項）

「さく等を設けて明確に区画する」とは、さくを設けるほか、周囲に排水溝を設けることをいうこと。

3 保有空地（第 1 項第 4 号、第 2 項から第 4 項）（危省令第 16 条）

製造所の基準第 3、2(1)、(2)本文、(3)、(4)及び(7)の例によること。

4 塊状の硫黄等の屋外貯蔵所（第 2 項）

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」（S54 消防危 80）によること。

5 引火性固体（引火点 21℃未満のものに限る。）、第一石油類、アルコール類の屋外貯蔵所（第4項）（危省令第24条の13）

「危険物を適温に保つための散水設備等」は、スプリンクラー設備又は屋外貯蔵所の付近に設ける散水用水道栓その他散水の機能を有する設備とし、一定の時間ごと自動的に散水が行われるものに限るものではないこと。自動的に散水を行うことができない設備等による場合には、容器を適切に冷却することができる管理体制を確保する必要があること。

6 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」(H10 消防危 36)によること。

7 危険物以外の物品の貯蔵

危省令第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、必要最小限の量に限り存置できるものであること。この場合、以下の事項に留意すること。
(H10 消防危 26)

- (1) 貯蔵用資器材、梱包用資器材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。
- (2) 荷役機器については、消防活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。
- (3) 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置くとともに、当該防災資器材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。

第 1 1 章 給油取扱所の基準（危政令第 1 7 条）

第 1 規制範囲

1 給油取扱所の定義

- (1) 固定した給油設備（航空機への給油については、車両に設けられた給油設備を含む。）によって自動車等の燃料タンクへ直接給油するために、危険物を取り扱う取扱所（当該給油取扱所において、併せて給油設備からガソリンを容器に詰替え、又は軽油を車両に固定された容量 4, 0 0 0 リットル以下のタンク（容量 2, 0 0 0 リットルを超えるタンクにあつては、その内部を 2, 0 0 0 リットル以下ごとに仕切ったものに限る。以下固定注油設備における作業に同じ。）に注入する作業、並びに固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量 4, 0 0 0 リットル以下のタンクに注入する作業を行う取扱所。）をいうもので、その場所には建築物、工作物及び附属設備が含まれる。
- (2) 「自動車等」の中には、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものすべてが含まれる。（R5 消防危 63）
- (3) 固定注油設備から容量 4, 0 0 0 リットル以下の移動貯蔵タンクへの注油行為は、危政令第 2 7 条第 6 項第 4 号ハ、ホ及びヘに規定するところにより行うものとする。
- (4) 給油取扱所においては、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜き取りを行うことができる。（S62 消防危 38）
- (5) 給油取扱所において、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態の自動車等の燃料タンクに直接給油することができる。ただし、顧客に自ら給油させる給油取扱所において顧客が自ら給油できるのは自動車及び原動機付自転車のみであること、並びに荷台に積載された自動車等に給油

する際は、積載された自動車等の転倒及び動揺の防止及び静電気対策を指示すること。(R5 消防危 63)

(6) 次の行為は、1日の取扱量が指定数量未満の場合に限り認められる。

ア 固定給油設備を用いて軽油を適正な容器に詰替えること。

(S37 自消丙予発 44) (S61 消防危 72)

イ 危険物を容器入りのままで販売すること。(S62 消防危 38)

(7) 給油取扱所において、次の行為は行うことができない。

ア セルフスタンドで、固定給油設備を用いて、顧客がガソリン等を容器に詰替えること。(H10 消防危 25)

イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造すること。(H24 消防危 2)

ウ 固定給油設備でガソリンを移動貯蔵タンクに注入すること。

(タンクの容量関係なし。)ただし、次の要領で指定数量未満の軽油を、容量4,000リットル未満の移動貯蔵タンク及び指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(以下「ミニローリー」という。)に注入する場合を除く。(H21 消防危 35) (R6 消防危 40)

(ア) ミニローリーに注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管をタンクの底部に着けること。

(イ) 車両の一部又は全部が給油空地からはみ出たままでミニローリーに注入しないこと。

(ウ) 顧客自らミニローリーに注入しないこと。

2 屋外又は屋内の判定

(1) 屋内給油取扱所

ア 給油又は注油のための作業場が、すべて建築物内に設置されるもの

イ 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から、建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画

された部分の1階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積を減じた面積の3分の1を超えるもの（当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）

なお、火災の予防上安全であると認められるものとは、次の全てに適合するものとするが、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。（R3 消防危 172）

(7) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。

(4) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

(2) 屋外給油取扱所

前記(1)以外のすべてのもの

(3) 給油取扱所の敷地面積

ア 給油取扱所の用に供する部分の防火塀の外側線（建築物の外壁をもって防火塀に代える場合にあっては、当該外壁の外側線）と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

イ 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の外側と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

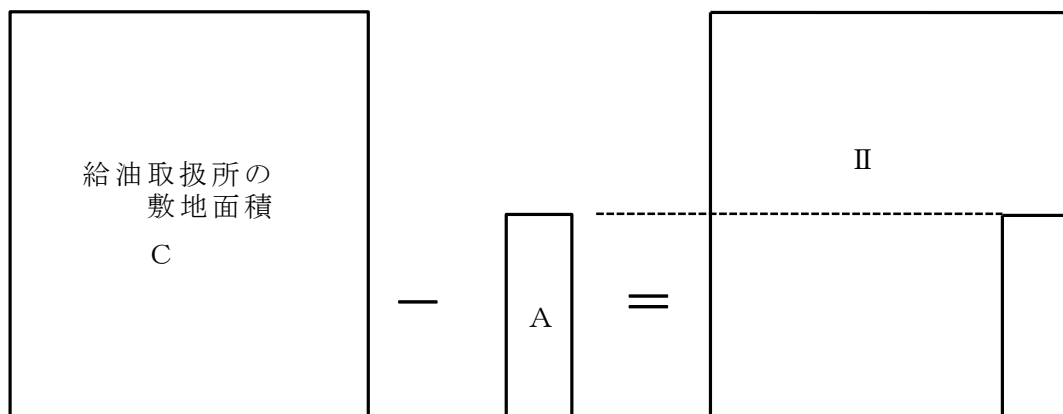
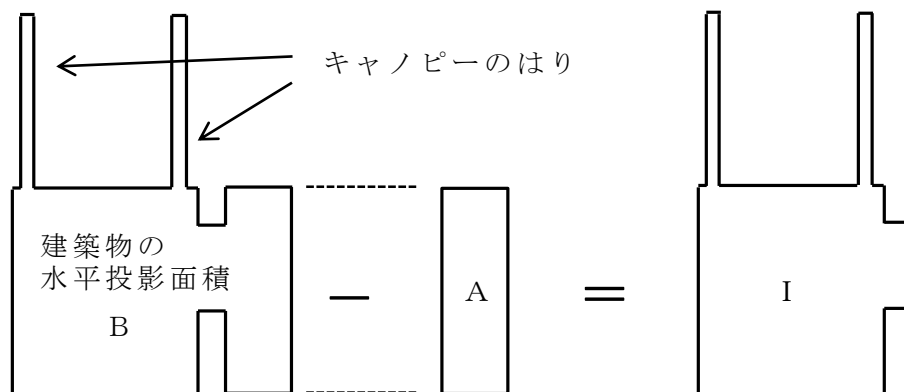
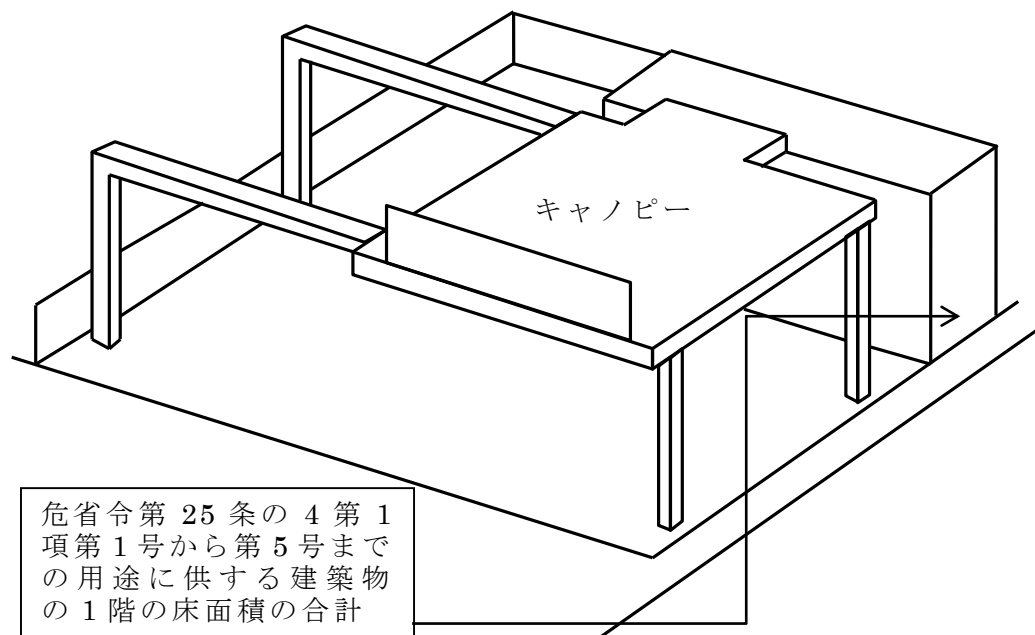
(4) 上屋等の算定

ア 上屋等の部分にルーバーを設ける場合は、ルーバーの部分も水平投影面積に含めること。（H1 消防危 14、消防特 34）

イ 屋外階段、上屋のはり、屋根下のテラス、庇等は床面積としてではなく、水平投影面積に含めること。

ウ 危省令第25条の4第1項第1号から第5号までの床面積は、壁等で区画された部分とすること。(S62 消防危 38) (H1 消防危 44)

例図



$I / II \leq 1 / 3$ なら屋外給油取扱所

$I / II > 1 / 3$ なら屋内給油取扱所

第2 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 屋外営業用給油取扱所

屋外営業用給油取扱所の基準は、第1から第3まで（第2、2を除く。）の基準の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 給油空地（第1項第2号、危省令第24条の14）

ア 給油空地は、固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。

イ 給油空地には、間口（主たる道路に面する側であって、原則として自動車等の出入りが可能な連続した範囲）10m以上、奥行6m以上の矩形部分が含まれている必要があること。

なお、給油空地は乗入れ部から固定給油設備に至る動線も含み、給油空地全体の形状が矩形である必要はないものとする。

また、この場合の道路とは、危省令第1条第1号に規定する道路のほか、私道（幅員4m以上のものに限る。）であって、現に道路としての形態を有し、一般の用に供されており、自動車等の通行が可能なものも含まれるものとする。（H9 消防危27）

ウ 「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

オ 給油空地は、給油及び自動車等が出入りするために必要な空地であり、洗車、灯油等の注油、駐車等給油以外の用途に使用することはできないものであること。

なお、給油取扱所の空地には、給油空地及び危政令第17条第1項第3号に規定する注油に必要な空地（以下「注油空

地」という。) 以外に洗車機等を設置することができる「給油に支障がない場所」が含まれるので、危政令第17条第1項第4号及び第5号の規定の適用にあつては、当該「給油に支障がない場所」も状況に応じ、規制対象として指導すること。

カ 給油空地（注油空地を含む。）の間口及び奥行の測定点は、給油取扱所の建築物の壁の外側及び防火塀の内側からとすること。

なお、犬走り、花壇等が設けられている場合は、当該部分は除外すること。

キ 給油空地（注油空地を含む。）には、固定給油設備及び固定注油設備（アイランドを含む。）以外の設備等は設けないこと。ただし、ISU（アイランドサービスユニット）、自動釣銭機等、その設置がやむを得ないと認められる設備又は上屋の支柱等を設ける場合は、この限りでない。（S62 消防危 38）（S62 消防危 60）

(2) 給油空地の間口に面する側にある河川、歩道、ガードレール等の取扱い

間口の幅は、原則、連続して10m以上必要である。ただし、次の場合はこの限りでない。

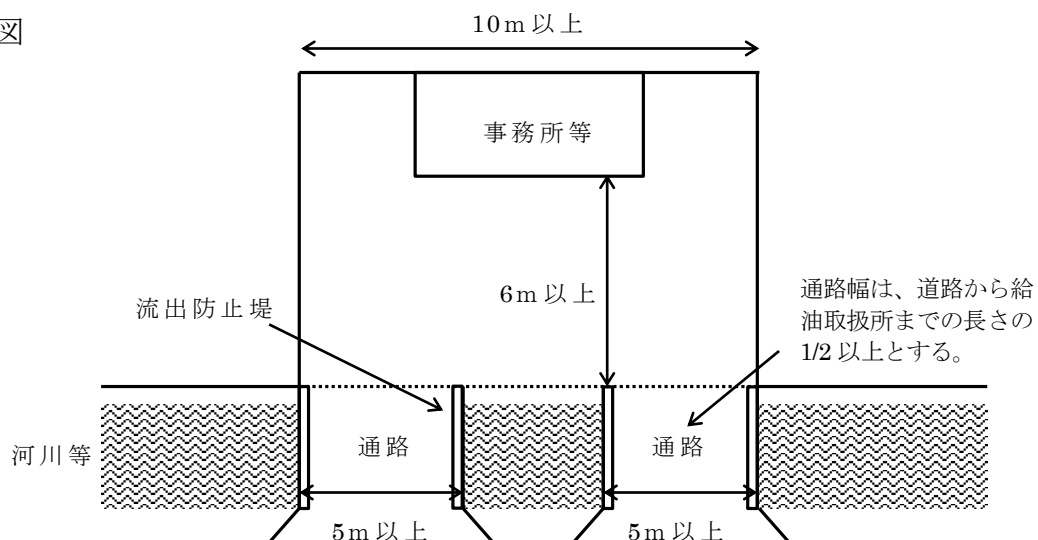
ア 給油取扱所と道路の間に河川等がある場合で、次のすべてに適合するものにあつては、間口が10m以上確保されているものとみなす。（S44 消防予 50）

(ア) 通路の幅が道路から給油取扱所に至る長さの2分の1以上で、かつ、5m以上であること。

(イ) 上記(ア)の通路を給油空地の間口前面に2箇所以上設けること。

(ウ) 通路には、万一危険物が流出した場合であっても、河川及び用水路に流出しないように、当該通路の両側を高くする等、危険物の流出防止措置を講ずること。

例図

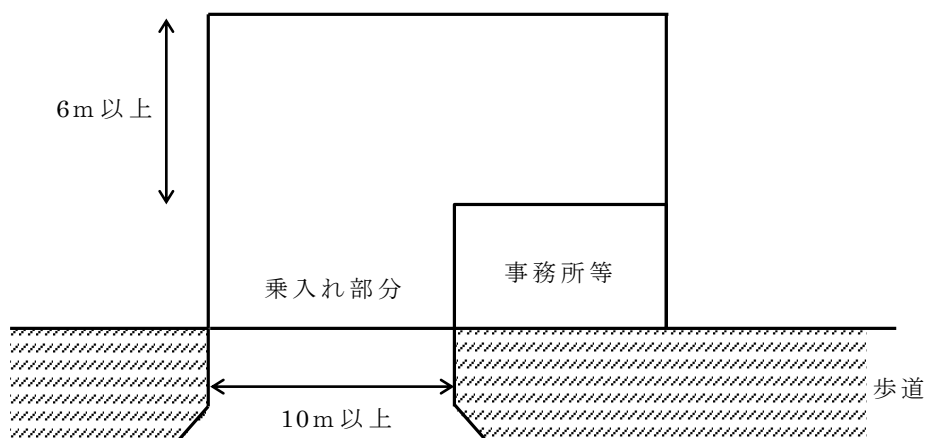


イ 給油取扱所と道路の間に歩道、ガードレール^{道路}が設けられている場合で、幅 5 m 以上の通路を給油空地の間口前面に 2 箇所以上設けられているものにあつては、間口が 10 m 以上確保されているものとみなす。(S45 消防予 81)

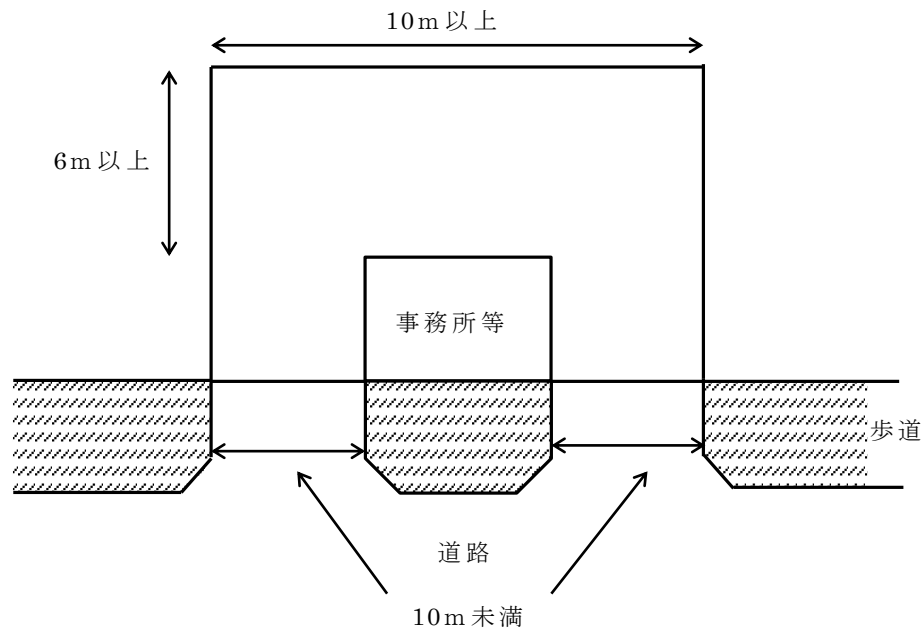
ウ 給油取扱所の間口に面する側に給油取扱所の事務室等が設けられている場合で、次のいずれかに適合するものにあつては、間口が 10 m 以上確保されているものとみなす。

- (ア) 幅 10 m 以上の通路を 1 箇所以上設けること。
- (イ) 幅 5 m 以上の通路を 2 箇所以上、前記ア(ア)及び(イ)に準じて設けること。

例図 ～自動車等の出入りする側と認められる例～



例図 ～自動車等の出入りする側と認められない例（出入口が10m未満で、かつ、主たる乗入れ部と給油空地とが相互に充分見通せないもの～



エ 前記アからウのほか、道路構造令の一部を改正する政令（平成13年政令第130号）に基づく歩道等の整備・拡張状況等によっては、給油取扱所が道路に直接面することができなくなり、給油空地の間口と乗入れ部とが同一のものとして確保することができない場合で、次の事項を満足する場合は、危政令第23条を適用し、認めて差し支えないものであること。（H13 消防危127）

- (ア) 給油空地は、間口（主たる乗入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を10m以上とし、奥行きを6m以上とすること。
- (イ) 乗入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。
- (ウ) 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないよう、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗入れ部と給油空地

とは相互に十分見通せる位置関係とすること。

(3) 注油空地（第1項第3号、危省令第24条の15）

ア 注油空地は給油空地以外の場所に固定注油設備を包含するように保有されていること。

イ 容器に詰替える場合の注油空地は、容器及び容器を安全に置くための台を包含するように保有されていること。

ウ 車両固定されたタンクに注入する場合の注油空地は、移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されており、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

この場合、おおむね3 m×5 mの矩形の空地を取るよう指導すること。

エ 注油空地の貯留設備（周囲に設ける排水溝及び油分離装置等）は、給油空地のものと兼用できるものとする。こと。（H1消防危15）

(4) 可燃性蒸気、漏れた危険物の滞留防止措置（第1項第5号、危省令第24条の17第1号）

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

(ア) 給油空地又は注油空地からこれらの空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

(イ) 当該性能については、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保すること。

イ 前面道路が、かさ上げ工事等によって空地の地盤面より高くなったときは、次に掲げる措置を講じれば、危政令第23条を適用することにより、危政令第17条第1項第5号の規定に適合しているものとみなす。（S44消防予276）

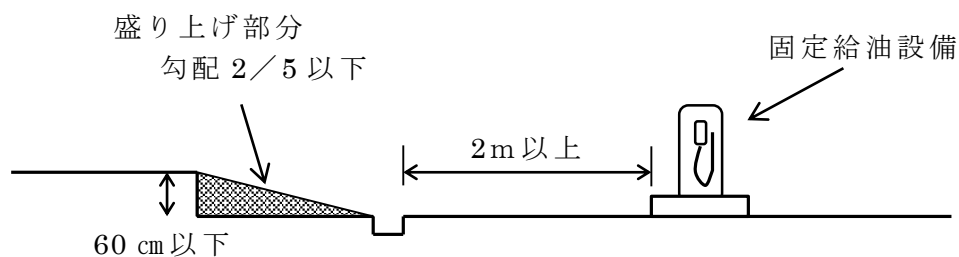
(ア) かさ上げをした道路と給油取扱所の境界の高低差が60 cm以下であること。

なお、歩道があるときは、自動車等の乗入れ部分と給油

取扱所の境界差とすること。

- (イ) 当該境界部分をコンクリート等により、盛り上げること。
- (ウ) 盛り上げ部分の勾配は、5分の2以下とすること。
- (エ) 盛り上げ部分と固定給油設備の基礎（アイランド）との距離は、2 m以上確保すること。

例図



(5) 危険物等の流出防止措置（第1項第5号、危省令第24条の17第2号、第3号、危告示第4条の51）

ア 収容

- (ア) 給油空地又は注油空地に存する固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合において、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されること。

なお、給油空地及び注油空地内には、漏れた危険物等が直接下水道等へ流出するおそれのあるマンホール等を設けないこと。

- (イ) 「火災予防上安全な場所」とは、注入口の周囲、給油空地、注油空地、及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分をいう。

なお、車両乗入れ部分が複数面ある場合等で、火災予防上支障がないと認められる場合には、車両の出入りする側に設けても差し支えない。

- (ウ) 排水溝及び油分離装置を設けることは、当該性能を確保するための措置の一例であること。

イ 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていること。

- (ア) 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

- (イ) (ア)以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては「メタノールを取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」(H6 消防危 28) に規定するもののほか、次のものがあること。

なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは認められないこと。

- a 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。
- b 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

ウ 排水溝の構造

排水溝は、幅 10 cm 以上、深さ 10 cm 以上で、有効に排水できる構造とし、自動車等の出入りする部分の排水溝の上端及び側面は、鉄枠とするよう指導すること。

なお、排水溝の機能を損なわない限りにおいて、グレーチ

ングのふたを設置することは差し支えないこと。

エ 油分離装置の構造

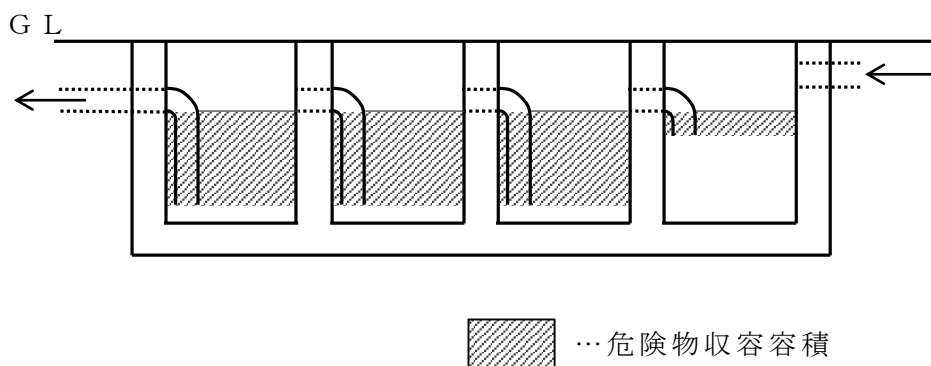
(ア) 鉄筋コンクリート造のもの又は硬質塩化ビニール製、鉄板製等のもので、自動車等の荷重により容易に変形又は破損しないものとする。こと。（S47 消防予 97）（S49 消防予 121）

(イ) 一の油分離装置の槽数は 3 以上とすること。

(ウ) 油の収容能力は 500 リットル（灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあっては 900 リットル）以上のものであること。

なお、2 以上の油分離装置を設ける場合は、それぞれの油の収容能力が 500 リットル以上のものとするよう指導すること。

（危険物収容容積の例図）



(6) 専用タンク及び廃油タンク等（第 1 項第 7 号、危省令第 25 条）

ア 専用タンクの容量に制限はない（廃油タンク等については容量 10,000 リットル以下とすること。）ものである。

イ 専用タンク等の埋設位置

専用タンク及び廃油タンク等の埋設位置は、営業用給油取扱所にあつては、当該給油取扱所の敷地内に設置するよう指

導すること。

ウ 灯油用専用タンクとボイラー等への灯油の供給

給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、灯油用専用タンクから行うことができること。（S62 消防危 38）

エ 簡易貯蔵タンクの設置

防火地域及び準防火地域以外の区域にあっても、営業用給油取扱所においては、簡易貯蔵タンクを設置しないように指導すること。

なお、危政令第 23 条を適用し、固定注油設備に接続することもできること。（H21 危 204）

オ 中仕切り専用タンク

(ア) 専用タンクに中仕切りを設け、ガソリン、軽油又は灯油を貯蔵することは差し支えないが、中仕切り専用タンクに廃油を貯蔵することは認められないこと。（S62 消防危 60）

(イ) ガソリンと灯油は、中仕切り専用タンクの隣接した室に貯蔵しないよう指導すること。

カ 廃油タンク等

(ア) 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。

(イ) 危省令第 25 条第 2 号に規定する「ボイラー等」には、給湯用ボイラー及び冷暖房用ボイラー等のボイラーのほか、自家発電用設備等が含まれること。（S62 消防危 38）

(ウ) 潤滑油タンクは、廃油タンク等に該当しないこと。（S62 消防危 60）

(7) 専用タンクの構造等（第 1 項第 8 号）

専用タンク及び廃油タンク等の構造等については、地下タンク貯蔵所の基準又は簡易タンク貯蔵所の基準によるほか次のとおりとする。

ア タンクの注入口の位置

- (ア) 注入口は、遠方注入口とするよう指導すること。

なお、廃油タンクの注入口は、整備室内に設けても差し支えないものとする。

- (イ) 注入口の位置は、危政令第27条第6項第1号チの規定主旨に鑑み、洗車機、整備室（リフト等）の開口部及び駐車スペースから3 m以上離れた給油取扱所の空地内とするよう指導すること。また、洗車機等との間を3 m以上確保できないときは、不燃材料の塀を設けて洗車機等に可燃性蒸気が流入しない措置を講じるよう指導すること。
- (ウ) 注入口付近には、移動タンク貯蔵所から危険物を注入するときに発生する静電気を有効に除去することができる接地電極を設けること。

イ 危険物配管

- (ア) 危険物を取り扱う配管で、地上に設けるものは、衝撃により損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の結合は、危険物の漏れるおそれのない結合とすること。
- (イ) 地上の点検困難な場所又は屋上に設ける配管の結合部は、溶接継手とすること。
- (ウ) 配管が上屋内部に設けられているものにあつては、有効に目視できる点検口を設けること。
- (エ) 配管が上屋上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設される場合は、危省令第13条の5第2号に規定する「ただし、火災によって当該支持物の変形するおそれのない場合」に該当するものとして差し支えないものであること。
- (オ) 危険物配管に強化プラスチック製配管を用いる場合にあつては、当該配管が地下その他の火災等の熱により悪影響

を受けるおそれのない場所に設置するほか、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（H10 消防危 23）によること。

ウ 通気管

- (ア) 屋外に設置するものは、さび止め塗装をすること。
- (イ) 建築物内に設置するものは、点検空間を有するとともに、さび止め塗装をすること。
- (ウ) 地下に設置する部分は、危政令第 9 条第 1 項第 2 1 号ニに規定する腐食防止措置をすること。（S62 消防危 33）
- (エ) 専用タンクの通気管の先端の位置は、貯蔵油種にかかわらず、給油取扱所の敷地境界線から水平距離 1.5 m 以上離れた給油取扱所内とするとともに、危政令第 2 7 条第 6 項第 1 号チの規定主旨に鑑み、洗車機、整備室（リフト室等）の開口部及び駐車スペースから水平距離 1.5 m 以上離れた場所とするよう指導すること。
- (オ) 通気管に強化プラスチック製配管を用いる場合は、前記イ(オ)によること。

(8) 固定給油設備等への配管（第 1 項第 9 号）

ア 固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）への専用タンク又は簡易タンク以外のタンクからの配管、例えば屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等のほかの危険物施設からの配管の接続は認められないものであること。（H1 消防危 15）

イ 固定給油設備と専用タンクの接続

固定給油設備を複数の同一の油種の専用タンクに接続することは差し支えないが、この場合、専用タンクの給油管には逆止弁を設置し、サイフォン現象を生じないようにすること。

(9) 固定給油設備等の構造（第 1 項第 1 0 号、第 1 4 号、危省令第 2 5 条の 2、第 2 5 条の 2 の 2）

固定給油設備等の構造等については、「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等について」（H5 消防危 68）及び「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（H13 消防危 43）によるほか、次のとおりとする。

なお、危険物保安技術協会における型式試験確認済のものとするよう指導すること。（S63 消防危 74）

ア 固定給油設備等を据付ける基礎（アイランド）の内部及び底部は、漏れた危険物が浸透しないよう防水モルタル塗り等とすること。

イ 固定給油設備等の油量等の表示装置（給油量等を表示する機器類をいい、インジケーターともいう。）は、給油に支障のない場所に設けること。

ウ 懸垂式の固定給油設備等のポンプ機器は、営業用給油取扱所にあつては、(1)エによるポンプ室に設置又は、油中ポンプ機器とするよう指導すること。

エ 固定給油設備等のポンプ又は電動機を、専用タンク内に設けるポンプ機器とする場合にあっては、「油中ポンプ設備に係る規定の運用について」（H5 消防危 67）によること。

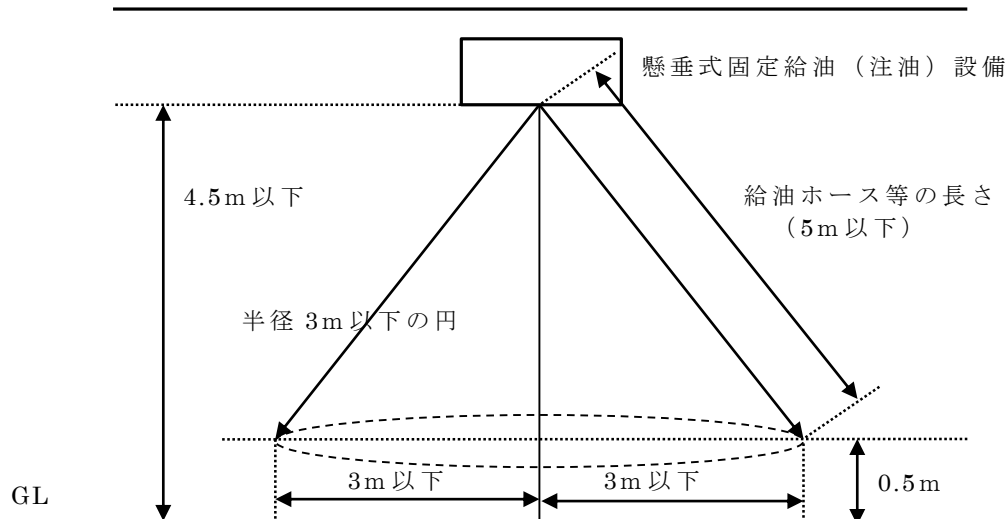
オ 懸垂式の固定給油設備等のホース機器の引出口の高さ及び給油ホース等の長さは、次によること。

(ア) 「ホース機器の引出口の高さ」とは、地盤面からホース機器の外装の下端までの高さをいうものであること。（H1 消防危 15）

(イ) 懸垂式の固定給油設備等の取り付け高さは給油等に支障がない高さで、かつ、上屋、ひさし、上階の床又はポール等に堅固に取り付けること。

(ウ) 給油ホースの長さは全長 5 m 以下となるよう指導すること。

例図



(10) 固定給油設備等の表示（第 1 項第 1 1 号、危省令第 2 5 条の 3）

ア 「給油ホース等の直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあっては、給油設備等の本体ケース）又は給油ホース等自体（ノズルの部分又はノズルの直近の部分）をいうものであること。（S62 消防危 38）

イ 「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。（S62 危 38）

(11) 固定給油設備の位置（第 1 項第 1 2 号、危省令第 2 5 条の 3 の 2）

ア 固定給油設備の位置の測定は、固定給油設備の中心（給油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点をいう。以下同じ。）から道路境界線及び塀又は壁の固定給油設備に面する側までを測定すること。

なお、危省令第 2 5 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する間隔を併せて測定すること。

イ 建築物の壁に開口部がない場合とは、固定給油設備の位置から 2 m の範囲内に開口部がない場合をいうものであること。

ウ 2以上の固定給油設備相互間の離隔規制はないものであること。（S62 消防危 38）

エ ホース機器と分離して設置されるポンプ機器

(ア) ポンプ機器を、道路境界線等からの間隔を保つことを要しないポンプ室に設置する場合は、危省令第25条の3の2の適用のほか、危政令第1項第20号の規定を適用すること。

(イ) 「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、事務所等への可燃性蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はなく、給油空地、注油空地及びその他の給油取扱所の空地（屋外又は給油若しくは灯油の詰替えのための作業場）に面していることをいうものであること。（H1 消防危 44）

なお、従業員等が業務中に常時監視等できる位置に設置するよう指導すること。

(12) 固定注油設備の位置（第1項第13号、危省令第25条の3の2）

ア 固定注油設備のアイランドは、固定給油設備のアイランドと兼ねることはできないものとする。（S62 消防危 60）

イ 固定注油設備の位置の測定は、固定給油設備の例によること。

ウ 固定注油設備が固定給油設備の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合している場合は、当該固定注油設備を固定給油設備として、ガソリン、軽油等を取り扱って差し支えないこと。（S62 消防危 60）

エ 固定注油設備のポンプ機器を固定給油設備のポンプ機器と隣接して設置できるのは、危省令第25条の3の2に規定するポンプ室にポンプ機器を設置する場合に限られること。

(13) 懸垂式固定給油設備等の緊急停止装置（第1項第15号）

ア 懸垂式固定給油設備等の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止できる装置とすること。

イ 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁等見やすい位置とすること。（H1 消防危 15）

(14) 建築物の用途制限等（第1項第16号、危省令第25条の4）

ア 建築物の用途制限

(ア) 給油取扱所の事務所（本社事務所を含む。）以外の事務所、給油取扱所の従業員の寄宿舍、長距離トラック運転手用の簡易宿舍、公衆浴場等は、危省令第25条の4第1項第1号から第5号までの用途に該当しないので、建築物をこれらの用途には使用できないものであること。

また、給油取扱所には、立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物、公衆電話ボックス、郵便ポスト等の設置は認められないものであること。（S62 消防危 38）
（S62 消防危 60）

なお、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば、携帯電話等のアンテナを設けても差し支えないものであること。（H9 消防危 27）

(イ) 危省令第25条の4第1項第1号から第6号までに掲げる用途に供する建築物の部分には、それぞれの用途に機能的に従属する部分（例えば、廊下、洗面所、会議室、更衣室、休憩室、応接室、雑品庫、機械室、ボイラー室等）を含むものであること。（S62 消防危 38）

(ウ) 次のものは危省令第25条の4第1項第1号の用途とすること。（H1 消防危 44）

a ポンプ室及び油庫

b 給油又は灯油の詰替えのための作業場と一体となって

おり、かつ、壁等で区画されていない自動車等の点検・整備を行う作業場及び洗車場

c コンプレッサー室（コンプレッサーが点検・整備を行う作業場で用いられる場合にあっては、当該コンプレッサー室は危省令第25条の4第1項第3号の用途に該当するものとする。）（H6 消防危 66）

(エ) トイレは、危省令第25条の4第1項第2号の用途とすること。（H1 消防危 44）

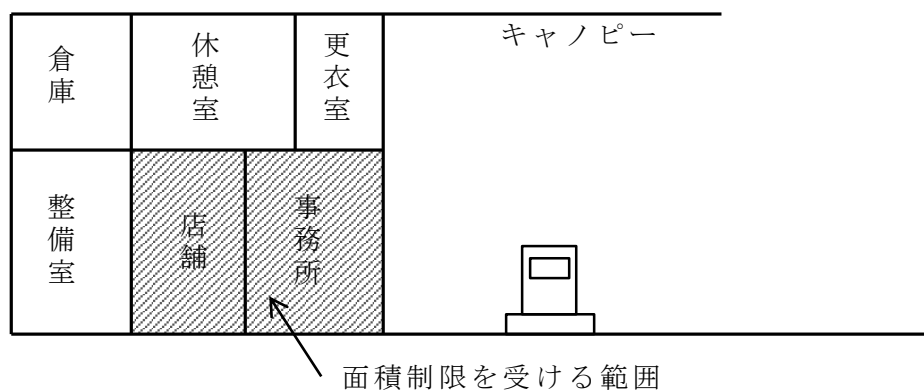
(オ) 危省令第25条の4第1項第6号に掲げる用途については、消防法施行令第1条の2第2項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。なお、消防法施行令第1条の2第2項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（S50 消防予 41・消防安 41）1（1）によること。ただし、店舗、飲食店又は展示場は、給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入りする者を対象とするものであり、キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等風俗営業に係るものは、主としてこれらの者以外の者を対象とすることが明らかであるので、同号の用途からは除かれるものであること。（S62 消防危 38）

また、危省令第25条の4第1項第6号の用途に供する部分においては、物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。（S62 消防危 38）

イ 床面積の制限

- (7) 床面積の算定は、壁等で区画された部分を対象として算定すること。
- (4) 壁等で区画された建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場にあつては、給油取扱所の係員が同伴する顧客の一時的な出入りは、顧客が係員の監督下に常時おかれた状態であるので、当該顧客を係員として扱い、当該場所を係員のみが出入りするものとして取り扱って差し支えないものであること（面積制限を受けない）。この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を自動車等の点検・整備を行う作業場に掲示すること。（H13 消防危 127）
- (ウ) 2 棟以上建築物がある場合、面積計算は合算すること。

例図



(15) 建築物等の構造等（第1項第17号、第18号、危省令第25条の4）

ア 建築物の構造等

- (7) 外壁は、耐火構造とするよう指導すること。
- (4) 危険物を取り扱う室（整備室、油庫）は次のとおりとする。
- a 壁は耐火構造とするよう指導すること。
 - b 内装は不燃とすること。
 - c 出入口は常時閉鎖の特定防火設備とするよう指導すること。

d 危険物取扱室と販売室等（火気使用室）との間は可燃性蒸気が流入しない構造（15 cm以上の段差＋開口部常時閉鎖）とすること。

(ウ) 事務室、販売室、トイレ等の間仕切壁は、難燃材料を使用することができること。

(エ) 危省令第25条の4第1項第4号の自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料で造られたもので差し支えないものであること。（S62 消防危 60）

(オ) 危省令第25条の4第5項第2号に規定されている、漏れた可燃性の蒸気が給油取扱所の建築物のうち事務所その他火気を使用する場所の内部に流入しない構造として、スロープを設ける場合は次によること。（H9 消防危 26）

a スロープの最下部から最上部までの高さが15 cm以上であること。

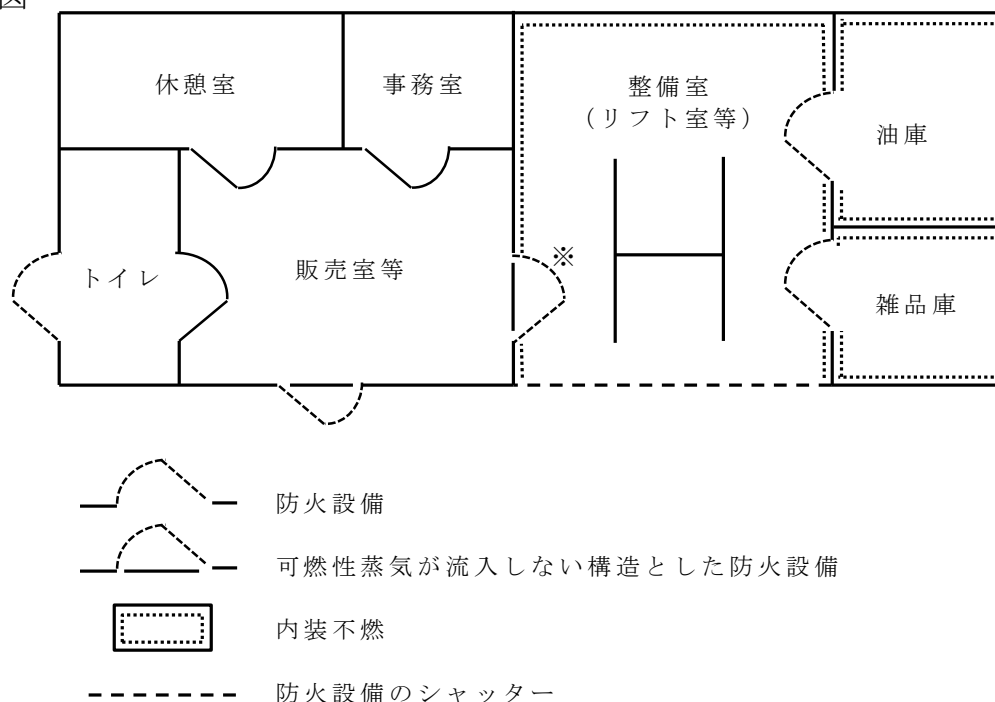
なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が15 cm以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

b スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

c スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

(カ) 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場の出入口は、危省令第25条の4第5項により可燃性蒸気の流入しない構造の適用を除外されているが、事務所その他火気を使用する場所と当該作業場の出入口（次図※部分）については、当該可燃性蒸気の流入しない構造とすること。

例図



- (キ) 前図において内装不燃を指定している部分以外の部分の内装材は、難燃材料を用いても差し支えない。ただし、宿直室、休憩室等の床を畳とする場合はこの限りでない。
- (ク) コンプレッサー室を設ける場合は、付近の地盤面(床面)から高さ1 m以上の位置に防火上有効なダンパーを設けた給気口を設置すること。この場合、給気口をリフト室に面して設置するときは、給気口に40メッシュの銅又はステンレスの引火防止網を設けること。
- (ケ) 建築物の給油取扱所の用に供する部分と他の部分とを区画する床又は壁を貫通する配管等は、次によること。
- 給油取扱所に関係のない管は貫通させず、貫通部の大きさは必要最小限とすること。
 - 配管等を貫通させるために設ける穴は、直径300 mm以下となる工法とし、複数の穴を設ける場合の相互間隔は、直径の大なる方の距離以上とすること。
 - 貫通後における各管と隔壁等の隙間は、モルタルその他の不燃材料で埋めること。

d 電線管は、鋼管又は鋳鉄管とすること。

e ケーブル配線施工の場合は、1 時間以上の耐火性能を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた区画貫通処理で、かつ、貫通部を隙間なく不燃材料で充填するものとする。

f 空調ダクト、燃焼機器の煙突、煙道は設置不可とする。

イ 開口部の構造、制限等

(7) 固定給油設備等又は注入口から 4 m 以内の位置にある事務室又は販売室等の 1 階に設ける窓は、建基法の規定により設置する排煙用の窓を除きはめ殺しとすること。

(4) 整備室と事務室若しくは販売室との間の間仕切壁に開口部を設ける場合は、出入口にあつては自動閉鎖の防火設備とし、窓にあつては次によること。

a 必要最小限の開口面積とすること。

b 網入りガラス（防火設備）又は飛散防止シート等飛散防止対策を施した特定防火設備のはめ殺し窓とすること。

(5) 整備室の自動車等の出入口には、危省令第 25 条の 4 第 3 項の規定にかかわらず、防火設備のシャッター等を設けるよう指導すること。

(6) 自動閉鎖の出入口として自動ドア（電動式）を設ける場合は、販売室及び事務所の出入口に限るものとし、可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所で片引戸又は引分け戸とすること。

なお、停電時においても自動閉鎖できるものであること。

(7) 給油取扱所内に販売目的のタイヤを展示するガレージ（鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの）を設置し、開放して展示販売しても差し支えないものであること。

なお、この場合において、当該ガレージ内では火気を取

り扱わないものであり、給油行為等に支障のない場所に設置するものとする。 (H10 消防危 90)

ウ 上屋（キャノピー）の構造等

(ア) 「第 1、2 屋外又は屋内の判定」に基づき、上屋及び建築物の庇等の面積が、空地の面積に対し 3 分の 1 以下であること。

(イ) 上屋の支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置であること。

(ウ) 防火塀又は防火塀に代える建築物の壁から、水平距離で 1 m 以内の部分に上屋を設ける場合は、防火塀又は防火塀に代える建築物の壁を上屋まで立ち上げ、一体とすること。

(H1 消防危 44)

(エ) 上屋が建築物に 1 m 以内に近接する場合で、当該上屋下方にある事務所等の窓については、階にとらわれずはめ殺しとすること。

(オ) 上屋に採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが次に適合している場合に限り、危政令第 23 条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。

(H9 消防危 31)

a 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取付部が耐震性を有していること。

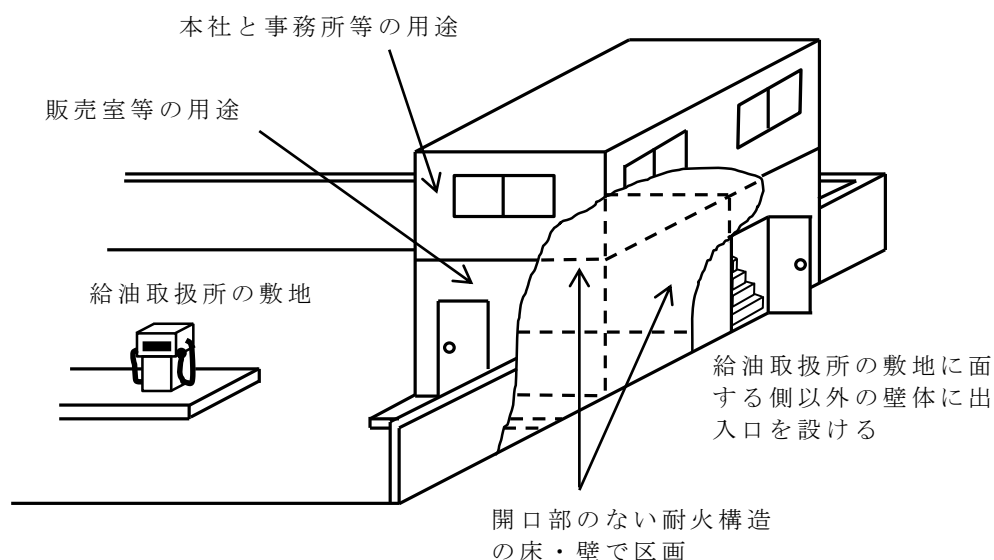
b 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。

c 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

d ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

(カ) 上屋に不燃材料として国土交通大臣の認定を受けた不燃性シートを用いても差し支えないものであること。(H4 消防危 13)

エ 危政令第 17 条第 1 項第 17 号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、次図の例によること。(S62 消防危 38) (H1 消防危 15)



(16) 防火塀 (第 1 項第 19 号、危省令第 25 条の 4 の 2、危告示第 4 条の 5 2)

ア 自動車等の出入りする側

(ア) 自動車等の出入りする側とは、幅員がおおむね 4 m 以上の道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側であること。(S51 消防危 94)

なお、危省令第 1 条第 1 号ニに規定する道路とは、私道でも差し支えないものであるが、現に道路としての形態を有し、一般の交通の用に供する道路であること。(H9 消防危 27)

一般の交通の用に供する道路については、次によるものとする。

a 常時自動車等の通行が可能であること（駐車車両等がないように管理されていること。）。

b ポールや固定石等の障害物が設けられていないこと。

c 道路と駐車場等が隣接している場合（敷地内通路等）には、溝、布石又はペイント等により道路の範囲を明示するよう指導すること。

(イ) 主たる乗入れ部（給油空地の間口の側に設けるもの）以外の乗入れ部の有効幅員が、おおむね4 m以上の車両の出入りが円滑にできる幅を有し、かつ、(ア)の道路に接している場合にあっては、当該乗入れ部のある側を自動車等の出入りする側とみなして差し支えない。

イ 塀の構造

(ア) 塀の高さ2 m以下の部分の構造は、耐火構造（平成12年5月30日付け建設省告示第1399号に定めるものに限る。）とするよう指導すること。

なお、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5 cm以上のもので施工する場合には、当該パネルを支持する部材についても強度を確保するための耐火被覆をするよう指導すること。

(イ) 塀は地震及び風圧による影響を受けない安全な構造のものであること。

ウ 塀の高さ

(ア) 隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たす高さとする。ただし、次のエに基づき当該給油取扱所に隣接して延焼のおそれのある建築物があるときに塀を防火上安全な高さとした場合はこの限りでない。

(イ) 「石油コンビナートの防災アセスメント指針 参考資料 2 災害現象解析モデルの一例 4. 火災・爆発モデル」(H25

消防特 47 別添)に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

(ウ) 計算にあたっては、次のとおり計算すること。(H18 消防危 191)

a 給油中の火災

漏洩量を固定給油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を 10 分間とする。

火災の範囲は車両給油口の真下を中心とした円とする。

b 注油中の火災

漏洩量を固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を 10 分間とする。

火災の範囲は、詰替える容器を置く場所を中心とした円(移動貯蔵タンク等に注入する場合は移動貯蔵タンク等の停車場所の中央を中心とした円)とする。

c 荷卸し中の火災

漏洩量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

火災の範囲は、移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円とする。

エ 延焼のおそれのある建築物があるときに塀を防火上安全な高さとする場合

(ア) 「延焼のおそれのある建築物」とは、次によること。

a 防火塀から隣接建築物が平屋建の場合にあっては、水平距離 3 m 以内、2 階建以上の場合にあっては、水平距離 5 m 以内にあるもの

ただし、当該範囲にある建築物の部分が、耐火構造若しくは防火構造で開口部に防火設備が設けられているもの、並びに固定給油設備等の中心から平屋建の場合は 6

mを超える距離にある建築物、2階建以上の場合は10mを超える距離にある建築物は、延焼のおそれのない建築物とみなす。

b 注入口から1m以内の建築物の部分

ただし、当該範囲にある建築物の部分が、耐火構造若しくは防火構造で開口部に防火設備が設けられているものは、延焼のおそれのない建築物とみなす。

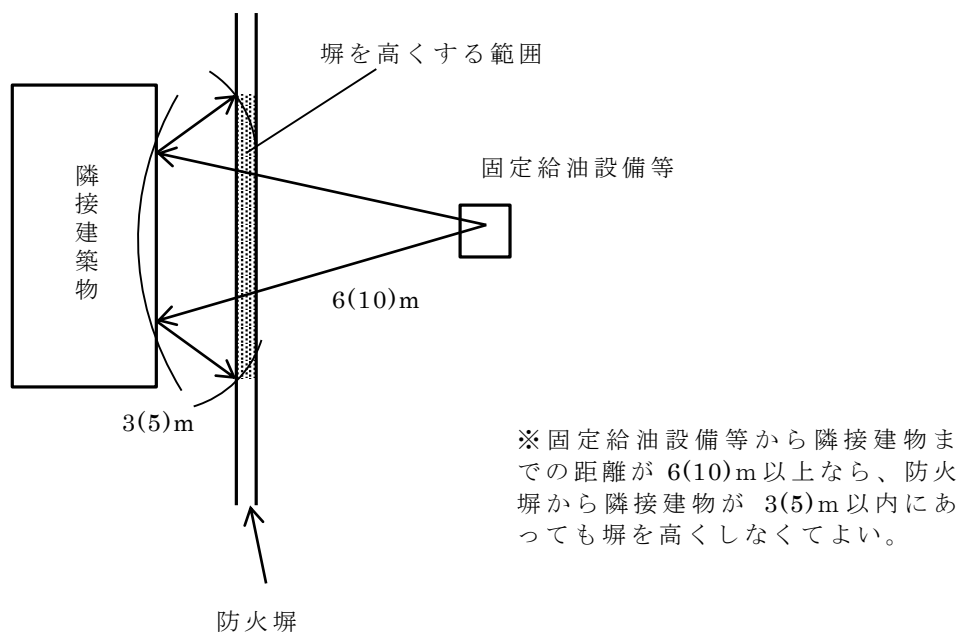
(イ) 延焼のおそれのある建築物がある場合の防火塀を高くする範囲は、次によること。

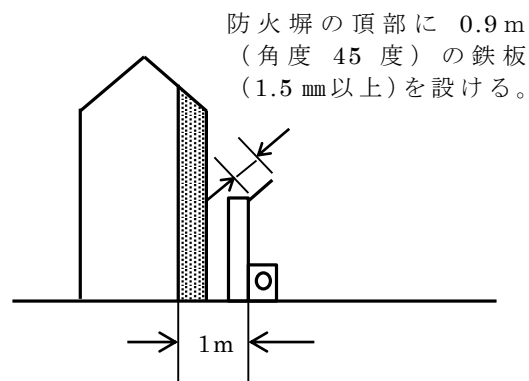
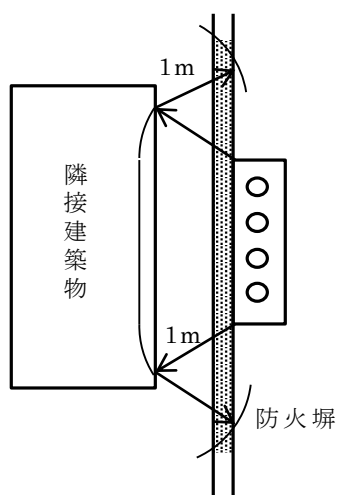
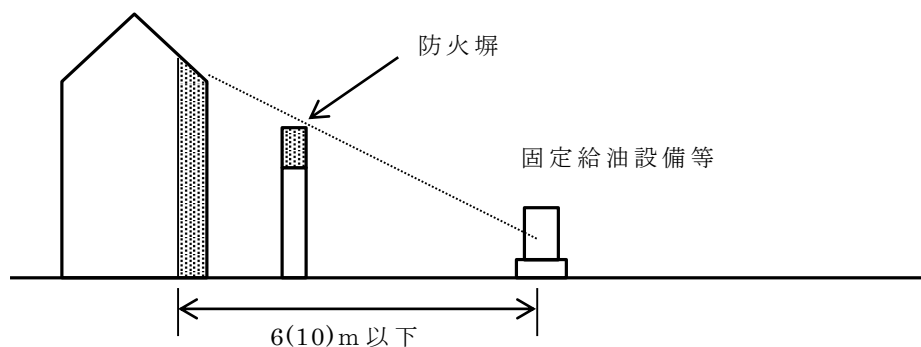
a 固定給油設備を中心とする半径6m（隣接建築物が平屋建の場合（2階建以上の場合は10m））の円と重複する隣接建築物の外壁から3m（平屋建の場合（2階建以上の場合は5m））以内となる範囲

b 注入口から半径1mの円と重複する隣接建築物の外壁から1m以内となる範囲

(ウ) 延焼のおそれのある建築物がある場合の防火塀の高さは、次図の例によること。

例図（固定給油設備等からの距離が建築物と重複する場合）





オ 塀に設ける開口部

塀に設ける開口部（防火設備ではめ殺し戸であるもの）の大きさは、交通事故を防止するため自動車等の出入りの際に見通しを良くするよう開口部を設ける場合等必要最小限の大きさとするよう指導すること。

なお、塀に設ける開口部は、次のとおりとすること。

- (ア) 塀に設ける開口部は、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏側における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。
この場合において、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができる。
- (イ) 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築

物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。

カ 塀に代える壁

(ア) 給油取扱所の建築物の壁をもって塀に代える場合の壁は、地盤面から 2 m まで（上階がある場合は、2 階の床面まで）を対象とすること。

(イ) 塀に代える壁には開口部を設けないよう指導すること。
ただし、採光のためやむを得ないと認められる開口面積 1 m^2 以下の窓を、1 の室につき 1 箇所に限り設ける場合はこの限りでない。

(ウ) 塀に代える壁には、防火設備ではめ殺し戸である開口部以外の開口部を設けることができない。ただし、次に掲げる場合は、危政令第 23 条を適用して開口部を設けることができる。

a 給湯室、便所等の用途上必要な換気のためのものであり、かつ、延焼防止上支障がないと認められる開口面積 0.1 m^2 以下の窓又は防火ダンパー付きの換気扇等を設ける場合

b 幅員 4 m 以上の道路又は河川等に面する側に開口部を設ける場合

c 避難用の出入口として、開口面積 2 m^2 以下の自動閉鎖の特定防火設備を 1 箇所に限り設ける場合

d 油庫、ポンプ室等の可燃性蒸気を屋根上に放出する設備が外壁を貫通するときで、当該設備を内径 20 cm 以下の鋼管とした場合

キ 塀の特例

自動車等の出入りする側に面する道路の交通が頻繁なもの、又は当該道路に歩道等があり、給油取扱所から自動車等が出

る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等、やむを得ない事情があるときで、かつ、隣地に建築物がない場合は、危政令第23条を適用して、塀を道路境界線から1m以内に限り後退することができること。

(17) ポンプ室等（第1項第20号）

ア ポンプ室等の共通事項

(ア) ポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。（H1消防危15）

なお、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導すること。

(イ) ポンプ室等に必要な「採光、照明」の設備については、照明設備を設置すること。

(ウ) ポンプ室等の換気及び可燃性蒸気の排出設備は、製造所の基準第3、8によること。

(エ) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等とする。（H1消防危44）

なお、給油取扱所のポンプ室等にあつては、引火点40℃未満の危険物の取り扱いがない場合であっても、可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等の例によるよう指導すること。

イ ポンプ室

上記ア(イ)から(エ)までによるほか、次によること。

(ア) ポンプ室は、1階に設けること。

(イ) ポンプ室には、天井を設けないこと。

(ウ) 出入口には、自動閉鎖の特定防火設備を設けるよう指導すること。

(エ) ポンプ設備は、日常の点検を容易に行えるよう、ポンプ設備と壁及びポンプ設備相互の間隔を十分に確保すること。

- (カ) 引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室には、可燃性蒸気を検知する警報設備を 2 (9)オに準じて設置するよう指導すること。

ウ 油庫

上記ア (イ)から (エ)までによるほか、次によること。

- (ア) 床面積は、おおむね 15 m²を超えないこと。
(イ) 原則として、出入口は 1 箇所とし、自動閉鎖の特定防火設備を設けるよう指導すること。

エ 整備室（リフト室）

上記ア (イ)から (エ)までによるほか、次によること。

- (ア) 自動車等の点検・整備を行う作業場であって、三方が壁に囲まれた部分は、整備室の基準を適用すること。（H1 消防危 44）
(イ) 営業中整備室の間口前面を開放して作業する整備室にあつては、換気はされているものとする。
(ウ) 奥行の寸法が間口の寸法以下であり、かつ、2 m 以下で間口前面を開放して作業する整備室（点検・整備用のピット等がないものに限る。）の排出設備にあつては、強制排出設備によっても差し支えないものであること。

(18) 電気設備（第 1 項第 21 号、第 2 項）

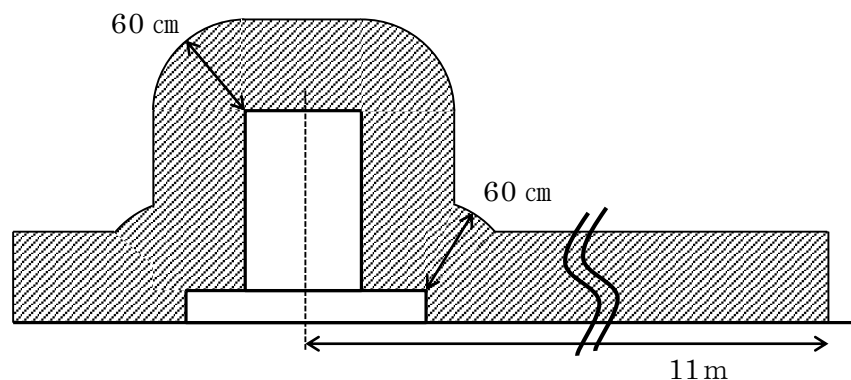
電気設備は、製造所等の電気設備と同様に電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。また、屋内給油取扱所（一方開放の屋内給油取扱所を除く。）にあつても同様とする。

ア 給油取扱所における危険場所（可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所）は、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」（R6 消防危 40）別紙 3 の範囲とする。（「可燃性蒸気流入防止構造の基準について」（H13 消防危 43）の構造のものを除く。）

- (ア) 地上式固定給油設備等

- a 固定給油設備の周囲 0.6 m までの範囲
- b 固定給油設備等の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 1.1 m までで、基礎又は地盤面からの高さ 0.6 m までの範囲
- c 上記のほか、固定給油設備等において、一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造（以下「ベーパーバリア」という。）を備えたものがある。これには、気密性を有する間仕切りにより可燃性蒸気の流入を防止するソリッドベーパーバリア及び一定の構造を有する間仕切りと通気を有する空間（エアーギャップ）により可燃性蒸気の流入を防止するエアーベーパーバリアがあり、その具体的な基準については、「可燃性蒸気流入防止構造の基準について」（H13 消防危 43）によるものであること。

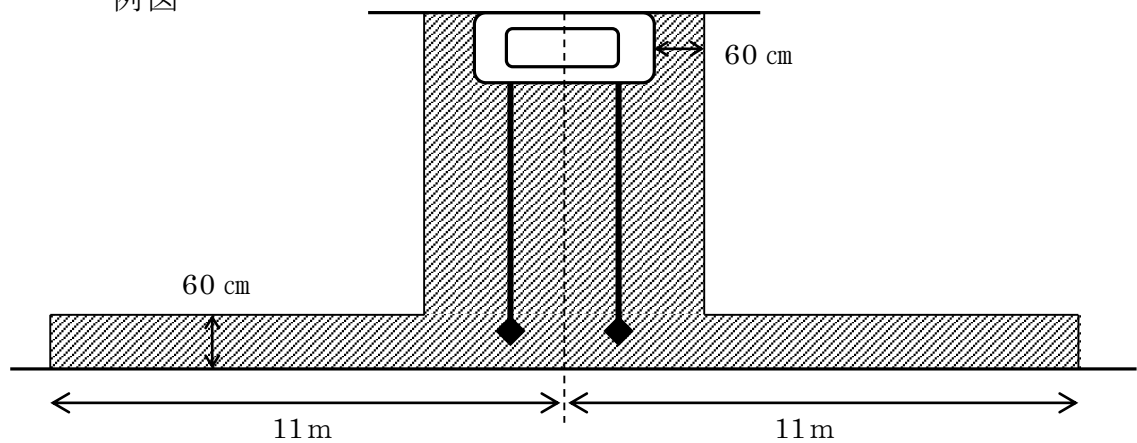
例図



(イ) 懸垂式固定給油設備等

- a 固定給油設備の端面から水平方向 0.6 m までで地盤面までの範囲
- b 固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 1.1 m までで、地盤面からの高さ 0.6 m までの範囲

例図



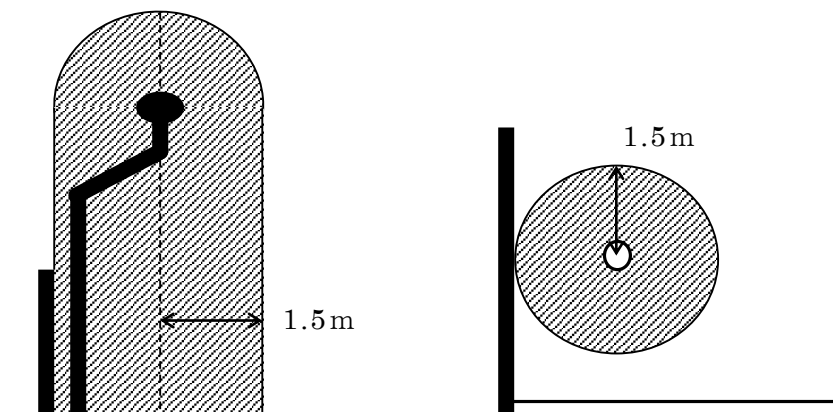
(ウ) 混合燃料調合器

- a 混合燃料調合器の周囲 0.6 m 以内の範囲
- b 混合燃料調合器を中心として、ホースの長さに 1 m を加えた半径内で高さ 0.6 m 以下の範囲

(エ) 通気管

通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5 m までの範囲

例図



(オ) 注入口

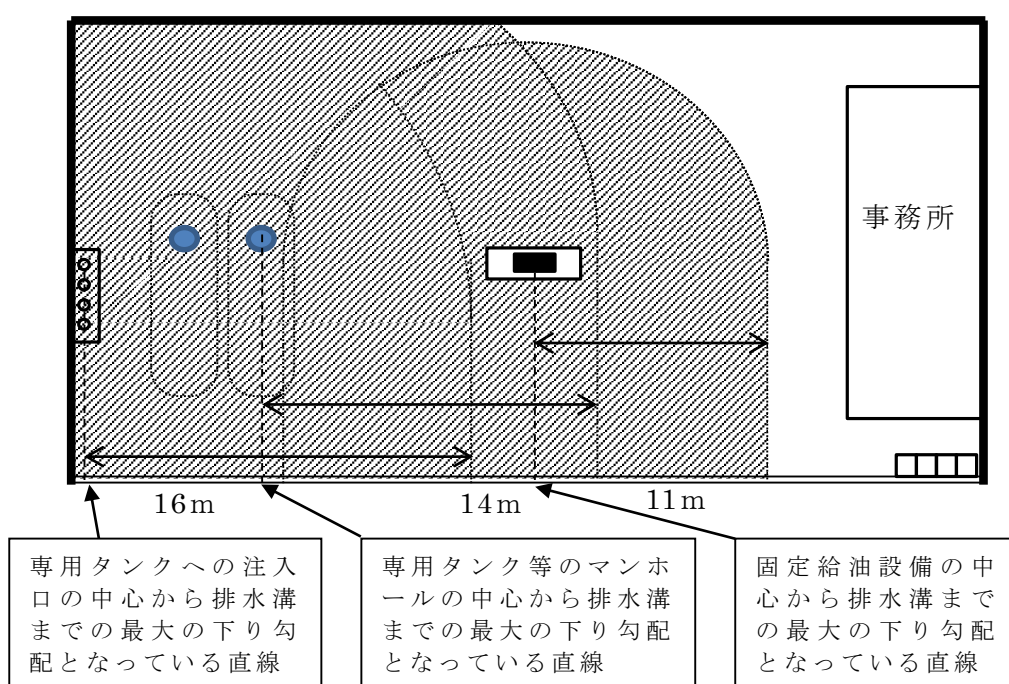
注入口から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 1.6 m までで、地盤面からの高さ 0.6 m

までの範囲

(カ) 専用タンク

- a 専用タンクのマンホール内（直上注入の場合は、当該マンホールを注入口とみなして注入口の例によること。）
- b 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14メートルまでで、地盤面からの高さ0.6mまでの範囲

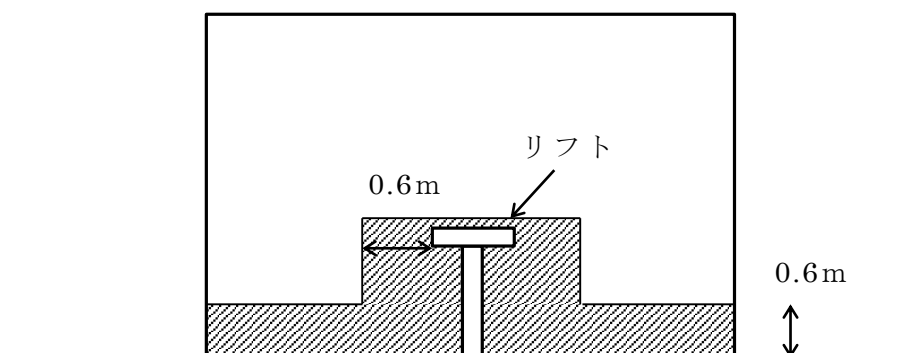
例図



(キ) 整備室

- a リフトの前後側面0.6m以内の範囲及び排出設備
- b 床面から高さ0.6m以下の範囲

例図



(ク) ポンプ室

ポンプ室内及び排出設備

(ケ) 油庫

油庫内及び排出設備

イ 危険場所に設ける電気設備は、耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造、本質安全防爆構造、安全増防爆構造又は特殊防爆構造のものを設置すること。

(19) 附随設備（第1項第22号、危省令第25条の5）

ア 附随設備の設置位置

(ア) 附随設備は、給油空地及び注油空地以外の場所に設けること。（S62 消防危 38）

(イ) 位置の測定は、固定給油設備については、固定給油設備の中心とし、門型洗車機については、可動範囲を含むすべての地点とすること。

(ウ) 危政令第27条第6項第1号チに規定する部分が確保できるように設けるよう指導すること。

なお、注入口からの距離が3m未満である部分に洗車機等を設ける場合には、当該部分に可燃性蒸気の流入を防止する不燃材料の塀を設けるよう指導すること。

(エ) 道路境界線からの距離を要する設備にあっては、防火塀があれば道路境界線とみなさないが、この場合、防火塀の

先端から必要な距離を確保すること。（S62 消防危 60）

なお、洗車機は道路境界線との離隔規制はないものであること。（H13 総務省令第 45 号改正）

イ 自動車等の洗浄を行う設備

- (ア) 洗車機には、門型洗車機のほか、箱型洗車機等が含まれること。（S62 消防危 38）

なお、マット洗い機は洗車機に該当しないが、洗車機に準じて設置するよう指導すること。

- (イ) 洗車機を建築物内に設ける場合において、固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合 2 m 以上、洗車機の一部がはみ出している場合は、可動先端部まで危省令に規定する距離以上をそれぞれ確保すること。

- (ウ) 洗車機の水タンクが危険場所に設けられる場合、タンクが鋼板で気密に造られており、タンク内に可燃性蒸気が流入するおそれがないときは、タンク内の水中ポンプを非防爆型とすることができる。

ウ 自動車等の点検・整備を行う設備

- (ア) 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。（S62 消防危 38）

- (イ) 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備の危険物は、危省令第 25 条の 5 第 3 項の規定により、その数量の総和を指定数量未満とすることとされているが、当該危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止する構造については次によること。（S62 消防危 38）

- a 危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として点検可能なピット式とするか、又は屋内に設けるよう指導すること。（S62 消防危 38）

危険物を収納する部分の容量	板厚
40 リットル以下	1.0 mm 以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 mm 以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 mm 以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 mm 以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 mm 以上
1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下	2.6 mm 以上
2,000 リットルを超えるもの	3.2 mm 以上

- b 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。（S62 消防危 38）

- c ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講じること。（S62 消防危 38）

- d 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油槽及び配管の外面防食措置は、危政令第 13 条に規定する地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンク及び配管の例によること。

- (ウ) オートリフトに代わるものとして、ピットを設けても差し支えないものであること。この場合、ピットは給油空地又は注油空地以外の場所で注入口からピットのふちまで 5 m 以上離れた場所に設けるものとし、構造、設備については、次によること。

- a ピットのふちには、可燃性蒸気の流入を防止するための措置を講じること。

- b ピット内には、自動強制排出設備を設けること。
- c 複式ピット（ピット内部で接続されているもの）においては、ピットの連続は2連までとすること。
- d ピットの床面積は33㎡以下とすること。
- e ピット内部には、軽整備用の工具及び器具以外のものは置かないこと。

なお、整備室にピットを設ける場合は、bからeまでによるほか、「(17)ポンプ室等」の基準によること。

(20) その他の設備（第1項第23号）

ア 給油に支障がある設備（S62 消防危 38）（S62 消防危 60）

(ア) 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断は、もっぱら火災予防上の観点から行うこと。

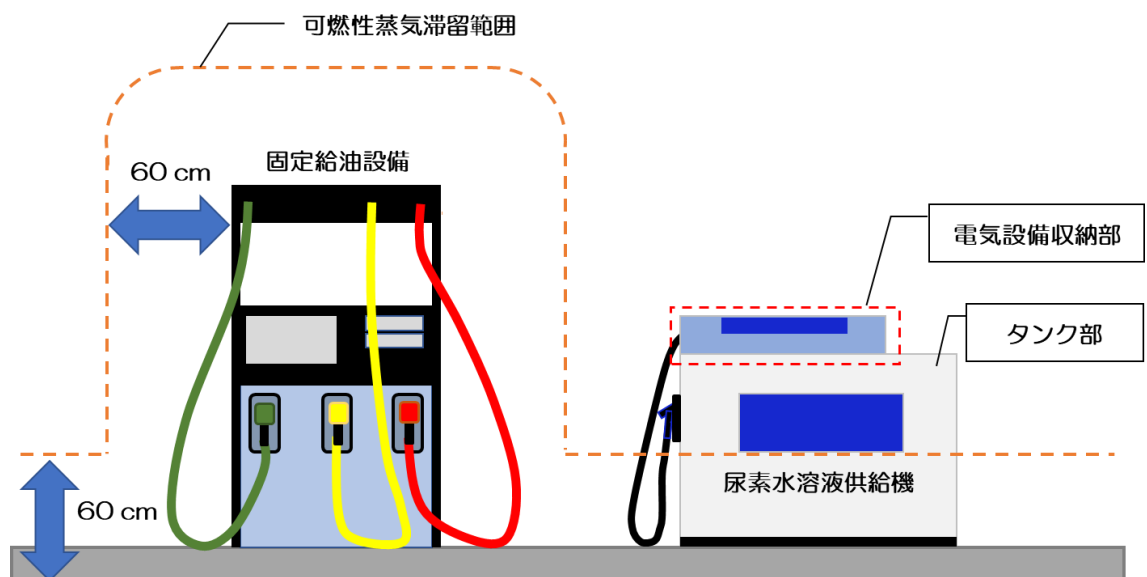
(イ) 給油空地には、給油以外の設備を設けてはならないこと。ただし、必要最小限で、その設置がやむを得ないと認められる次の設備にあつては、給油空地内のアイランド上に設けても差し支えないものであること。

- a POS用カードリーダー
- b 自動釣銭機
- c プリペイドカード販売機（給油の支払に係るものに限る。）
- d ISU（アイランドサービスユニット：附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）
- e 尿素水溶液供給器（アドブルー）

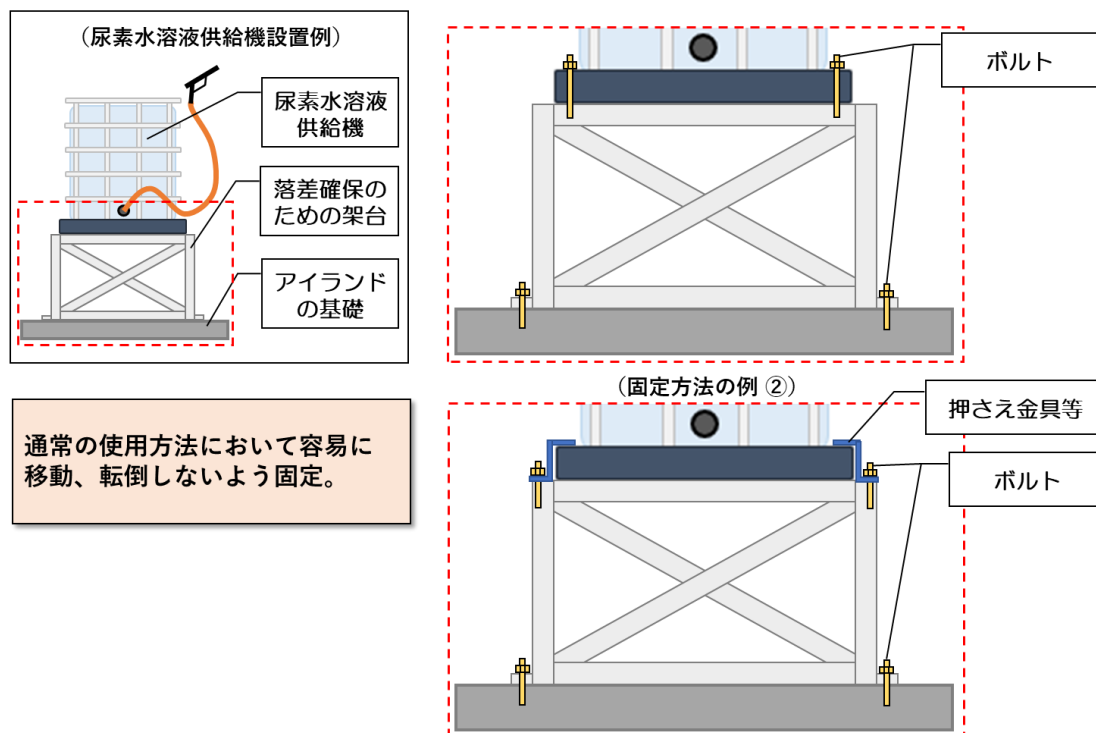
尿素水溶液供給器を設置するにあたり、ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについて

ては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。また、プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。（R6 消防危 40）

例図 ～尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）～



例図 ～尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）～



イ 給油に支障がない設備

- (ア) 給油空地又は注油空地以外の場所に設置するサインポール、看板等又は樹木、花壇等は、原則として、給油に支障がない設備として取り扱って差し支えないものであること。

(S62 消防危 38)

- (イ) マット洗い機及び灰皿洗浄機は、給油に支障がない犬走り等に設置すること。
- (ロ) 業務用クリーナー（非防爆型）を設置する場合は、次によること。
- a クリーナー本体は、危険場所以外に設置し、地盤面等に固定すること。
 - b 清掃する車両の駐車位置が、給油空地又は注油空地以外の場所に確保できること。
 - c 吸込ホースの先端の可動範囲は、燃焼範囲内の可燃性蒸気を吸い込むことのない範囲であること。

- (エ) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、防爆構造とすること。

ウ 看板等

- (ア) 給油空地又は注油空地内に設けるものにあつては、給油取扱所の業務に係る内容のものであつて、かつ、火災予防上支障なく、必要最小限のものであること。（S62 消防危38）

なお、給油空地又は注油空地以外の場所に設ける看板等については、給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば、給油取扱所の業務と直接関係がないものでも差し支えない。

（独立した工作物として設けることはできない。）（H10 消防危 90）

- (イ) 看板等は、次によること。

a 不燃材料

防火塀上又はその際に設けるものにあつては不燃材料とし、防火塀の構造と強度に支障のない必要最小限の大きさのものとすること。

b 難燃材料

a、c 以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。

c 一般アクリル樹脂材料

上屋の屋上、サインポール等に取り付けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。

- (ウ) 電気設備を有し、雨水が浸入するおそれのある場所に設ける看板等の外殻カバーは、防雨型とし、外殻カバーが防雨型以外のものにあつては、電気器具を防滴型とすること。
- (エ) 建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケータ一の裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分

を防火区画とすること。

なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面を耐火区画とすること。

- (オ) 幕、布等は、防災処理したものを使用するとともに、看板等に準じて指導すること。（H1 消防危 44）

エ 急速充電設備

給油取扱所に電気自動車の急速充電設備（急速充電設備以外の充電設備を含む）を設ける場合にあっては、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（H24 消防危 77）によること。

オ その他

- (ア) 給湯、冷暖房用ボイラーの燃料タンク

- a 灯油を貯蔵する専用タンクから燃料の供給を受けることができること。（S62 消防危 38）

- b 燃料タンクの容量は指定数量未満で、かつ、給油取扱所専用のものであること。

- c 専用タンク以外のタンクを設ける場合は、給油取扱所の耐火構造のタンク専用室に設置すること。ただし、タンクの容量が200リットル未満のものにあっては、ボイラー室に設置することができる。

- d 燃料タンクの位置、構造及び設備については、火災予防条例の基準の例によること。

- (イ) ボイラー室

- a 可燃性蒸気の流入するおそれのない耐火構造の専用室とすること。

- b 専用室の開口部は、整備室及び給油空地に面する部分には設けないこと。

- c その他、火災予防条例の基準の例によること。

- (ウ) 厨房設備等の火気を使用する設備については火災予防条

例の基準の例によること。（S62 消防危 38）

- (エ) 火災の予防上支障のない場所であれば、携帯電話等のアンテナを給油取扱所の事務所の屋根に設置しても差し支えない。（H9 消防危 27）

2 屋内営業用給油取扱所（第2項）

屋内営業用給油取扱所の基準は、第1、第2、1、第3の基準の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 建築物の構造、用途制限（第2項第1号、危省令第25条の7）

ア 屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造の建築物に設置すること。ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根は不燃材料で造ることができるものであること。

イ 屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所以外の部分に自動的に報知するための設備とは、自動火災報知設備（受信機を含む。）を設けることとし、給油取扱所以外の部分には給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器と連動して作動する地区音響装置を設けること。（H1 消防危 15）（H1 消防危 44）

ウ 屋内給油取扱所は、施行令別表第1(6)項用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものであること。この場合、当該部分が事務所等の診療室等で、給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとする。（H1 消防危 15）

エ 屋内給油取扱所の建築物の内部構造は、次によること。

(ア) 外壁、階段室の壁、上階の床、その他主要な壁は、耐火構造とすること。

(イ) 危険物を取り扱う室（整備室、油庫）は次のとおりとす

ること。

a 壁は耐火構造とすること。

b 内装は不燃とすること。

c 出入口は常時閉鎖の特定防火設備とするよう指導すること。

d 危険物取扱室と販売室（火気使用室）との間は可燃性蒸気が流入しない構造（15 cm以上の段差＋開口部常時閉鎖）とすること。

(ウ) その他の間仕切壁は、状況に応じて不燃材料又は難燃材料を使用することができる。

(エ) その他、1 (15) ア (エ) から (ウ) までの例によること。

(2) 屋内に設ける通気管（第2項第3号、危省令第19条、第20条）

危省令第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近で、かつ、危省令に定める通気管の基準を満たす場所をいうものであること。（H1消防危15）（H1消防危44）

(3) 過剰注入防止設備（第2項第4号）

過剰注入防止設備は、移動タンク貯蔵所等による危険物の過剰な注入を防止するため、タンク液面上昇に伴うフロート等の作動により直接注入管を閉鎖し、受入れを停止又は液面計と連動して自動的に注入管を閉鎖することにより受入れを停止する機構を有するものであること。この場合、当該設備はタンクの容量の範囲内で作動させるものとする。（H1消防危44）

(4) 他用途との区画（第2項第5号）

「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。」とは、隔壁とし、当該隔壁を貫通する配管等は、1 (15) ア (ウ) の例によること。

(5) 所有者等の住居等との区画（第2項第6号、危省令第25条

の 4)

ア 危省令第 2 5 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する関係者の住居等については、給油取扱所の範囲に含めるか、又は給油取扱所以外の部分とするかは、申請者の意思によることができるものであること。(H1 消防危 15)

イ 区画については、1 (15)エの例によること。

(6) 窓及び出入口 (第 2 項第 7 号、危省令第 2 5 条の 4)

窓及び出入口については、1 (15)イ ((イ) b を除く。) ウ (ウ)、(エ) 及び(オ)の例によること。

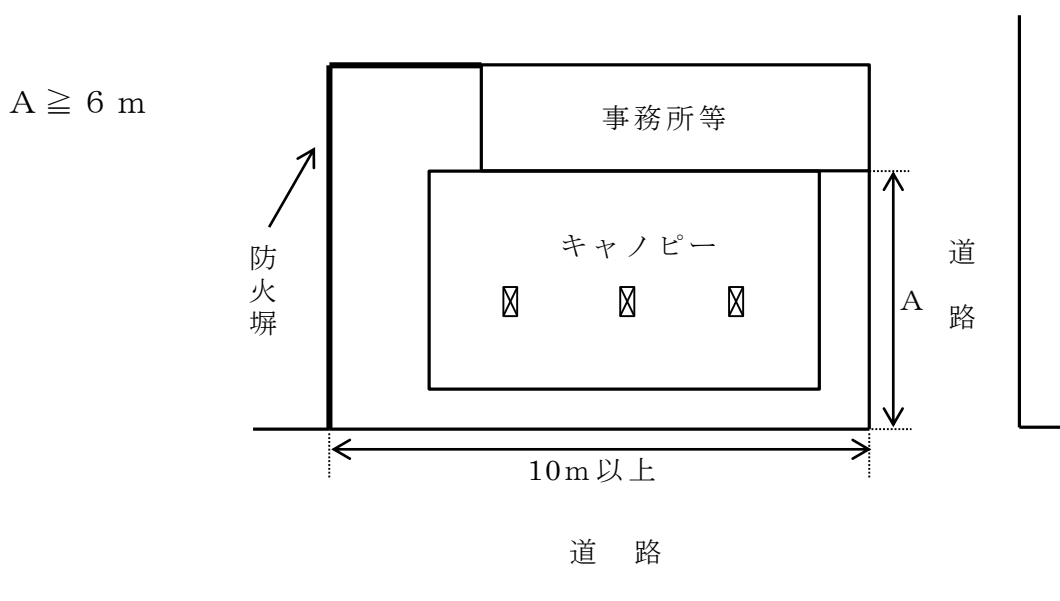
(7) 可燃性蒸気流入防止構造 (第 2 項第 8 号)

可燃性蒸気流入防止構造は、1 (15)ア (カ)の例によること。

(8) 二方開放屋内給油取扱所 (第 2 項第 9 号、危省令第 2 5 条の 8)

ア 「二方については、壁を設けないこと。」とは、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないものをいうこと。ただし、次図及び(ア)、(イ)に示す屋内給油取扱所の 1 階の二方については、壁等を設けていないものとして取り扱うものとする。

例図



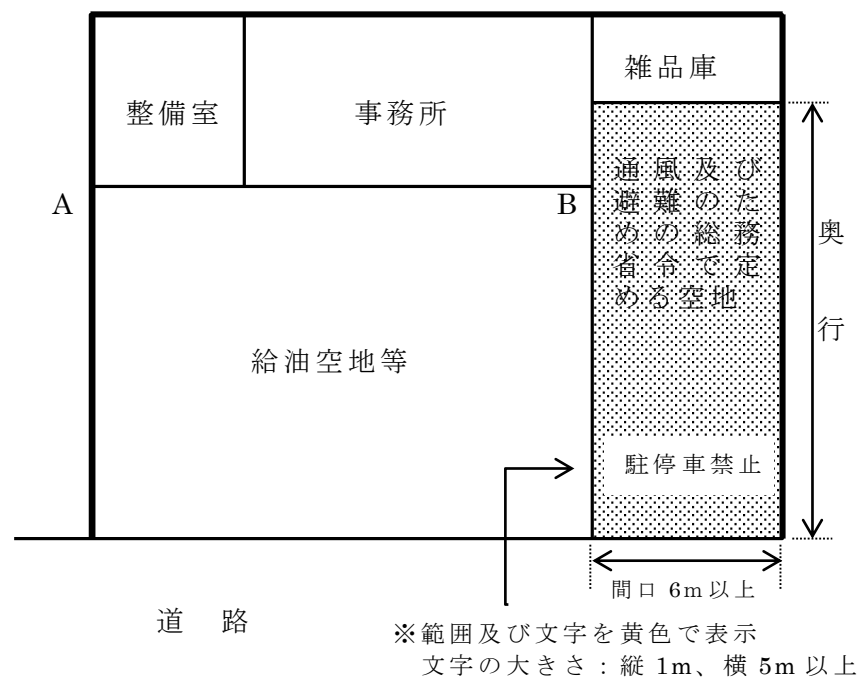
- (7) 奥行 1 m 以内の庇で、通風及び避難に支障がない場合
- (4) 通風及び避難に支障がないと認められるもので、次に掲げるもの

- a 2 面が道路に接しているコーナー部分に設けられるもので、おおむね高さが 20 cm 以下、かつ、設置面積が 2 m² 以下の花壇又はフラワーポット
- b 小径のポール状の車止め

イ 一方が通風及び避難のための空地に面している場合

- (7) 通風及び避難のための空地は、次によること。
- a 給油空地、注油空地及び漏洩拡大防止措置を講じた場所以外の屋外の場所とすること。
- b 車両等の乗入れ通路としては、認められないものであること。（H1 消防危 15）
- c 空地の奥行きは、下図の A－B 線の延長線以上とすること。

例図



(イ) 危省令第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物等が設けられていない場所をいうものであること。ただし、次の場合にあつては、認めても差し支えないものとする。（H1 消防危 44）

a 通気管にあつては、通気管の立ち上がり部分が空地内になく、避難上支障がない場合

b 専用タンクを埋設する場合（ただし、当該空地内で移動タンク貯蔵所からの注入を行うことはできない。）

c 当該空地内に面する防火塀の上方又は側面に、看板を空地内に張り出すことなく設置する場合

(ウ) 通風及び避難のための空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油（注油）空地及びその他の空地との境界に排水溝を設けること。

(エ) 通風及び避難のための空地には、油分離装置を設けないこと。

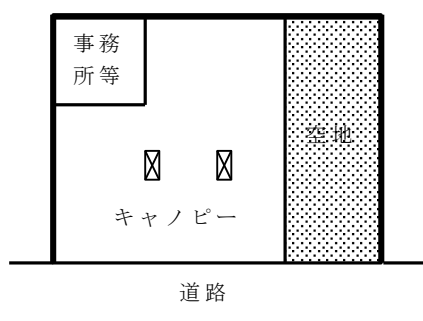
(オ) 通風及び避難のための空地は、コンクリート舗装に代えてアスファルト舗装として差し支えないものであること。

（H1 消防危 44）

ウ 通風及び避難のための空地に該当するか否かは、次図により判断すること。（H1 消防危 44）

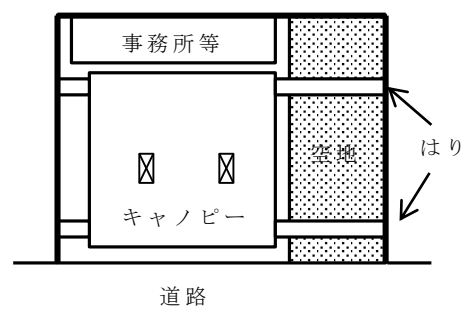
○二方開放代替空地として認められる場合

例図 1



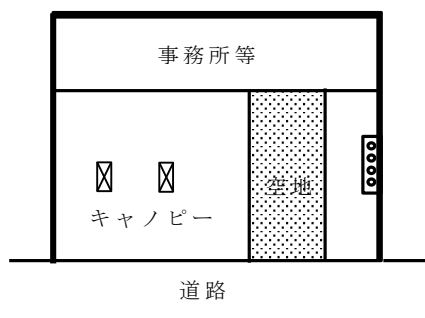
事務所等と接していない場合

例図 2

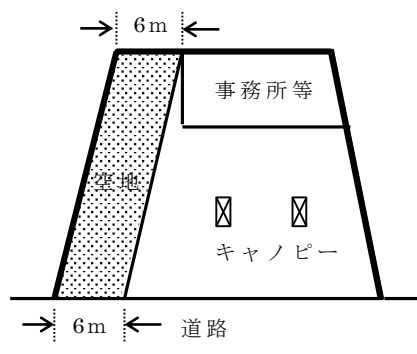


空地の上方にはりがある場合

例図 3



例図 4

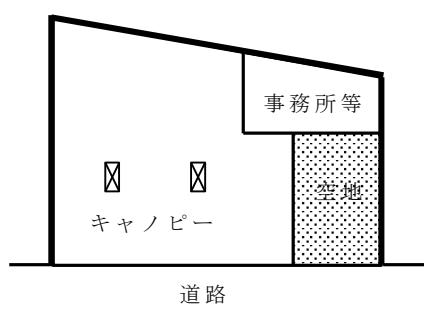


空地进行給油取扱所の端に取らない場合

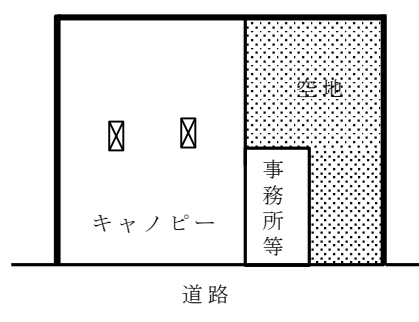
空地进行斜めに取る場合

○二方開放代替空地として認められない場合

例図 5



例図 6

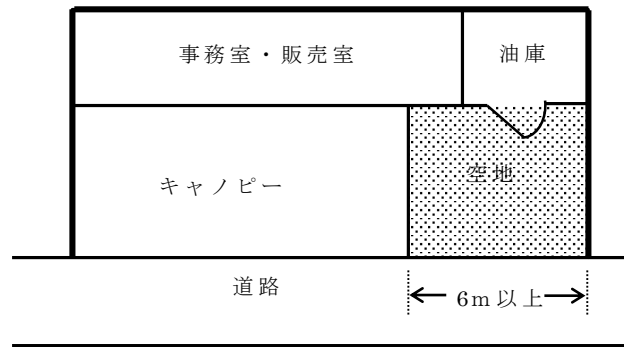


給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行きに満たない場合

建築物の裏及び横に空地を取る場合

エ 危省令第25条の4第1項第1号の用途である油庫が次図の位置にある場合で、当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる自動閉鎖のものであるときは、次図の空地については、危省令第25条の8第2号の奥行きに係る規定について、危政令第23条を適用して、通風及び避難のための空地と認めて差し支えないものとする。 (H2 消防危 57)

例図



(9) 一方開放屋内給油取扱所（第2項第9号、危省令第25条の9）

ア 避難口を要する事務所

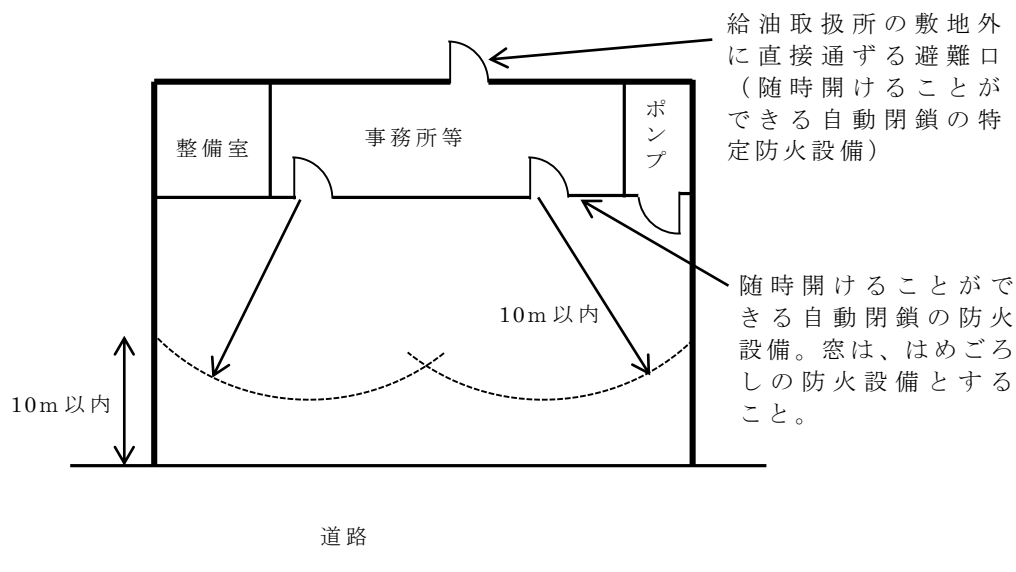
(ア) 危省令第25条の9第1号イに規定する「給油取扱所の敷地外に直接通ずる」とは、給油取扱所以外の用途部分を通ることなく、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ直接避難できることをいうこと。（H1 消防危15）

(イ) 危省令第25条の9第1号イに規定する「避難口」を要する事務所等の窓に、はめ殺し戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等が給油設備側及び危険物を取り扱う室に面する部分とすること。

イ 規則第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難口を要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当するものであること。（H1 消防危15）

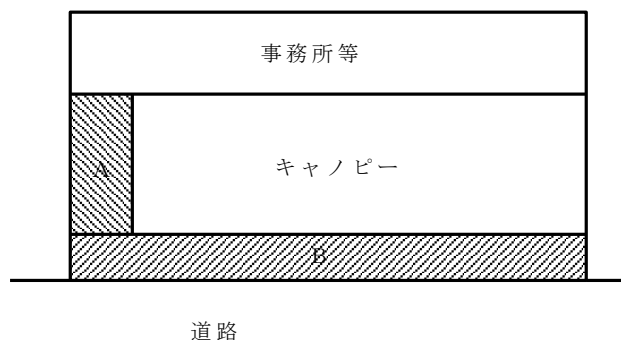
ウ 給油又は注油のための作業場に供する建築物の各部分から安全に避難できる避難口は次図の例により配置すること。

例図



なお、次図の場合のBの部分は避難上安全な場所と認められるが、Aの部分は避難上安全な場所とは認められないものであること。(H1 消防危 44)

例図



エ 床又は壁(シャッターを含む。)で区画された整備室とは、自動車等の出入口を除いて区画されたものをいうこと。(H1 消防危 15)

オ 可燃性蒸気を検知する警報設備(以下「可燃性蒸気検知警報設備」という。)は、次によること。

(ア) 可燃性蒸気検知警報設備は、可燃性の蒸気の漏洩を検知し、一定の濃度に達した場合警報を発するもので、検知器、

受信機及び警報装置から構成されるものであること。

(イ) 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とすること。

(ロ) 検知器は可燃性蒸気が滞留するおそれのある中心となる箇所から、おおむね水平距離 2 m 以内とし、ためます上部等の床面から 0.15 m 以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置に設けること。ただし、出入口等外部の空気が流入する箇所を除く。

(ハ) 検知器の検知濃度は、爆発下限界の 4 分の 1 以下であること。（H1 消防危 44）

(ニ) 検知器は防爆性能を有すること。（H1 消防危 44）

(ホ) 警報装置は警報を発した後、濃度に変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。（H1 消防危 44）

(ヘ) 受信機の取付場所及び警報音の発する場所は、常時従業員がいる事務所等とすること。（H1 消防危 44）

(コ) 警報音の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものであること。

カ 固定給油設備等に対する自動車等の衝突防止措置とは、固定給油設備等を懸垂式とするか、又は、その周囲に防護柵を設ける等の措置をいうものであること。（H1 消防危 15）

(10) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみ（第 2 項第 10 号）

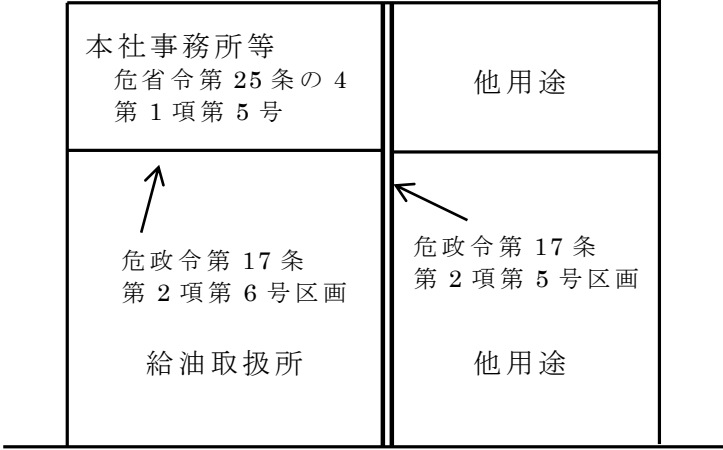
可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみとは、深さがおおむね 20 cm 以上のものをいうこと。ただし、ポンプ室等のためますにあっては、この限りでない。

なお、穴、くぼみが存する場合には、可燃性蒸気検知警報設備を設置することにより、危政令第 23 条を適用して差し支えないものとする。

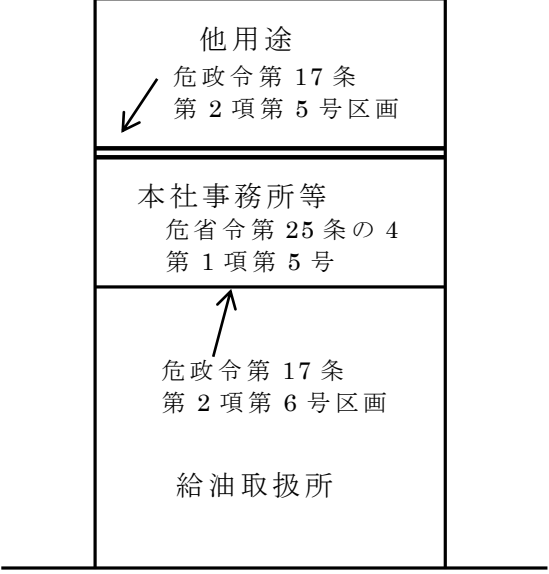
(11) 上部に上階を有する屋内給油取扱所（第2項第11号、危省令第25条の10）

ア 上部に上階がある場合とは、給油取扱所の規制範囲に対して、上部に上階を全部又は一部有するもので（上部に屋根のない貸駐車場を設ける場合等を含む。）、上階の用途が危省令第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途である場合をいうこと。

○「上部に上階のある場合」に該当しない例
 例図



○「上部に上階のある場合」に該当する例
 例図

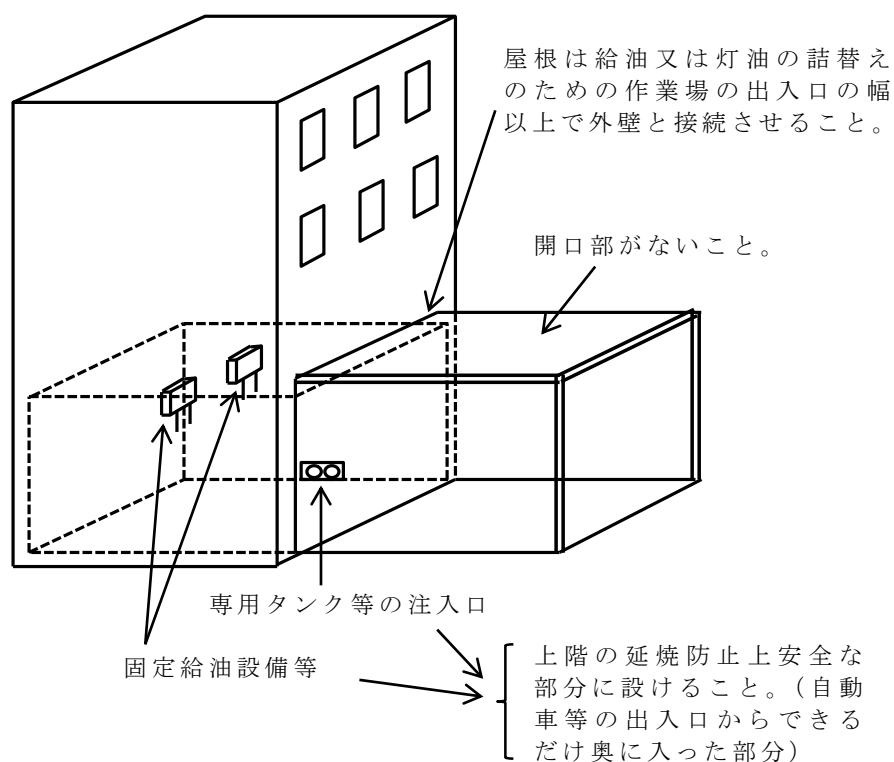


イ 上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に
供する部分とは、自動車等の出入口からできるだけ奥に入っ
た部分とすること。

ウ 上階への延焼防止上有効な屋根とは、給油又は灯油の詰替
えのための作業場の出入口の幅以上で外壁と接続し、当該屋
根には、採光用の窓等の開口部がないものであること。（H1
消防危 15）

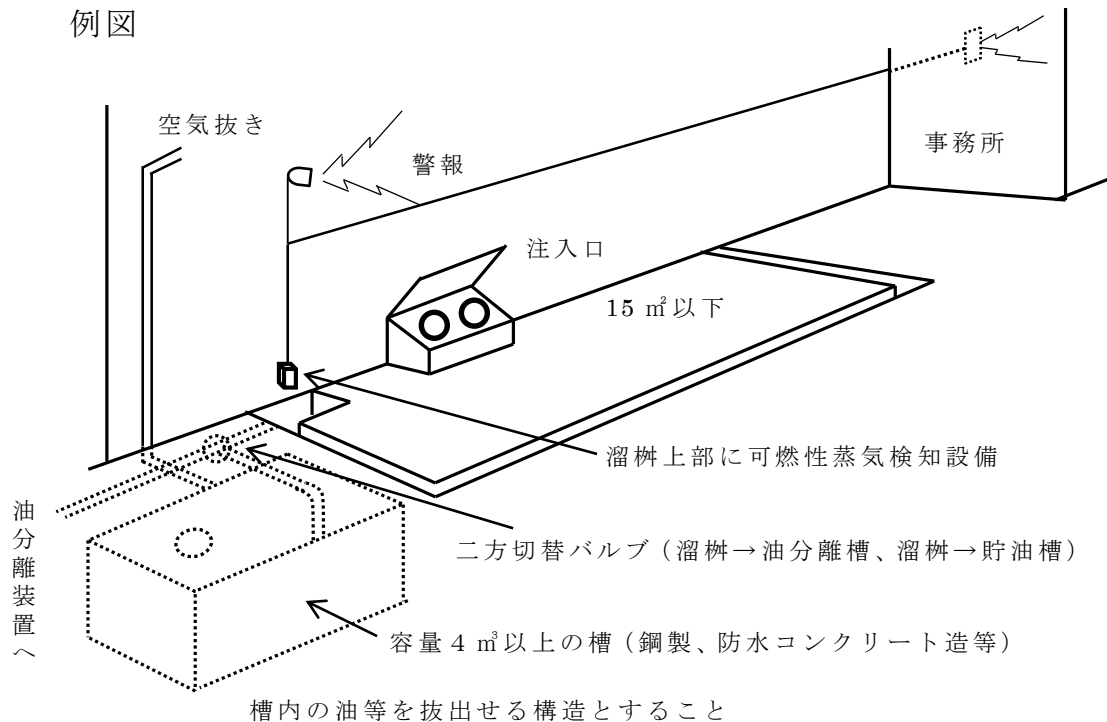
○専用タンク等の注入口、固定給油設備等の位置及び延焼防止
上有効な屋根の例

例図



エ 危険物の漏洩範囲を 15 m^2 以下に局限化するための設備（以下「漏洩局限化設備」という。）及び漏れた危険物を収容する容量 4 m^3 以上の設備（以下「収容槽」という。）は、次によること。

例図



- (ア) 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするために停車する側）に 15 m^2 （ $3\text{ m} \times 5\text{ m}$ ）以下の漏洩拡大防止措置を講じ、漏れた油を収容するための収容槽を設けること。この場合、設置場所は、移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮すること。
- (イ) 収容槽の材質は、金属、防水コンクリート又はFRPとし、埋設による土圧、水圧に耐えられるものであること。
- (ウ) 収容槽は実収容量を 4 m^3 以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜取り用配管を備えたものであること。
- (エ) 漏洩局限化設備は急激な漏洩を考慮し、周囲に排水溝を設け、集油するため50分の1以上の勾配をとるとともに、

ためます（各辺 30 cm 以上）を設けること。

- (オ) ためますに隣接して二方切替バルブ等を設けたバルブピット（上部のふたは、防水型とすること。）を設け、収容槽への配管は直径 100 mm 以上とすること。

なお、日常における維持管理上、注入口使用时以外は収容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するため、二方切替バルブ等を操作し、油分離装置へ導いておくこと。

- (カ) 漏洩局限化設備は、給油空地及び注油空地以外の場所に設けること。

オ 可燃性蒸気検知警報設備は、(9)オによること。

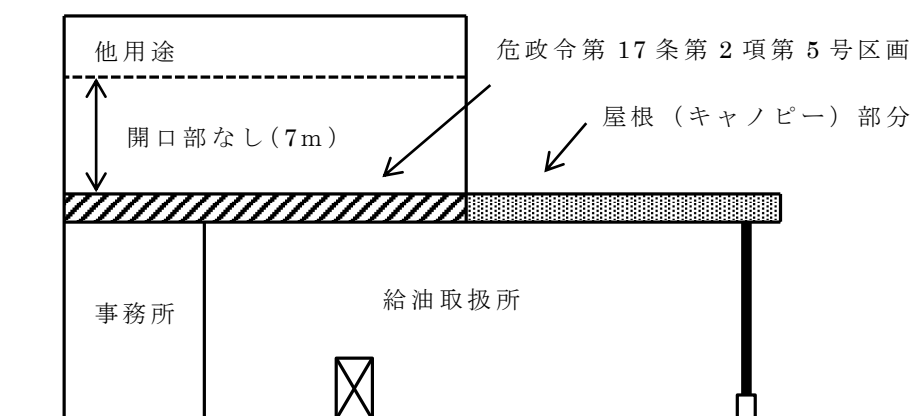
カ 延焼防止上有効な屋根又は庇

延焼防止上有効な 1.5 m 以上の庇の取り扱いは、次によること。

なお、庇は、ベランダ等他の用途としての使用は認められないものであること。

- (ア) 上部に上階がある場合は、屋根を耐火構造とするものであるが、次図のような上部に上階がある給油取扱所の屋根（キャノピー）部分は、不燃材料で差し支えないこと。

例図

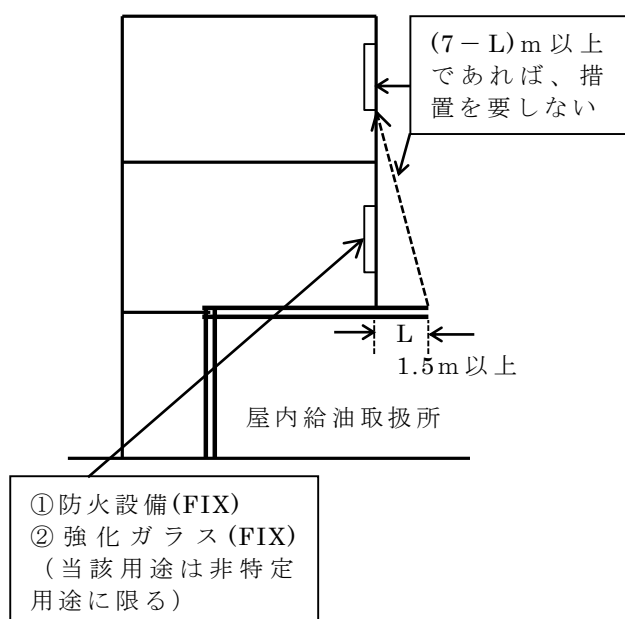


- (イ) 屋根又は耐火性能を有する庇とは、30分以上の耐火性能を有すること。（H1 消防危 15）

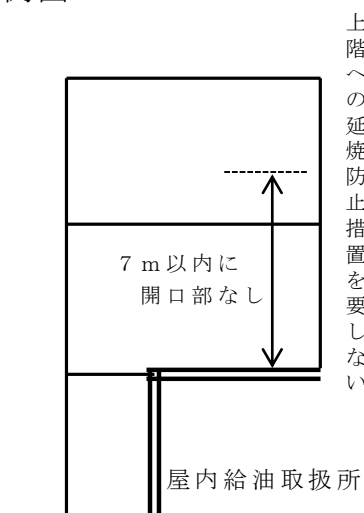
- (ウ) 庇等の上階の外壁からの張り出しは、1.5 m以上とすること。ただし、庇等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、危政令第23条を適用し、1.0 m以上とすることができる。この場合、庇等の外壁から張り出した水平距離は、1.0 mであること。（H1 消防危 15）（H1 消防危 44）
- a ドレンチャーヘッドは、庇等の先端部に当該先端部の長さ2.5 m以下ごとに1個設けること。
- b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3 m³を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力0.3 Mpa以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上の性能を有するものとする。
- d ドレンチャー設備には、予備動力源を付置すること。
- (エ) 「上階の開口部」とは、建築物の給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する部分の開口部の直上部をいうものであること。（H1 消防危 44）
- (オ) 「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」とは、強化ガラスを用いたはめ殺し戸をいうものであること。（H1 消防危 15）

○一般的な底の設置例

例図 1



例図 2



3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所（第3項第4号、危省令第27条の2）

- (1) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所で取り扱うガスの種類は、圧縮天然ガス又は液化石油ガスに限られるものであること。
- (2) 危省令第27条の3第7項第1号に規定する防火設備から放出された水が、給油空地、注油空地、危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等並びに専用タンクの注入口及び危省令第25条第2号に掲げるタンクの注入口付近（以下「給油空地等」という。）に達しない措置としては、防火設備の散水装置等から散水される範囲と給油空地等との間に排水溝等を設置する方法等があること。

なお、排水溝は、散水装置等の設置状態、水量を考慮して、排水の能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。こと。（H10消防危22）

(3) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準は、上記のほか危省令第 27 条の 3 から第 27 条の 4、本章、並びに「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（H10 消防危 22）によるものとする。

4 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所（第 3 項第 5 号、危省令第 27 条の 5）

「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（H17 消防危 62）によること。

給油取扱所において、改質装置を設けるときは、「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」（H24 消防危 140）によること。

5 自家用給油取扱所（第 3 項第 6 号、危省令第 28 条）

自家用給油取扱所とは、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油することを目的とする給油取扱所であり、タクシー会社、バス会社等で自己の所有する自動車にのみ給油するようなものがこれに該当する。

自家用給油取扱所は、危政令第 17 条第 1 項第 2 号の規定のうち間口 10 m 及び奥行 6 m の長さに関する規定の適用は受けないが、空地の保有を除外されたものではない。したがって、空地の広さは、給油する自動車の大きさと、危政令第 17 条第 1 項第 12 号の規定による固定給油設備の設置位置を考慮し、危政令第 27 条第 6 項第 1 号ハの規定に基づき、給油の際自動車が給油取扱所以外にはみ出さないよう十分なものとしなければならない。また、危政令第 17 条第 1 項第 7 号ただし書きの規定による簡易タンクの設置地域制限の規定は適用されない。

自家用給油取扱所の基準は、本章（第 2、7 を除く。）の基準の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 空地

空地は、給油する自動車等の長さ及び幅に応じたもので、自

自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

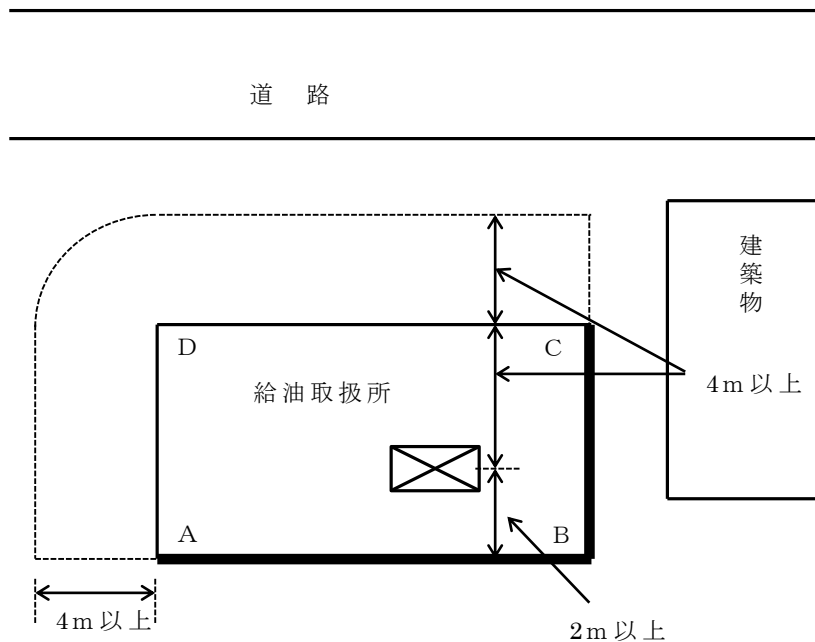
(2) 周囲の塀の特例

周囲に設ける塀は、給油取扱所に隣接する建築物（給油取扱所が設けてある同一の敷地内の建築物に限る。）の用途等から判断して、延焼防止上支障がないと認められる構造等である場合は、危政令第23条を適用して、隣接する建築物の外壁をもって給油取扱所の塀又は壁とすることができるものであること。

(3) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、自家用給油取扱所の敷地の端から4 m以上の空地を保有し、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側をいい、この場合は塀を設けないことができるものであること。

例図

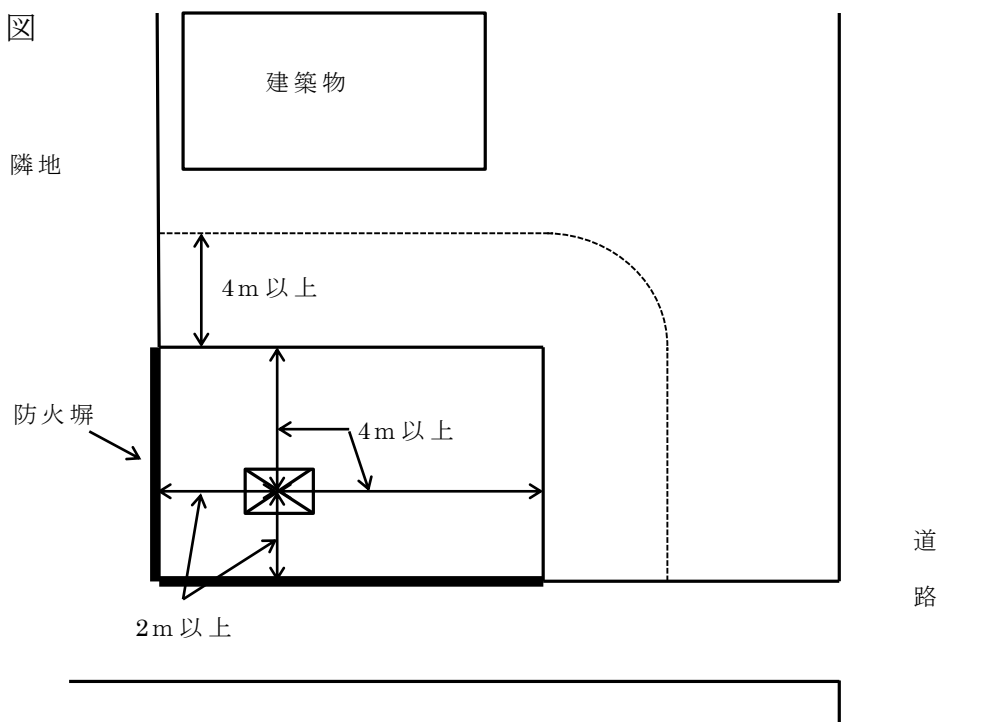


- ・ A B、B Cは塀等を設ける側
- ・ C D、D Aは自動車等の出入りする側

(4) 固定給油設備の位置

道路境界線に塀を設けたときは、固定給油設備と当該塀との間隔を2 m以上とすることができる。

例図



6 メタノール若しくはエタノール又はこれらを含むものを取り扱う給油取扱所（第4項、危省令第28条の2から第28条の2の3）

- (1) メタノール又はエタノールを含む燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノール又はエタノールの含有率にかかわらず、位置、構造及び設備が危政令第17条第4項に規定する技術上の基準に適合している給油取扱所において行うことが必要であり、当該基準に適合しない給油取扱所で行うことは認められないものであること。（H11 消防危 72）
- (2) メタノール等の給油取扱所の基準は、本章及び「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」（H6 消防危 28）によるものとする。
- (3) エタノール等の給油取扱所の基準は、本章及び「エタノール

等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」
(H24 消防危 2) によること。

7 顧客に自ら給油等させる給油取扱所（第5項、危省令第28条の2の4から第28条の2の7）

- (1) 顧客に自ら給油等させる給油取扱所(セルフスタンド)とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付き自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰替えさせることができるものであること。(H10 消防危 25)
- (2) セルフスタンドの顧客用固定給油設備を使用して、顧客にガソリンを容器へ詰替えさせること、及び顧客用固定注油設備を使用して灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはできないものであること。(H10 消防危 25)
- (3) 危省令第28条の2の5第6号イに規定する、制御卓は給油取扱所内ですべての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置とは、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合を除き、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等の使用状況を目視できることをいうものであること。(H10 消防危 25)(R5 消防危 251)
- (4) セルフスタンドにおいて、コンビニ、コーヒーショップ等の店舗を併設する場合、顧客の給油行為等の監視と当該店舗の業務を兼務することにより監視がおろそかになることを防止するため、監視室は当該店舗の販売室以外の場所に独立して設けるよう指導すること。
- (5) セルフスタンドの基準は、本章及び「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(H10 消防危 25)によること。
- (6) 給油時の吹きこぼれ対策については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」(H19

消防危 61) によること。

- (7) セルフスタンドにおける可搬式の制御機器の使用については、
「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(R2 消防危 87) によること。

8 E T B E 含有ガソリンを取り扱う給油取扱所(H20 消防危 45)

- (1) 「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合し、販売されている E T B E を含有したガソリンについては、第 4 類第 1 石油類（法別表第 1 備考第 1 2 号のガソリン）に該当するものであること。
- (2) E T B E 含有ガソリンの貯蔵、取扱いを行う場合には、通常のガソリンと同様の技術基準によるものとする。

第 3 貯蔵及び取扱いの基準（危政令第 2 4 条から第 2 7 条）

1 危険物の最大取扱数量

給油取扱所における危険物の最大取扱数量は次のとおりとする。

(S62 消防危 38)

- (1) 給油取扱所における危険物の最大取扱数量は、危政令第 1 7 条第 1 項第 5 号に規定する専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。
- (2) 容器内の危険物（混合燃料、灯油、エンジンオイル、廃油等）の数量の合計を常時指定数量未満とすること。
- (3) 附随設備に収納されている危険物の数量の合計を常時指定数量未満とすること。

2 貯蔵及び取扱いの基準

(1) 駐車場に関する事項

ア 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあって、直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が、給油取扱所の敷地内にあり、係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。

(S62 消防危 38)

イ あらかじめ固定給油設備から 4 m 以内の部分、専用タンクの注入口から 3 m 以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から 1.5 m 以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には、給油のための一時的な停車を除き当該駐車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。(S62 消防危 38)

ウ 駐車スペースにおいて、ミニローリー(少量危険物取扱所)の車庫証明を取り、常置場所にすることは差し支えないが、駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所にすることはできないものであること。(S62 消防危 60)

エ 駐車スペースを有料駐車場とすることは、給油業務時間外に係員以外の者が出入りすることとなるので認められないものであること。(H1 消防危 44)

オ 駐車スペースにおいて、レンタカーの車庫証明を取り、常置場所にすることはできないものであること。

(2) 自動車等の点検・整備等に関する事項

ア 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス(洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。)を含まないものであること。(S62 消防危 38)

イ 自動車の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと(危政令第24条第2号)とされていること等を踏まえ、次によること。(S62 消防危 38)

(ア) スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から 60 cm 以上の高さの位置で行うこと。

(イ) バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から 60 cm 以上の高さとなる位置において行うこと。

(ウ) このほか、火気を使用する方法又は火花を発するおそれのある方法により、自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うこと。

(エ) オイルフィルター等の部分の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うこと。

(オ) 可燃性蒸気を発するおそれのある方法により、自動車等の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行うこと。

ウ 自動車等の 1 2 か月定期点検整備、2 4 か月定期点検整備を給油取扱所で行うことは差し支えないものであること。

(S62 消防危 60) (S62 消防危 104)

(3) 物品の販売に関する事項

ア 給油取扱所の販売行為は、商品やサービスの種類に制限はないが、当該給油取扱所の危険物保安監督者、危険物取扱者等の従業員が十分に人の出入り等を把握し、かつ、適切に管理し、誘導できる範囲において行えるものであること。

イ 2 階において物品販売等の行為がある「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物」の構造とは、次のいずれかに該当する場合であること。

(ア) 2 階から直接屋外階段等で、隣接地へ避難できる場合

(イ) 2 階から屋内階段を使い 1 階へ降り、建築物内を通過して直接道路へ避難できる場合

なお、建築物の 2 階に金属製はしご等の避難器具を設けたものは、容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物には該当しないこと。

ウ 犬走りにおける自動販売機による販売は認められないこと。

(S62 消防危 62)

エ ドライブスルー形式又は窓を介して物品を販売する場合は、

販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないものであること。（H9 消防危 27）

オ 屋外での物品の販売等の業務については、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（R 2 消防危 88）によること。

(4) 荷卸し時の固定給油設備等の使用に関する事項（危政令第 27 条第 6 項第 1 号ト）

中仕切りのある専用タンクに危険物を注入するときは、注入している槽に接続する固定給油設備等の使用を中止すれば、その他の槽に接続する固定給油設備等は使用することができること。また、固定給油設備等に接続する専用タンクに危険物を注入する際、以下の安全対策を講じた場合は、当該タンクに接続する固定給油設備等を使用することができる。（R5 消防危 324）

ア 専用タンクに接続する固定給油設備等のノズルに、満量停止措置を設けること。

イ 専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所に、コンタミ防止措置を設けること。ただし、当該専用タンクを設ける給油取扱所及び当該移動タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物がいずれも 1 種類であり、かつ同一である場合その他の保安上支障がないと認められる場合はこの限りでないこと。

(5) 単独荷卸しに係る事項

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業については、原則として、当該給油取扱所の従業員である危険物取扱者の立会いを必要としているが、給油取扱所に石油を販売し、かつ、運送業者に石油を運搬させる石油供給者（石油元売り会社、商社等）が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定め、当該

単独荷卸しの仕組みが適正と認められる場合は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者のみで荷卸しができるものであること。

単独荷卸しの仕組みを審査するにあたっては、当該仕組みについて危険物保安技術協会が行う評価を受けたものについては、その評価結果書を活用することができるほか、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（H17 消防危 245）に基づき行うこと。

(6) 携帯型電子機器に関する事項

携帯型電子機器の使用については、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（H30 消防危 154）によること。

第 1 2 章 販売取扱所の基準（危政令第 1 8 条）

第 1 規制範囲

販売取扱所は、危険物を容器入りのままで販売する取扱所であることから、危政令第 2 7 条第 6 項第 2 号の基準に適合しない行為は認められないものである。したがって、販売取扱所において自動車等への給油又は石油類等の詰替えを行うことはできない。

第 2 取扱数量の算定

店舗内に収納された危険物の総量とする。

第 3 販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 第 1 種販売取扱所（危政令第 1 8 条第 1 項）

(1) 位置（第 1 項第 1 号、第 2 項）

販売取扱所の用に供する部分は、幅員 4 m 以上の道路（危政令第 1 条第 1 号に規定するものをいう。）に面して設置するよう指導すること。

(2) 建築物の構造（第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号）

ア 建築物の一部に設ける販売取扱所の隔壁（危政令第 1 8 条第 1 項第 3 号ただし書に規定する隔壁をいい、上階がある場合の上階の床を含む。以下販売取扱所の基準において同じ。）は、製造所の基準第 3、2 (5) の例によること。

イ 床は、耐火構造とし、又は不燃材料で造り、危険物が浸透しない構造とすること。

ウ 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設けるときは、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとする。

(3) 窓及び出入口（第 1 項第 6 号）

隔壁に開口部を設けるときは、次により指導すること。

ア 出入口を設けるときは、常時閉鎖式の特定防火設備とすること。

イ 隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のために

やむを得ないと認められる場合は、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。

(4) 配合室（第1項第9号、第2項）

危険物を配合する室は、次によること。

ア 壁及び屋根は、耐火構造とするとともに、窓を設けないよう指導すること。

イ 貯留設備としてためますを設ける場合の大きさは、縦、横及び深さが30cm以上又はそれと同等以上の容量とすること。

ウ 可燃性蒸気等の排出設備は、製造所の基準第3、8の例によること。

エ 採光のため、照明設備を設けるよう指導すること。

2 第2種販売取扱所（危政令第18条第2項）

(1) 建築物の構造（第2項第1号）

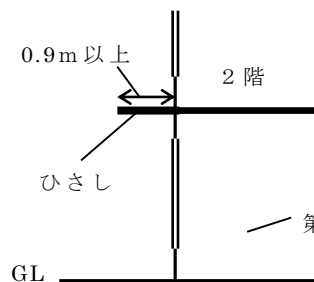
建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分の壁（上階がある場合の上階の床及び地階がある場合の販売取扱所の用に供する部分の床を含む。）は、製造所の基準第3、2(5)の例によること。

(2) 上階への延焼防止の措置（第2項第2号）

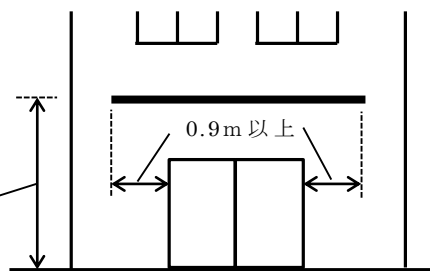
「上階への延焼を防止するための措置」とは、次のいずれかの措置をいうこと。

ア 第2種販売取扱所の外壁の上階との境界に、例図1及び2に示すとおり、耐火構造の庇（庇の突出部分の長さ及び幅は、1階の開口部の位置から、それぞれ0.9m以上とする。）を設ける。（S46 消防予106）

例図 1



例図 2

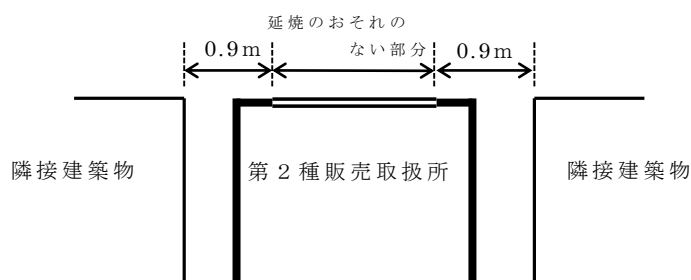


イ 第2種販売取扱所の上階の外壁が防火構造であり、かつ、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階に設ける開口部は、はめ殺しの防火設備とすること。(S48 消防予 121)

(3) 窓 (第2項第3号)

ア 「延焼のおそれのない部分」は、建基法第2条第6号に規定する「延焼のおそれのある部分」以外の部分をいい、延焼のおそれのある部分には窓を設けてはならない。ただし、隣接建物に直接面しない壁の部分については、隣接建物から0.9m以上離れた部分を、延焼のおそれのない部分として窓を設けることができるものとする。(S46 消防予 106)

例図



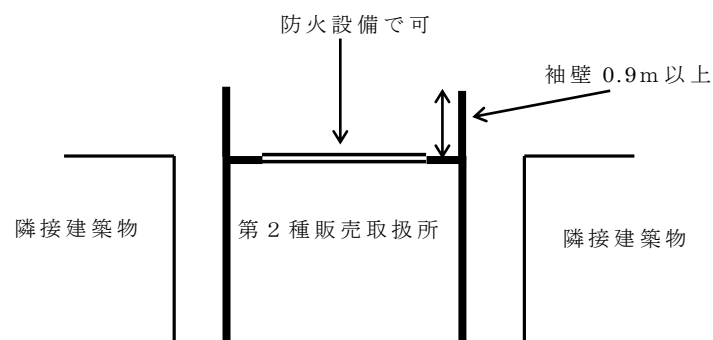
イ 隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、必要最小限のはめ殺し窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。(S51 消防危 23-3)

(4) 出入口 (第2項第4号)

「延焼のおそれのある壁又はその部分」とは、(3)アの「延焼のおそれのない部分」以外の部分の壁又はその部分（各壁を含む。）をいうこと。

なお、第2種販売取扱所の外壁に、長さ0.9m以上の耐火構造の袖壁を設けた場合、隣接する建築物の外壁（建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から0.9m以内の部分であっても、「延焼のおそれのない部分」として取り扱うものとする。（S48 消防予 121）

例図



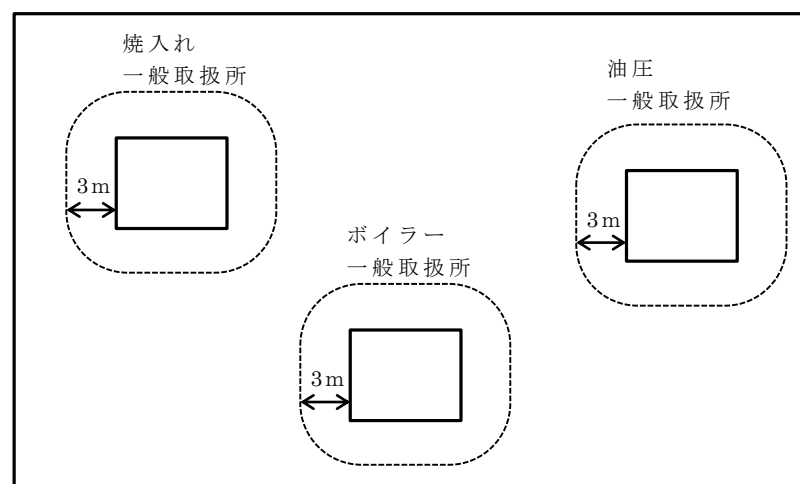
第 1 3 章 一般取扱所の基準（危政令第 1 9 条）

第 1 規制範囲

一般取扱所は、危政令第 1 9 条第 2 項の規定により建築物の一部に設置され、これが規制対象とされる場合（以下「部分規制」という。）以外は、原則として 1 棟又は連続した一連の工程が許可の範囲となる。

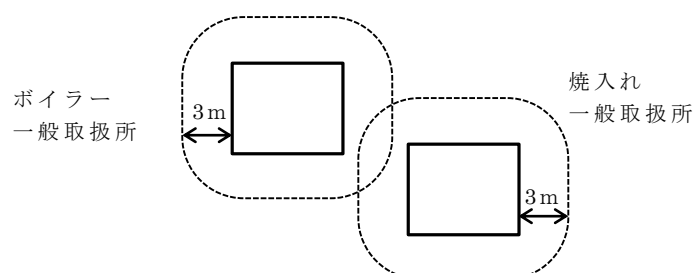
1 部分規制の一般取扱所

- (1) 原則として、部分規制の一般取扱所は、危政令第 1 9 条第 2 項第 1 号の一般取扱所（以下「吹付塗装作業等の一般取扱所」という。）、同項第 1 号の 2 の一般取扱所（以下「洗浄作業の一般取扱所」という。）、同項第 2 号の一般取扱所（以下「焼入れ作業等の一般取扱所」という。）、同項第 3 号の一般取扱所（以下「ボイラー等の一般取扱所」という。）、同項第 6 号の一般取扱所（以下「油圧装置等の一般取扱所」という。）、同項第 7 号の一般取扱所（以下「切削装置等の一般取扱所」という。）、同項第 8 号の一般取扱所（以下「熱媒体油循環装置の一般取扱所」という。）及び同項第 9 号の一般取扱所（以下「蓄電池設備等の一般取扱所」という。）に限られるものであること。
- (2) 部分規制の一般取扱所は、1 棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。（H1 消防危 64）

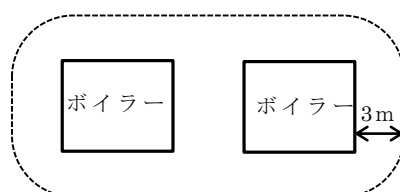


- (3) 部分規制の一般取扱所において、規定された作業工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができるものであること。(H1 消防危 64)
- (4) 危省令第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、同条第4項第7号、第28条の60第4項第1号及び第28条の60の2第3項第1号の規定により、屋内において危険物を取り扱う設備の周囲に保有すべき空地（以下「屋内保有空地」という。）は、相互に重なってはならないものであること。(H1 消防危 14・消防特 34)

※認められない例



- (5) 危険物を取り扱う機器が複数存在する場合は、複数の機器を一つの設備として、その周囲に屋内保有空地を保有することをもって足りるものであること。(H1 消防危 64)



- (6) 建築物全体が危政令第19条第2項の一般取扱所の技術上の基準に適合している場合は、建築物全体を危政令第19条第2

項の一般取扱所とすることができるものであること。(H1 消防危 64)

- (7) 吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所、ボイラー等の一般取扱所及び油圧装置等の一般取扱所の適用にあたっては、区分形態ごとの技術上の基準で規定された作業工程に係る設備以外のものは設けないこと。したがって、ボイラー設備と油圧装置等が混在している場合に、両設備を併せて危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危省令第28条の57等に定める技術上の基準を適用することはできないものであること。(H1 消防危 64)

2 危政令第19条第2項各号（第4号及び第5号に係るものを除く）の取扱形態を複数有する一般取扱所の特例（危政令第23条を適用する危政令第19条第1項適用施設）(H10 消防危 28)

(1)に掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、建築物に設けられ、かつ、指定数量の倍数の合計が30倍未満である場合、(2)に掲げる位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するものについては、危険性が増大するおそれがないものとして、危政令第23条を適用し、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(1)才及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができる。

(1) 危険物の取扱形態

ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態

イ 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態

ウ 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上

の第4類の危険物に限る。)を取り扱う形態

エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物(引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。)を消費する取扱形態

オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置(高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。)としての危険物の取扱形態

カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置(高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。)としての危険物の取扱形態

キ 危険物以外のものを加熱するため危険物(高引火点危険物に限る。)を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

ク 危険物(第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備としての危険物の取扱形態

(2) 複数の危険物取扱形態を有する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること((1)エ及びオに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。)

イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること((1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。)

エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根(上階がある場合にあっては上階の床)を耐火構造とすること。ただし、

(1)ア又はイに掲げる取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

オ (1)エに掲げる取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危省令第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることにより囲いに代えることができる。

キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ウに掲げる取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。

ク 危険物を加熱する設備（(1)イ又はキに掲げる取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる構造のものとすること。

ケ (1)キに掲げる取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏洩を防止することができる構造のものとすること。

コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれがある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。

サ 危省令第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種又は第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けな

いことができること。

シ 危省令第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危省令第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。

第2 最大数量の算定

- 1 一日を単位とする指定数量の倍数が最大となる危険物に係る取扱量（消費量、通過量、停滞量等）を最大数量とする。
- 2 最大数量に係る取扱量の算定については、次によること。
 - (1) 同一の危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量のうち、指定数量の倍数の最も大きいものを取扱量とすること。
 - (2) 異なる危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量を加算したものを取扱量とすること。
 - (3) 循環系装置により、配管等で危険物を循環させて取り扱う場合は、瞬間最大停滞量を取扱量とすること。（S40 自消丙予発71）
 - (4) 消防用設備等の非常用電源（専用）としての自家発電設備については、1日の取り扱い時間を2時間として算定するが、震災対策等で非常用電源として設置する自家発電設備については、実態を勘案し最大運転時間（24時間）を基に算定すること。

第3 一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- 1 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所
製造所の基準によること。
- 2 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所（部分規制の一般取扱所）

※ 留意事項

部分規制の一般取扱所は、原則、著しく消火困難な製造所等となり、移動式以外の第3種消火設備を設けなければならない

(危省令第33条第1項第1号)。

他用途部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものは、著しく消火困難な製造所等に該当しないが、出入口や窓だけでなく、基本的には、換気ダクト・煙突等の区画貫通部分も開口部と判断するので留意すること。

(1) 共通事項

ア 危省令第28の55第2項第4号(第28条の56第2項第4号及び第28条の57第2項第1号)及び第28条の60第2項第2号の「延焼のおそれのある外壁」は、製造所の基準第3、4(1)及び(2)の例によること。

イ 他用途部分との隔壁

(ア) 危省令第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号(第28条の57第2項第1号)の「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造…と同等以上の強度を有する構造」は、屋内貯蔵所の基準第3、2(1)の例によること。

(イ) (ア)の隔壁を貫通する換気、排出設備及び給排水管等については、屋内貯蔵所の基準第3、2(2)の例によること。

ウ 危省令第28条の55の2第3項第3号、第28条の56第3項第2号、第28条の57第3項第2号、第28条の60第4項第2号及び第28条の60の2第3項第2号の「排水溝」は、屋内保有空地の周囲に設けること。

エ 危政令第19条第1項の基準又は第2項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について、危政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。(H10消防危19)

(2) 吹付塗装作業等の一般取扱所(危省令第28条の55)

ア 「吹付塗装作業等の一般取扱所」には、洗浄、含浸作業を行うものは含まないものであること。(H1消防危64)

イ 「地階を有しない」とは、当該一般取扱所の許可範囲内に

地階が無ければよいものであること。

ウ 「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。（屋内貯蔵所の基準第3、3準用）

エ 塗料等の配合室を設けるときは、次により指導すること。

(ア) 耐火構造の壁で区画すること。

(イ) 出入口には、常時閉鎖式の特定防火設備を設けること。

(ウ) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、幅及び深さがそれぞれ10cm以上の排水溝（又は高さが10cm以上の敷居）並びに縦、横及び深さがそれぞれ30cm以上のためますを設けること。

(3) 洗浄作業の一般取扱所（危省令第28条の55の2）

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。（H10消防危19）

イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（H10消防危19）

(4) 焼入れ作業等の一般取扱所（危省令第28条の56）

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の56第2項又は同条第3項のいずれの特例基準によることができること。（H1消防危14・消防特34）

イ 焼入槽には、危険物の温度が異常に上昇しないように冷却装置その他の温度調整装置を設けること。ただし、火災予防上支障がない場合は、この限りでない。

ウ 焼入槽には、容易に操作することができる不燃材料で造ったふたを設け、又は有効に消火することができる焼入槽専用の消火設備を設けるよう指導すること。ただし、第3種の消火設備が有効に設置されているときはこの限りでない。

エ 放電加工機の取扱いについては、「放電加工機の手扱いについて」（S61 消防危 19）によること。

なお、放電加工機については、危険物保安技術協会が試験確認を行ったものに対し、「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっていることから、技術基準の適合性の確認に活用できるものである。

(5) ボイラー等の一般取扱所（危省令第 28 条の 57）

ア 指定数量の倍数が 10 未満の一般取扱所については、危省令第 28 条の 57 第 2 項、第 3 項又は第 4 項のいずれの特例基準によることもできること。（H10 消防危 19）（H1 消防危 14・消防特 34）

イ 危省令第 28 条の 57 第 2 項又は第 3 項の特例基準により設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第 4 項の特例基準により設置する場合にあっては、一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。（H10 消防危 19）

ウ 「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれるものであること。（H1 消防危 64）

エ 熱媒体（危険物であるものに限る。）を使用したボイラー設備は、当該特例基準を適用することはできないこと。

オ 「危険物の供給を自動的に遮断する装置」は、次により設けること。

(ア) サービスタンクと消費設備間については、サービスタンクの直近に設けること。

(イ) 元タンクとサービスタンク間についても設置を指導すること。

なお、設置する場合は、元タンクの直近に設置するよう指導すること。

(ウ) 自動復旧しない構造であること。

カ ガスボイラー等を一般取扱所内に併設するときは、ガス漏れ火災警報設備等を設けるとともに、地震時及び停電時等の緊急時にガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。

キ 屋上に設置するボイラー等の一般取扱所(危省令第28条の57第4項)については、次によること。

(ア) 危険物を取り扱う設備を収納する鋼製の外箱の底部(高さ0.15m以上)を危険物の漏れのない構造とした場合は、第3号(囲い)及び第8号(貯留設備、油分離装置)の適用については、次のとおりとすることができる。

a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。(第3号、第8号)

b 外箱内には雨水等の浸入がないことから油分離装置は設けなくてよいものとする。(第8号)

(イ) タンク専用室を鋼製の外箱(キュービクル式)とする場合は、危省令第28条の57第4項第9号及び第10号の規定によるほか、次に定めるところによること。

a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。この場合、床面の傾斜はなくても差し支えないものとする。

b タンク専用室の床の鋼板を屋上(建築物の耐火構造の屋根)に直接設置する場合は、耐火構造の床とみなすことができる。

c 採光及び照明の設備は、照明設備を設けること。

d 換気設備は、換気口(自然換気)で差し支えないこと。

(FD、引火防止網必要。)

e 蒸気排出設備を設けるときは、換気設備と兼用して差し支えないこと。

f 通気管及び排出設備の先端位置はタンク専用室の屋根上より 1 m 以上の高さとなるよう指導すること。

(6) 充てんの一般取扱所（危省令第 28 条の 58）

ア 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。（H8 消防危 97）

イ 誤注油防止のため、次のとおり指導すること。

(ア) 固定注油設備は固定給油設備等の基準（危政令第 17 条第 1 項第 10 号及び第 11 号（構造及び油種表示））に適合させるよう指導すること。

(イ) 接続する地下タンク貯蔵所は、中仕切りタンクにガソリンと灯油を隣接して入れないように指導すること。

ウ ガソリンと灯油を同一の計量機（ダブル）で使用しないよう指導すること。

エ 危険物を取り扱う空地の周囲に設ける排水溝は、予想される危険物の流出量に応じて、この目的を十分果たすことができる幅及び深さを有するものとする。

オ ためます及び油分離装置は、予想される危険物の流出量並びに危険物を取り扱う空地の大きさ及び形状等に応じて、その目的を十分果たすことができる大きさ及び設置数とすること。

カ 当該一般取扱所に設けるポンプ設備は、専用の設備とすること。

キ 引火点が 70℃未満の非水溶性液体の危険物をタンクへ注入する一般取扱所には、次に掲げる装置を設けること。

(ア) タンクへ注入する設備に蓄積される静電気を除去する装置（接地による方法等）

(イ) 移動タンク貯蔵所等に蓄積される静電気を除去する装置（タンクローリー用接地端子）

(ウ) 危省令第 40 条の 7 第 1 号から第 3 号までに適合した取

扱いがなされるように、注入速度を制限するための装置
ク 引火点が70℃未満の危険物をタンクへ注入するローディングアーム等の設備には、アルミニウム又は真ちゅう等の火花が発生しにくい材質を用いること。

ケ タンクへ注入する設備は、危険物の過剰な注入を防止できる構造のものとすること。当該構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる（タンク内の液面上昇をフロート式センサー、微圧センサー等で検出し、ポンプの停止又は電磁弁等の閉鎖等により注入を止める。）構造、1回の連続した注入量が設定値（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって4,000リットルを超えない量であること。）以下に制限される構造等が考えられること。

コ 注入場所には、注入作業を停止できるポンプの操作スイッチを設けるとともに、異常時には、当該取扱所内のすべての注入作業を停止することができる緊急停止装置を設けるよう指導すること。

(7) 詰替えの一般取扱所（危省令第28条の59）

給油取扱所の基準によるほか、次によること。

ア 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。（H8消防危97）

イ 誤注油防止のため、固定注油設備には、油種の表示をすること。

ウ 防火塀は一般取扱所の周囲に設けること。この場合の一般取扱所の周囲とは、固定注油設備、注油空地等の周囲をいい、注入口は防火塀の外側に設けても差し支えないこと。

エ 防火塀の高さの計算にあたっては、注入口が防火塀の外側にある場合、荷卸しするタンクローリーが防火塀の外側に停車して荷卸しする場合等は、注油中に漏洩した危険物が燃焼

する火災に対する計算は不要とする。

(8) 油圧装置等の一般取扱所（危省令第28条の60）

ア 危省令第28条の60第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもでき、また、指定数量の倍数が30未満の一般取扱所については、危省令第28条の60第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。

（H1 消防危14・消防特34）

イ 「危険物を取り扱うタンク」とは、危政令第9条第1項第20号のタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないものであること。（S58 消防危21）

(9) 切削装置等の一般取扱所（危省令第28条の60の2）

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。（H10 消防危19）

イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。

（H10 消防危19）

(10) 熱媒体油循環装置の一般取扱所（危省令第28条の60の3）

特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（H10 消防危19）

(11) 蓄電池設備等の一般取扱所（危省令第28条の60の4）

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危省令第28条の60の4第2項及び第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の60の4第2項及び第4項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H24 消防

危 132) (R5 消防危 251)

危省令第 28 条の 60 の 4 第 3 項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第 4 項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。

(H24 消防危 132) (R5 消防危 251)

3 高引火点危険物の一般取扱所 (危省令第 28 条の 61、第 28 条の 62)

高引火点危険物 (引火点が 100℃以上の第 4 類の危険物をいう。)のみを 100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所については、危政令第 19 条第 1 項、第 2 項 (同項で規定されているものに限る。)又は第 3 項 (危省令第 28 条の 61、第 28 条の 62 (充てんの一般取扱所に係る基準の特例))のいずれの特例基準によることもできること。(H1 消防危 14・消防特 34)

4 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所

「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」(H15 消防危 81)によること。

5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(H11 消防危 53)によること。

6 リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所

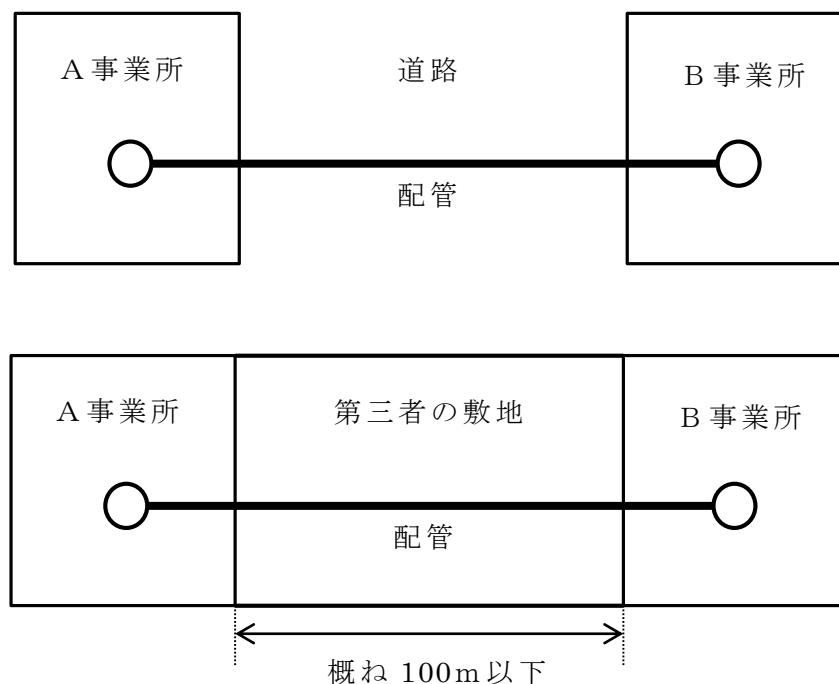
「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(H23 消防危 303)によること。

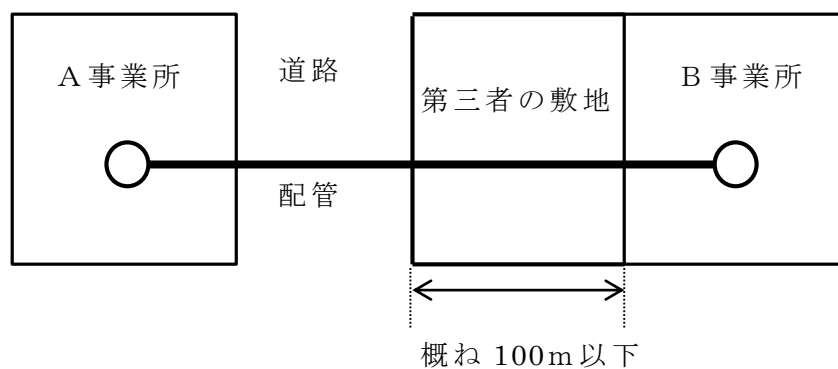
第 1 4 章 移送取扱所の基準（危政令第 1 8 条の 2）

第 1 規制の対象

- 1 配管設備が当該事業所の敷地外に設けられるものを規制の対象とし、同一事業所の敷地内又は当事者間の事業所の敷地内にとどまるものは対象外とする。
- 2 配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備）が次の各号に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しない。（S49 消防予 63）
 - ア 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が 1 の道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。）の敷地を通過するもので、次の要件の(ア)又は(イ)を満足するもの。
 - (ア) 道路にあっては、配管が横断するものであること。
 - (イ) 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さが概ね 1 0 0 m 以下のものであること。

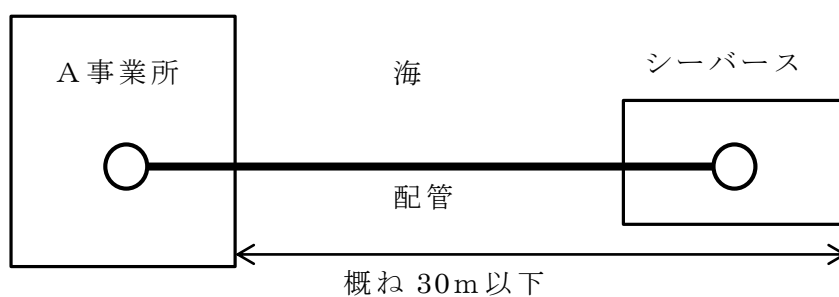
例図





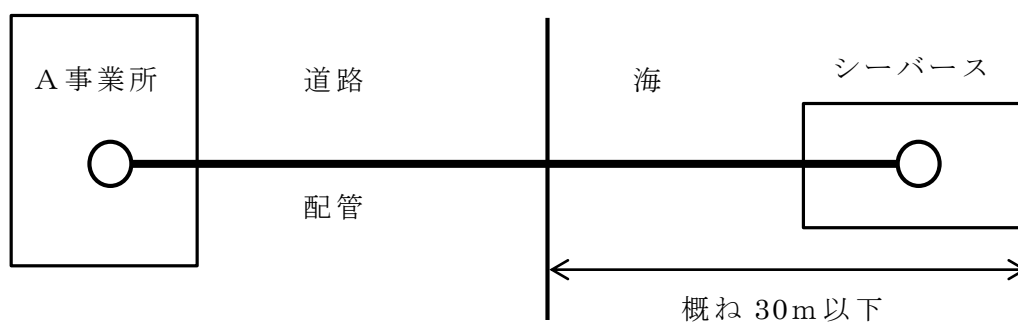
イ 危険物の送り出し施設又は受け入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第一石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。）の長さが概ね30m以下のもの。

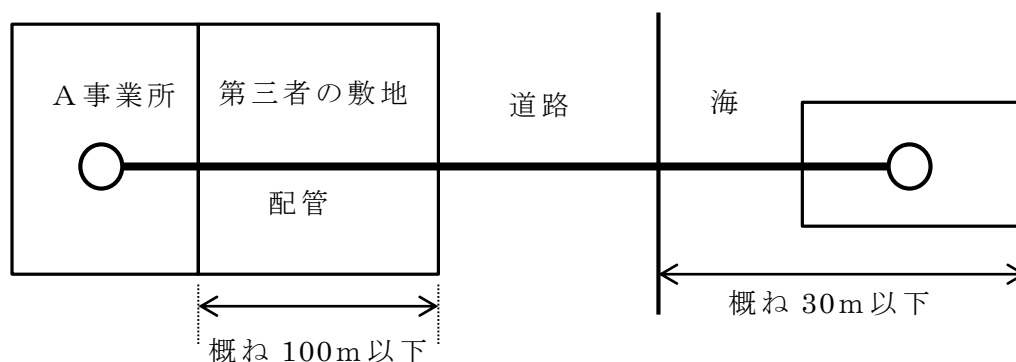
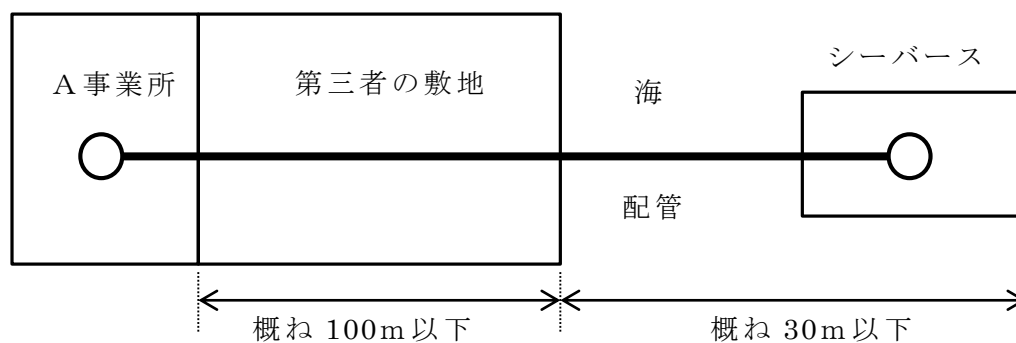
例図



ウ ア及びイの要件を満たすもの

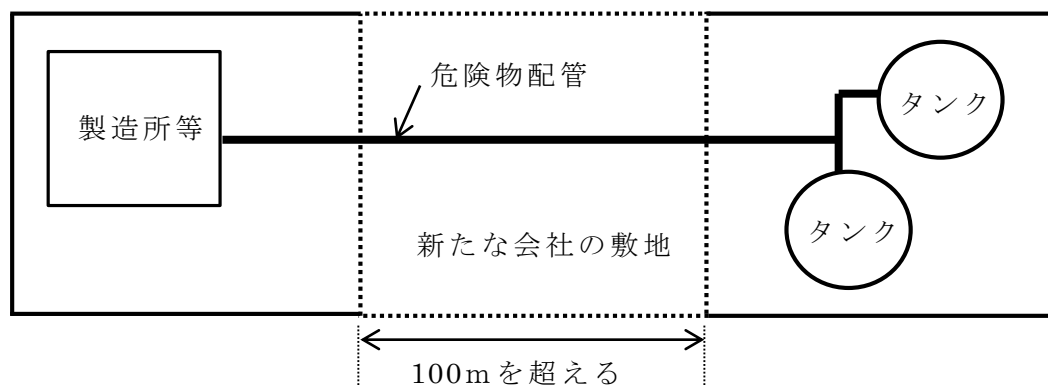
例図



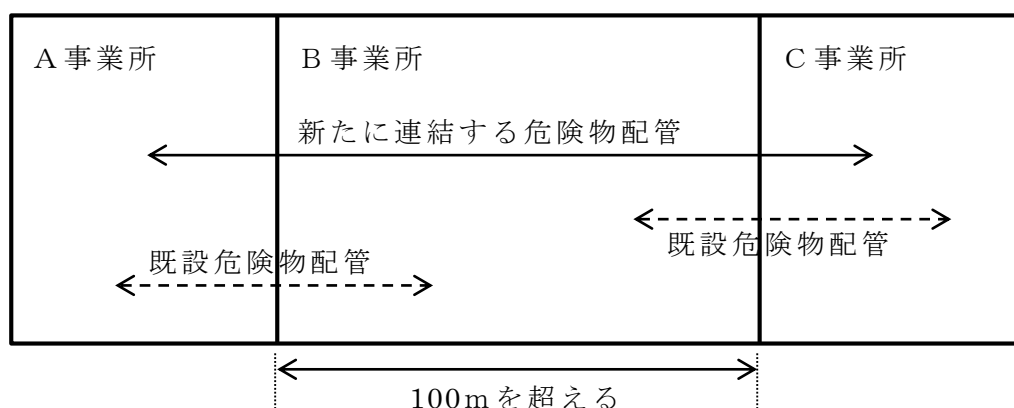


- 3 事業所内に新たな合併会社等設立することにより、既設の危険物配管が第三者の敷地を100mを超えて通過することとなる場合、当該合併会社等の保安管理等が従前と同様一元的に行われるのであれば、当該危険物配管については新たな移送取扱所として規制するのではなく、既設の製造所等のまま規制して差し支えない。(H11 消防危 58)

例図



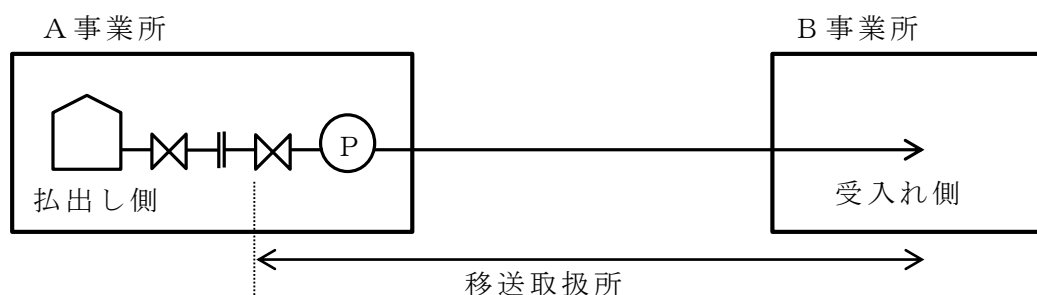
- 4 隣接する複数の事業所間で、業務提携等により、原料、中間体等を相互利用しており、各事業所の危険物施設間を新たに配管で連結する場合、保安管理体制が一元的に行えるのであれば、当該配管について移送取扱所として規制するのではなく、既設の危険物施設の付属配管又は一般取扱所として規制して差し支えない。
(H11 消防危 58)



第2 規制範囲

1 払出し側

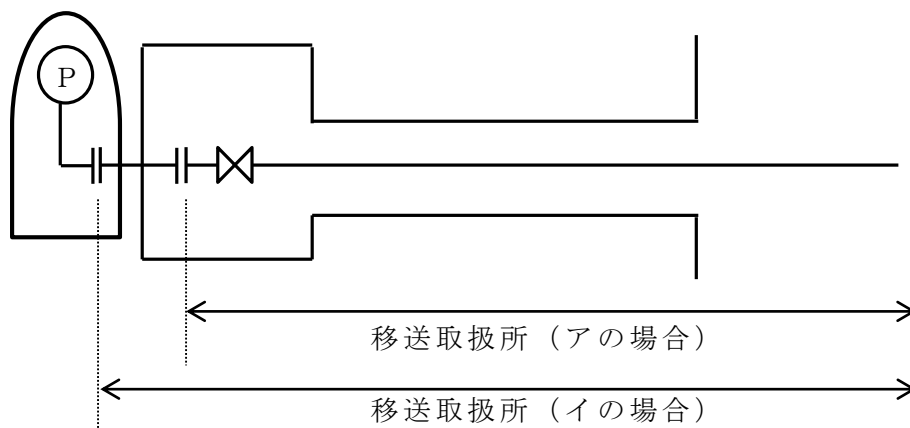
- (1) ポンプ吸込側直近に弁がある場合は、当該弁を含み、弁がない場合は、当該ポンプの吸込側に最も近い箇所にある弁（最も近い箇所にある弁がタンクのエ元バルブであるときは、可撓管を除く。）からとする。



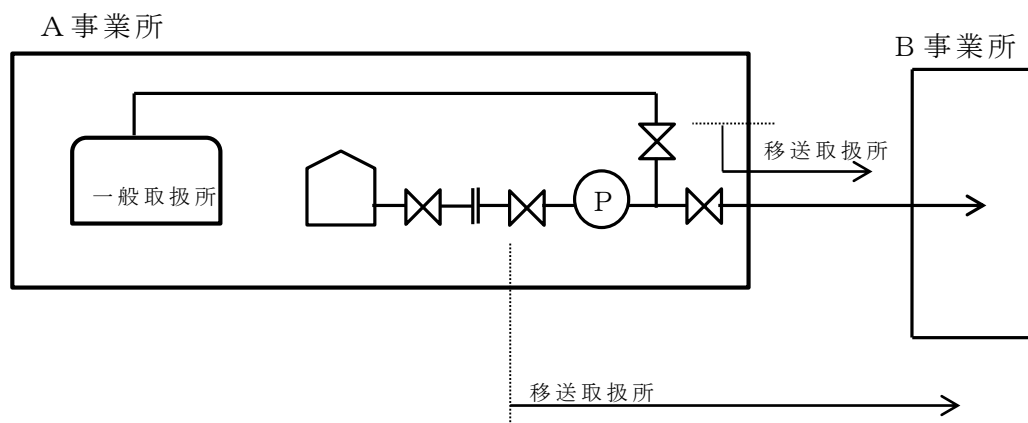
- (2) 危険物を運搬する船舶から陸上への受け入れ施設

ア ホース又はローディングアームが船の施設である場合は、
注入口のフランジ又は結合金具からとする。

イ ホース又はローディングアームが栈橋の附属物である場合は、
当該ホース又はローディングアームの先端からとする。



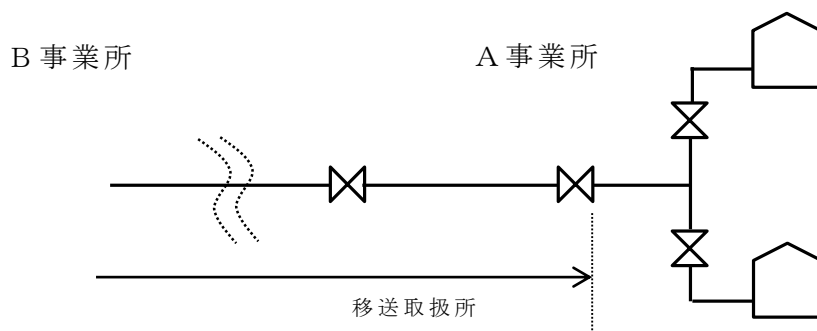
(3) 移送ポンプが吐出ヘッダーを有し、移送取扱所に該当しない
施設へ払出す場合は、当該吐出ヘッダーのバルブまでとする。



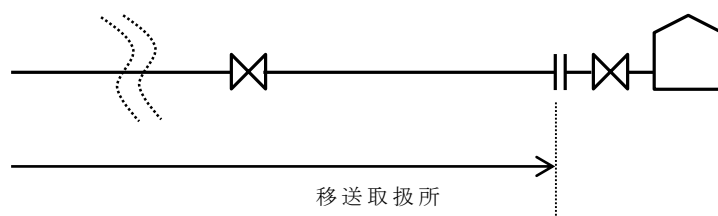
2 受け入れ側

(1) 危険物を受け入れる施設が存する敷地（船舶受け入れを除く。）

ア 分岐配管によって分岐しているときは、その分岐元弁まで
とする。



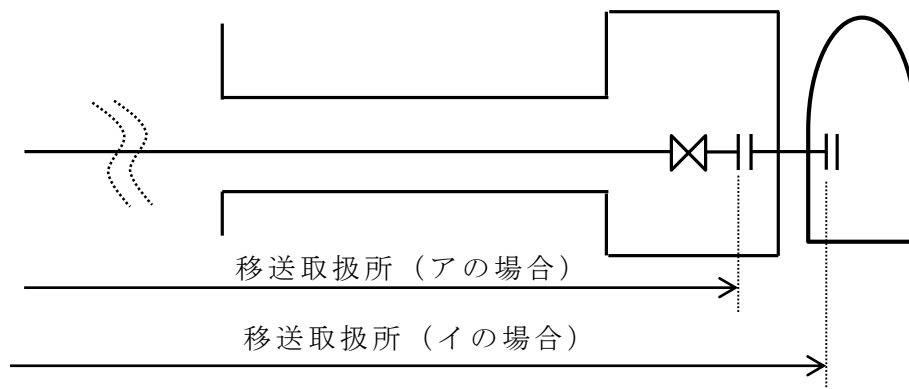
イ 配管が分岐されていないときは、受け入れ側のタンク元弁直近のフランジまでとする。



(2) 危険物を船舶に受け入れる施設

ア ホース又はローディングアームが船の施設物である場合の範囲は、注入口のフランジ又は結合金具までとする。

イ ホース又はローディングアームが栈橋側の附属物である場合の範囲は、当該ホース又はローディングアームの先端までとする。



第 3 許可数量の算定

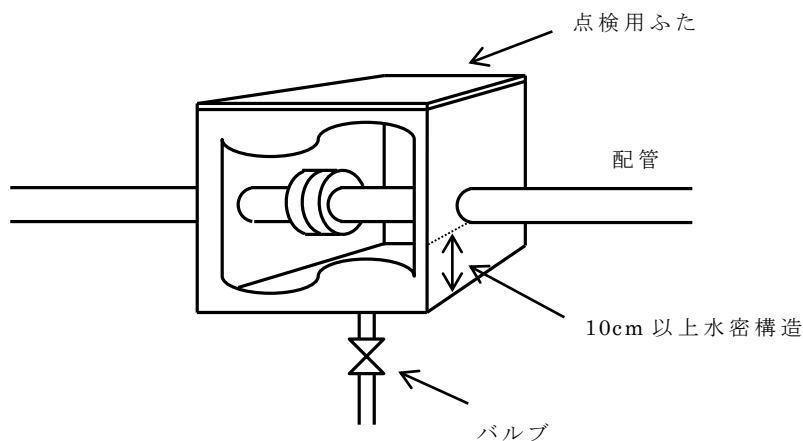
- 1 1日に移送する危険物の量の合計とすること。
- 2 複数の配管を1件の許可としたものにあつては、それぞれの配管で移送される危険物の量を合算した数量とすること。

第 4 構造等

- 1 フランジ接合部の措置（危省令第28条の7第2項）

配管等の接合部は原則として溶接で行うこととされているが、絶縁継手部等やむを得ない場合は、安全上必要な強度を有するフランジ接合とすることができる。この場合、当該部分に次の漏洩拡散防止装置を設けること。ただし地上配管で、かつ自己敷地内等で漏洩拡散防止及び保守管理上支障がなければ設置を省略できる。

- (1) ドレンバルブを有する箱型とし、水密構造の堅固なものとする。
- (2) 上部にフランジ部を点検できるふた等設けること。



- 2 地下又は海底に設置する配管の防食被覆（危省令第28条の9）
廃止された JIS G3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する塗覆装材及び塗覆装の方法により施工される配管の塗覆装、危告示第22条第1号及び第2号の規定に適合するものと

して認められる。(H23 消防危 302)

3 工作物に対する水平距離等（危省令第 28 条の 12 第 1 号）

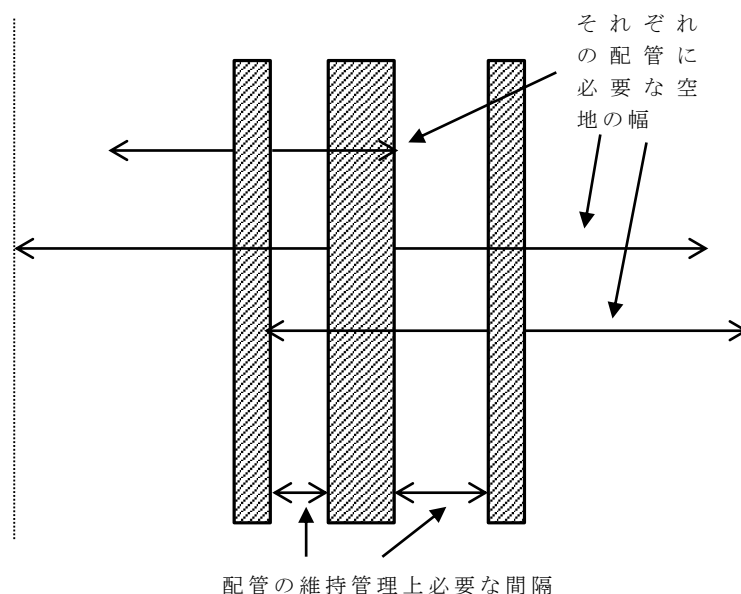
配管の一部を建築物の地盤面下に敷設することについて、危省令第 28 条の 12 第 1 号及び危告示第 24 条第 1 項第 1 号に規定する工作物等に対する水平距離を有することができない場合、漏油覚知装置を設けたシールドトンネルに敷設することにより、危政令第 23 条を適用することができる。(S56 消防危 119)

4 道路下埋設（危省令第 28 条の 13）

同一隧道内に危険物配管と高圧ガス配管等を併置することについて、隧道内に保安設備及び通報設備並びに出入口及び排気口等に防火設備・防火ダンパーを設ける等により併置することができる。(S56 消防危 125)

5 配管の両側に保有すべき空地（危省令第 28 条の 16 第 3 号）

- (1) 2 以上の配管を敷設する移送取扱所において、危省令第 28 条の 16 第 3 号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、下図の例によりその幅を確保すれば足りるものであること。
(S58 消防危 130)



- (2) 危省令第28条の16第3号ただし書きの保安上必要な措置とは、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上必要な塀等を周囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合の措置が該当するほか、当該配管の周囲の状況に応じて、配管から流出した危険物に火災が発生した場合に相互に延焼を防止するために有効であり、かつ、消防活動上の支障がないことを事業所が検証し、市町村長等が当該検証内容を適当と認めた措置をいう。(H23 消防危 273)

第 1 5 章 消火設備の基準（危政令第 2 0 条）

第 1 消火設備の技術上の基準（危省令第 2 9 条～第 3 2 条の 1 1）

1 共通事項

- (1) 消火設備を、他の防火対象物又は製造所等の消火設備と兼用する場合は、水源、予備動力源、消火薬剤、ポンプ設備等について、容量及び能力の大なる方の基準を満たすように設けること。ただし、消火設備の消火範囲が隣接している場合（開口部を有しない隔壁で区画されている場合を除く。）は、同時に使用できる容量及び能力を確保すること。
- (2) 第 1 種、第 2 種及び第 3 種の消火設備の設置に関しては、危省令及び危告示（不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、泡消火設備）に定められたもののほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」（H1 消防危 24 別紙）によること。
- (3) 第 3 種消火設備について、泡消火設備における固定式及び移動式、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備における全域放出方式、局所放出方式及び移動式のそれぞれの区分は、施行令における区分と同様のものであること。
（H1 消防危 24）
- (4) 危省令第 3 2 条の 1 0 ただし書きは、第 1 種、第 2 種又は第 3 種の消火設備と併設する場合の第 4 種の消火設備についての緩和規定であり、第 3 2 条の 1 1 ただし書きは、第 1 種から第 4 種までの消火設備と併設する場合の第 5 種の消火設備の緩和規定であるが、それぞれ第 4 種、第 5 種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。
（H1 消防危 24）
- (5) 消火設備の配管は、危険物配管の基準に準じて、防食措置を講じること。
- (6) 内燃機関を原動機とする加圧送水装置については、「内燃機関

を原動機とする加圧送水装置の構造及び性能の基準について」
(H4 消防危 26) によること。

- (7) ハロゲン化物消火設備については、「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(H13 消防予 155・消防危 61) によること。
- (8) ガス系消火薬剤を使用する消火設備については、「危険物施設に係るガス系消火設備の取扱いについて」(H8 消防予 265・消防危 169) によること。
- (9) 不活性ガス消火設備のうち、二酸化炭素を消火薬剤とするものの安全対策については、「二酸化炭素消火設備の安全対策について」(H8 消防予 193・消防危 117) 及び「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」(H9 消防予 133・消防危 85) によること。
- (10) 製造所等における法第 17 条の適用について (S42 自消丙予 発 102)

ア 1 棟規制の場合

消防用設備等は法第 10 条第 4 項の規定に適合すればよく、法第 17 条の規定に適合しなくてもよい。これは、製造所等に設置すべき消防用設備等に関する法第 10 条第 4 項の規定は、消防用設備等の設置に関する一般規定たる法第 17 条に対し、特別法たる地位を有しているからである。

イ 部分規制の場合

製造所等の部分は法第 10 条第 4 項により設置し、これを除いた部分には法第 17 条の規定による消防用設備等を設置する。

2 著しく消火困難な製造所等の消火設備 (危省令第 33 条)

- (1) 「消火活動上有効な床面からの高さ」の高さの算定の起点となっている消火活動上有効な床面とは、必ずしも建築物の床面に限られるものではなく、火災時において第 4 種の消火設備等

による消火活動を有効に行いうるものでなければならないこと。

(H1 消防危 24)

- (2) 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが 6 m 以上の部分において危険物を取り扱う設備（第 1 項第 1 号）

「地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが 6 m 以上の部分において危険物を取り扱う設備」として高さが 6 m 以上の精留塔などの塔槽類、タンク類等があること。（H1 消防危 64）また、タンクの高さの算定は、地盤面又は床面からタンク側板の最上段の上端までの高さとする。

- (3) 開口部のない耐火構造の床又は壁（第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号）

「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」とは、壁及び床を製造所の基準第 3、2 (5)、アの基準の例による隔壁とし、出入口、窓、換気ダクト、煙突等の開口部を設けないこと。ただし、換気又は排出設備のダクト貫通部分に防火上有効なダンパーを設ける場合若しくは、給油取扱所の基準第 2、1 (15)、ア(ケ)の基準を満たす配管等にあつてはこの限りでない。

- (4) 火災のとき煙が充満するおそれのある場所（第 2 項第 1 号）

危省令第 33 条第 2 項第 1 号の表中の「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」には、上屋のみで壁が設けられていない場所は該当しないものであること。（H1 消防危 64）

- (5) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室（第 2 項第 2 号）

「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室」とは、製造所の基準第 3、8 (4)の表において、自動強制排出設備又は強制排出設備を設置しなければならない建築物又は室とすること。

なお、棟の中に複数の当該室がある場合、第 4 種及び第 5 種消火設備の設置については、複数の室で有効に使用できる位置

に配置することにより、それぞれの室内に消火設備を設けないことができる。

- (6) 著しく消火困難な製造所等に存する20号タンクのうち、屋外にあるもの及び屋内にあるものに係る消火設備については、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所の消火設備の基準を準用すること。

3 第4種消火設備（危省令第32条の10）

- (1) 第4種消火設備は、階ごとに歩行距離が30m以下となるよう設けること。
- (2) 第1種、第2種又は第3種の消火設備と併置する場合にあっては、施設に1本あれば規定に適合することとなるが、階ごとに設けるよう指導すること。

4 第5種消火設備（危省令第32条の11）

- (1) 能力単位の算定においては、第4類の危険物についてはB火災の能力単位で算定し、その他の危険物についてはA火災の能力単位で算定する。（消火器規格省令第1条の2第13号、第14号）
- (2) 第1種から第4種までの消火設備と併置する場合にあっては、階ごとに設けるよう指導すること。

5 電気設備の消火設備（危省令第36条）

- (1) 「電気設備のある場所」とは、電動機、配電盤等のある場所が該当し、単に照明器具、コンセント等のみが存在する場所は該当しないものとする。

なお、電気設備等の増設又は変更が予想される製造所等にあっては、原則としてエリア全体を電気設備のある場所として指導すること。

- (2) 給油取扱所における「電気設備のある場所」については、建築物の床面積（床又は壁で区画されていないものについては、水平投影面積）及び屋外に設置する電気設備のある場所とする

こと。

- (3) 「電気設備のある場所の面積」とは、建築物内の電気設備のある室の面積を合算した面積をいうこと。

6 所要単位、能力単位の計算方法（危省令第30条、第31条、第36条）

(1) 建築物その他の工作物

消火器の能力単位はA単位で計算すること。

ア 建築物の外壁が耐火構造の場合

$$\text{延べ面積} \div 100 (150) \text{ m}^2 = x \text{ (所要単位)}$$

イ 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\text{延べ面積} \div 50 (75) \text{ m}^2 = y \text{ (所要単位)}$$

※ 括弧内の数値は貯蔵所の場合

$$x (y) \div \text{能力単位} = I \text{ (本)}$$

(2) 危険物

第4類はB単位、その他はA単位で計算すること。

$$\text{指定数量倍数の } 1/10 \div \text{能力単位} = II \text{ (本)}$$

(3) 電気設備

$$\text{電気設備のある場所の面積} \div 100 \text{ m}^2 = III \text{ (本)}$$

ただし、危省令第33条第2項各号、第34条第2項各号又は第35条各号に基づき設置される消火設備が、政令別表第5において電気設備に適応するものとされ、かつ当該消火設備が発電設備のある場所を包含し、又は危省令第36条の規定を満たすように設けられている場合、危政令第23条を適用し、危省令第36条の規定により設置が必要な消火設備を設けなくてよいこととして差し支えない。（R5 消防危 63）

(4) 合計必要本数

$$I + II + III \text{ (本) 以上}$$

※ I、II、IIIはそれぞれ小数点以下を切上げた数値（本数）とする。

第2 各施設別消火困難性の区分

1 製造所・一般取扱所

区 分	施 設 規 模 等	
	高引火点危険物以外のもの	高引火点危険物
著しく消 火困難	① 指定数量の 100 倍以上の危険物（危省令第 72 条第 1 項に規定する危険物（以下「火薬該当危険物」という。）を除く。）を取り扱うもの（危省令第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。）のうち、危省令第 28 条の 60 の 4 第 5 項各号に掲げる基準に適合するものを除く。） ② 延べ面積 1,000 m ² 以上のもの ③ 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さ 6m 以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの ④ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所（当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）	延べ面積 1,000 m ² 以上のもの
消火困難	<u>上記以外のもので</u> ① 指定数量の 10 倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を取り扱うもの ② 延べ面積 600 m ² 以上のもの ③ 危省令第 28 条の 55 第 2 項の一般取扱所（吹付塗装作業等の一般取扱所） ④ 第 28 条の 55 の 2 第 2 項若しくは第 3 項の一般取扱所（洗浄作業の一般取扱所） ⑤ 第 28 条の 56 第 2 項若しくは第 3 項の一般取扱所（焼入れ作業等の一般取扱所） ⑥ 第 28 条の 57 第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項の一般取扱所（ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所） ⑦ 第 28 条の 60 第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項の一般取扱所（油圧装置等を設置する一般取扱所） ⑧ 第 28 条の 60 の 2 第 2 項若しくは第 3 項の一般取扱所（切削装置等を設置する一般取扱所） ⑨ 第 28 条の 60 の 3 第 2 項の一般取扱所（熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所）	<u>上記以外のもので</u> 延べ面積 600 m ² 以上のもの
その他	上記以外すべて	上記以外すべて

2 屋内貯蔵所

区 分	施 設 規 模 等	
	高引火点危険物以外のもの	高引火点危険物
著しく消 火困難	① 指定数量の 150 倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を貯蔵し、若しくは取り扱うもの ② 貯蔵倉庫の延べ面積が 150 m ² を超えるもの（当該貯蔵倉庫が 150 m ² 以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第 2 類又は第 4 類の危険物（引火性固体及び引火点が 70℃未満の第 4 類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） ③ 軒高が 6m 以上の平屋建のもの ④ 危政令第 10 条第 3 項の屋内貯蔵所（建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第 2 類又は第 4 類の危険物（引火性固体及び引火点が 70℃未満の第 4 類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）（他用途部分を有する屋内貯蔵所）	軒高が 6m 以上の 平屋建のもの
消火困難	<u>上記以外のもので</u> ① 危政令第 10 条第 2 項の屋内貯蔵所（平屋建以外の屋内貯蔵所） ② 危省令第 16 条の 2 の 3 第 2 項の特定屋内貯蔵所 ③ ① 及び ② 以外の屋内貯蔵所で、指定数量の 10 倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を貯蔵し、又は取り扱うもの ④ 延べ面積 150 m ² を超えるもの ⑤ 危政令第 10 条第 3 項の屋内貯蔵所	<u>上記以外のもので</u> ① 危政令第 10 条第 2 項の屋内貯蔵所（平屋建以外の屋内貯蔵所） ② 危省令第 16 条の 2 の 3 第 2 項の特定屋内貯蔵所 ③ 延べ面積 150 m ² を超えるもの ④ 危政令第 10 条第 3 項の屋内貯蔵所
その他	上記以外すべて	上記以外すべて

3 屋外タンク貯蔵所

区 分	施 設 規 模 等			
	液体危険物を貯蔵するもの			固体危険物
	高引火点危険物及び第 6 類危険物以外のもの	高引火点危険物	第 6 類危険物	
著しく消火困難	① 危険物の液表面積が 40 m ² 以上のもの ② 高さが 6m 以上のもの ③ 地中タンク及び海上タンクに係るもの			指定数量の倍数が 100 以上のもの
消火困難	上記以外すべて			上記以外すべて
その他		すべて	すべて	

4 屋内タンク貯蔵所

区 分	施 設 規 模 等		
	高引火点危険物及び第 6 類危険物以外のもの	高引火点危険物	第 6 類危険物
著しく消火困難	① 危険物の液表面積が 40 m ² 以上のもの ② 高さが 6m 以上のもの ③ タンク専用室を平屋建以外の建築物に設けるもので引火点が 40℃ 以上 70℃ 未満の危険物に係るもの（タンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）		
消火困難			
その他		すべて	すべて

5 地下タンク貯蔵所

区 分	施 設 規 模 等
その他	すべて

6 簡易タンク貯蔵所

区 分	施 設 規 模 等
その他	すべて

7 移動タンク貯蔵所

区 分	施 設 規 模 等
その他	すべて

8 屋外貯蔵所

区 分	施 設 規 模 等	
	高引火点危険物以外のもの	高引火点危険物
著しく消 火困難	① 塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもので当該囲いの内部の面積（2 以上の囲いを設ける場合にあっては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積をいう。以下同じ。）が 100 m ² 以上のもの ② 危政令第 16 条第 4 項の屋外貯蔵所で、指定数量の倍数が 100 以上のもの	
消火困難	<u>上記以外のもので</u> ① 塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うもので当該囲いの内部の面積 5 m ² 以上のもの ② 危政令第 16 条第 4 項の屋外貯蔵所で、指定数量の倍数が 10 以上 100 未満のもの ③ ① 及び ② 以外で、指定数量の倍数が 100 のもの	
その他	上記以外すべて	すべて

9 給油取扱所

区 分	施 設 規 模 等
著しく消 火困難	① 一方のみが開放されている屋内給油取扱所のうち上部に上階を有するもの ② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所のうち①以外のもの
消火困難	<u>上記以外のもので</u> ① 屋内給油取扱所 ② メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所のうち①以外のもの
その他	上記以外すべて

10 販売取扱所

区 分	施 設 規 模 等
消火困難	第二種販売取扱所
その他	第一種販売取扱所

11 移送取扱所

区 分	施 設 規 模 等
著しく消 火困難	すべて

第 1 6 章 警報設備の基準（危政令第 2 1 条）

1 警報設備の設置区分（指定数量の倍数が 1 0 以上の施設）

設備区分	製造所等の区分	施 設 規 模 等
自動火災 報知設備	製造所 一般取扱所	① 延べ面積 500 m ² 以上のもの ② 100 倍以上のもので屋内にあるもの（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものを除く。） ③ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所（当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）
	屋内貯蔵所	① 指定数量の倍数が 100 以上のもの（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） ② 貯蔵倉庫の延べ面積が 150 m ² を超えるもの（当該貯蔵倉庫が 150 m ² 以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの又は第 2 類若しくは第 4 類の危険物（引火性固体及び引火点が 70℃未満の第 4 類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、若しくは取り扱うものにあつては、延べ面積が 500 m ² 以上のもの） ③ 軒高が 6m 以上の平屋建のもの ④ 危政令第 10 条第 3 項の屋内貯蔵所（建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第 2 類又は第 4 類の危険物（引火性固体及び引火点が 70℃未満の第 4 類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）
	屋外タンク貯蔵所	岩盤タンクに係るもの
	屋内タンク貯蔵所	タンク専用室を平屋建以外の建築物に設けるもので著しく消火困難な製造所等に該当するもの
	給油取扱所	① 一方開放の屋内給油取扱所 ② 上部に上階を有する屋内給油取扱所
加入電話 非常ベル 拡声装置 警 鐘	上記以外のもの（移動タンク貯蔵所を除く。）	

2 警報設備の留意事項

(1) 消防機関に報知ができる電話（危省令第 3 7 条）

同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置に加入電話があれば、危険物施設内に設置されていなくても差し支えないものとする。

(2) 延べ面積（危省令第 3 8 条第 1 項第 1 号）

「延べ面積」には、屋外の工作物の設置面積は含めないもので

あること。(H1 消防危 24)

- (3) 開口部のない耐火構造の床又は壁（危省令第 3 8 条第 1 項第 1 号）

消火設備の基準第 1、2 (3) の例によること。

- (4) 上部に上階を有する屋内給油取扱所（危省令第 3 8 条第 1 項第 1 号）

建築物のすべてが屋内給油取扱所である場合は、2 階建以上であつても上階を有するものに該当しないものであること。

3 自動火災報知設備の基準

- (1) 危省令第 3 8 条第 2 項の規定のほか次によること。(H1 消防危 24)

ア 感知器等の設置は、施行則第 2 3 条第 4 項から第 8 項までの規定の例によること。

イ アのほか施行則第 2 4 条及び第 2 4 条の 2 の規定の例によること。

- (2) その他、「消防用設備等の技術基準(全国消防長会中国支部編集)」第 1 0 . 自動火災報知設備の技術基準を準用する。

第 17 章 避難設備の基準（危政令第 21 条の 2）

1 避難設備の設置区分（危省令第 38 条の 2 第 1 項）

区 分	製造所等 の 区 分	施設規模等	誘導灯設置場所
避難設備 (誘導灯)	給 油 取 扱 所	2 階を店舗、飲食、展 示場の用途に供するもの	① 2 階から敷地外へ通じる出入口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
		一方開放の屋内給油取 扱所で、敷地外に直接通 じる避難口が設けられ、 壁等で区画された事務所 等を有するもの	① 事務所等の出入口、避難口 ② ①に通じる通路、階段、出入口

2 避難設備の技術基準（危省令第 38 条の 2 第 2 項）

- (1) 避難口及び避難口に通ずる出入口等の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
- (2) 誘導灯は、A 級、B 級、C 級のいずれの種類のものであっても差し支えないものであること。（H1 消防危 44）
- (3) 非常電源は、20 分間作動できる容量以上のものとする。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。

この基準は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。

この基準は、令和 5 年 2 月 17 日から施行する。

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。